
令和4年 第1回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和4年3月 2 日

閉会 令和4年3月16日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（3月2日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	3
○日程第 4 行 政 報 告	3
○日程第 5 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 6 報告第 2 号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 報告第 3 号 委員会所管事務調査報告について	6
○日程第 8 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町 一般会計補正予算（第14号））	7
○日程第 9 議案第10号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）	7
○日程第10 議案第11号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）	13
○日程第11 議案第12号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別補正予（第5号）	15
○日程第12 議案第13号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	16
○日程第13 議案第14号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	17
○日程第14 議案第15号 令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	18
○日程第15 議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	19
○散 会 宣 告	20

目 次

第 2 号（3月3日）

○議 事 日 程	2 3
○出 席 議 員	2 3
○欠 席 議 員	2 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 3
○議会事務局出席職員	2 3
○開 議 宣 告	2 4
○諸 般 の 報 告	2 4
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2 4
○日程第 2 執行方針	2 4
〔町 政 執 行 方 針〕 町 長 齊 藤 繁 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 服 部 久 和 君	
○日程第 3 議案第 1 号 令和4年度上富良野町一般会計予算	2 4
○日程第 4 議案第 2 4 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	2 4
○日程第 5 議案第 2 5 号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	2 4
○日程第 6 議案第 2 号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	2 4
○日程第 7 議案第 3 号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	2 4
○日程第 8 議案第 4 号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計予算	2 4
○日程第 9 議案第 5 号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	2 4
○日程第10 議案第 6 号 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	2 4
○日程第11 議案第 7 号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	2 4
○日程第12 議案第 8 号 令和4年度上富良野町水道事業会計予算	2 4
○日程第13 議案第 9 号 令和4年度上富良野町病院事業会計予算	2 4
○追加日程第1 議会運営委員長報告	5 6
○追加日程第2 議案の訂正について（議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）	5 7
○散 会 宣 告	5 7

目 次

第 3 号（3月8日）

○議 事 日 程	5 9
○出 席 議 員	5 9
○欠 席 議 員	5 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 9
○議会事務局出席職員	5 9
○開 議 宣 告	6 0
○諸 般 の 報 告	6 0
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	6 0
○日程第 2 町の一般行政について質問	6 0
1 番 元 井 晴 奈 君	6 0
1 コロナ禍での新病院建設に向けた病院内での取り組みについて	
2 患者中心の施設整備の実現に向けての取り組みについて	
9 番 佐 藤 大 輔 君	6 5
1 持続可能（サステイナブル）なまちづくりについて	
4 番 中 瀬 実 君	7 4
1 上富良野町の今後の農業施策展開は	
3 番 高 松 克 年 君	8 0
1 十勝岳ジオパーク認定後の計画は	
2 水田活用直接支払制度変更による影響について	
8 番 荒 生 博 一 君	8 6
1 高齢者の生きがいづくりについて	
2 ふるさと納税について	
○散 会 宣 告	9 0

目 次

第 4 号（3月9日）

○議 事 日 程	9 3
○出 席 議 員	9 3
○欠 席 議 員	9 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	9 3
○議会事務局出席職員	9 3
○開 議 宣 告	9 4
○諸 般 の 報 告	9 4
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	9 4
○日程第 2 町の一般行政について質問	9 4
6 番 中 澤 良 隆 君	9 4
1 将来を展望した移動手段の確保について	
7 番 米 沢 義 英 君	1 0 0
1 水田活用の直接支払い交付金について	
2 保育所等のコロナ感染支援について	
3 コロナ禍における支援策について	
4 病院に小児科の設置について	
5 学校給食の無償化について	
6 パートナースhip制度について	
○追加日程第1 議会運営委員長報告	1 0 8
○追加日程第2 議案第31号 北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請 負契約の変更について	1 0 8
○散 会 宣 告	1 0 9

目 次

第 5 号（3月16日）

○議 事 日 程	1 1 1
○出 席 議 員	1 1 1
○欠 席 議 員	1 1 2
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 1 2
○議会事務局出席職員	1 1 2
○開 議 宣 告	1 1 3
○諸 般 の 報 告	1 1 3
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	1 1 3
○日程第 2 議会運営委員長報告	1 1 3
○追加日程第1 議案第35号 上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例	1 1 4
○追加日程第2 議案第32号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）	1 1 5
○追加日程第3 議案第33号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）	1 1 5
○追加日程第4 議案第34号 令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）	1 1 5
○追加日程第5 令和4年第1回定例会付託	1 2 0
議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	
○日程第 3 予算特別委員会付託	1 2 1
議案第 1号 令和4年度上富良野町一般会計予算	
議案第 24号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	
議案第 25号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	
議案第 2号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6号 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8号 令和4年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9号 令和4年度上富良野町病院事業会計予算	
○追加日程第6 決議案第1号 議案第1号 令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議について	1 2 2
○日程第 4 議案第16号 上富良野町農業振興資金融資条例を廃止する条例	1 2 4
○日程第 5 議案第17号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	1 2 4
○日程第 6 議案第18号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例	1 2 6
○日程第 7 議案第20号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 2 7
○日程第 8 議案第21号 上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 2 7
○日程第 9 議案第22号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1 2 8
○日程第10 議案第23号 上川町村等公平委員会共同設置規約変更について	1 2 9
○日程第11 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 3 0
○日程第12 議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 3 0

○日程第 13	議案第 28 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	130
○日程第 14	議案第 29 号	教育委員会教育長の任命について	131
○日程第 15	発議案第 1 号	町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を 改正する条例）	131
○日程第 16	発議案第 2 号	町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例）	132
○日程第 17	発議案第 3 号	コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直 しを求める意見について	133
○追加日程第 7	決議案第 2 号	ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議について	134
○日程第 18	閉会中の継続調査申し出について		134
○閉 会 宣 告			135

第 1 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和 4 年度上富良野町一般会計予算	3 月 16 日	原 案 可 決
2	令和 4 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3 月 16 日	原 案 可 決
3	令和 4 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3 月 16 日	原 案 可 決
4	令和 4 年度上富良野町介護保険特別会計予算	3 月 16 日	原 案 可 決
5	令和 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3 月 16 日	原 案 可 決
6	令和 4 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3 月 16 日	原 案 可 決
7	令和 4 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3 月 16 日	原 案 可 決
8	令和 4 年度上富良野町水道事業会計予算	3 月 16 日	原 案 可 決
9	令和 4 年度上富良野町病院事業会計予算	3 月 16 日	原 案 可 決
1 0	令和 3 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 5 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 1	令和 3 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 2	令和 3 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 5 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 3	令和 3 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 4	令和 3 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 5	令和 3 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 6	上富良野町農業振興資金融資条例を廃止する条例	3 月 16 日	原 案 可 決
1 7	上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	3 月 16 日	原 案 可 決
1 8	上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例	3 月 16 日	原 案 可 決
1 9	上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	3 月 2 日	厚生文教常任 委 員 会 付 託
2 0	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 月 16 日	原 案 可 決
2 1	上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 月 16 日	原 案 可 決
2 2	上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3 月 16 日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
23	上川町村等公平委員会共同設置規約変更について	3月16日	原 案 可 決
24	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3月16日	原 案 可 決
25	十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	3月16日	原 案 可 決
26	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月16日	同 意 可 決
27	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月16日	同 意 可 決
28	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月16日	同 意 可 決
29	教育委員会教育長の任命について	3月16日	同 意 可 決
30	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第14号))	3月2日	承 認 可 決
31	北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約 の変更について	3月9日	原 案 可 決
32	令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第16号)	3月16日	原 案 可 決
33	令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第6号)	3月16日	原 案 可 決
34	令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)	3月16日	原 案 可 決
35	上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給 条例の一部を改正する条例	3月16日	原 案 可 決
	令和4年第1回定例会付託 議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例	3月16日	原 案 可 決
	[予算特別委員会付託] 令和4年度上富良野町一般会計予算 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 令和4年度上富良野町介護保険特別会計予算 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 令和4年度上富良野町水道事業会計予算 令和4年度上富良野町病院事業特別会計予算	3月16日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	執 行 方 針	3 月 3 日	
	行 政 報 告	3 月 2 日	
	町の一般行政について質問	3 月 8 日 3 月 9 日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	3 月 2 日	報 告
2	議員派遣結果報告について	3 月 2 日	報 告
3	委員会所管事務調査報告について	3 月 2 日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項の指定について (上富良野町税条例の一部を改正する条例)	3 月 16 日	原 案 可 決
2	町長の専決事項の指定について (上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	3 月 16 日	原 案 可 決
3	コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しを求める 意見について	3 月 16 日	原 案 可 決
	決 議		
1	議案第 1 号 令和 4 年度上富良野町の一般会計予算に対する附帯決議 について	3 月 16 日	原 案 可 決
2	ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議について	3 月 16 日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	3 月 16 日	原 案 可 決

令和4年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和4年3月2日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 3月2日～16日 15日間
第 4 行政報告 町長 斉藤 繁 君
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利 君
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について
第 8 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第14号))
第 9 議案第10号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第15号)
第10 議案第11号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
第11 議案第12号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)
第12 議案第13号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
第13 議案第14号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
第14 議案第15号 令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)
第15 議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（13名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	13 番	岡 本 康 裕 君
14 番	村 上 和 子 君		

○欠席議員（1名）

12 番	小田島 久 尚 君
------	-----------

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉藤 繁 君	副 町 長	佐藤 雅 喜 君
教 育 長	服部 久 和 君	代表監査委員	中田 繁利 君
農業委員会会長	井村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及川 光 一 君
総 務 課 長	宮下 正 美 君	企画商工観光課商工観光班主幹	上嶋 義 勝 君
町民生活課長	星野 耕 司 君	保健福祉課長	鈴木 真 弓 君
保健福祉課健康づくり担当課長	星野 章 君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	大谷 隆 樹 君
建設水道課長	狩野 寿 志 君	教育振興課長	林 敬 永 君
ラベンダーハイツ所長	谷口 裕 二 君	町立病院事務長	北川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局 長	深山 悟 君	次 長	飯村 明 史 君
主 事	真鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和4年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎表 彰

○議長（村上和子君） 御報告いたします。

令和4年2月8日、全国町村議会議長会会長より、金子益三議員に対し、15年以上、町議会議員としての長きにわたり、議会制度の高揚と地方自治の振興・発展に寄与された功績により、表彰状が届いておりますので、ただいまより、当議場にて伝達をさせていただきます。

○事務局長（深山 悟君） 村上議長、金子議員におかれましては、演台前にお願いいたしたいと思えます。

演台前におきまして、村上議長から金子議員への表彰伝達をいただきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 表彰状。

北海道上富良野町、金子益三殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり、地域の振興・発展に寄与された、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰いたします。

令和4年2月8日。

全国町村議会議長会会長 南雲正。（拍手）

ただいま、金子議員、おめでとうございます。

○事務局長（深山 悟君） 以上で、表彰伝達を終わります。

○議長（村上和子君） 議事を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本定例会は、2月25日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告、議会運営委員長から議員派遣結果報告及び議長にお

いて諮問されました新型コロナウイルス感染症拡大に伴う議会運営等についての報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに令和3年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

また、議案第26号から議案第28号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第29号教育委員会教育長の任命については、16日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

1 番 元 井 晴 奈 君

2 番 北 條 隆 男 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和4年第1回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る12月16日、1月19日、2月7日、同月24日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました2件の陳情、要望の取扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案30件、議長からの報告案件3件、議員からの発議案件3件であります。

また、一般質問の日程について審議を行いました。

2月15日正午の通告期限までに7人の議員から

通告がありましたので、3月定例会の一般質問は、8日の火曜日に5人が質問を行い、9日の水曜日に2人が質問を行うことといたしました。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、3月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討の結果、本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

次に、提案議案の審議についてであります。議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については厚生文教常任委員会に、議案第1号令と4年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令と4年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第24号から議案第25号までの各基金の一部支消については予算特別委員会に付託し、本会議休会中に審査を行うことといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株により、全国的に感染者が爆発的に増加し、1月27日に北海道全域にまん延防止等重点措置が適用され、本町でも罹患者が多数発生している状況であることから、1月27日に、議長から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う議会運営等についての諮問を受けました。

議会運営委員会で、コロナ禍での議会の行動指針を慎重審議して、2月14日に議長に答申し、2月25日の全員協議会で決定いただきましたので、本日の委員会所管事務調査報告により、報告させていただきます。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月16日までの15

日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長（村上和子君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、昨年12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。2月16日から17日の2日間、十勝岳火山防災協議会の主催により実施いたしました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症に伴うまん延防止等重点措置発令中の訓練となり、webを併用し、最小限の参加人数により、実施したところであります。

訓練実施に当たっては、旭川地方气象台、北海道、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署など、多数の関係機関に御協力をいただいたところであります。

また、住民参加による避難訓練については、昨年度に続き、見合わせましたが、今回の訓練では、火山泥流災害対応等を想定した訓練を実施し、訓練結果をもとに、今後の十勝岳火山避難計画の見直しに生かしてまいりたいと考えております。

改めて、各防災関係機関の御協力に対しまして、感謝申し上げます。

次に、自衛隊関係であります。1月20日に富良野地方自衛隊協力会により「上富良野駐屯地現状規模堅持更なる拡充を求める要望」を、基地対策関係では、2月2日に上富良野町基地対策協議会により「防衛施設周辺整備対策等に関する要望」を、防衛省及び関係国会議員に書面要望として行ったところであります。

次に、冬の観光イベントの開催状況についてありますが、昨年の大みそかから元旦にかけて、35回目となる「北の大文字」が行われましたが、コロナ禍であることから、YouTubeによる配信に切り替えて実施し、十勝岳の静穏と町民の幸せ、加えて新型コロナウイルス感染症の早期終息を祈念したところであります。

また、58回目となる「かみふらの雪まつり」に

つきましては、2シーズンぶりに日の出公園を会場として開催するよう準備を進めてまいりましたが、本町で新型コロナウイルス感染症の発生があり、苦渋の決断ではありましたが、中止としたところであります。

次に、移住・定住についてであります。移住・定住のホームページを2月1日にリニューアル公開し、より見やすく、分かりやすい内容となったため、多くの方々に見ていただくことで、上富良野の魅力を発信できるものと考えております。

次に、十勝岳ジオパーク構想の認定結果についてであります。1月28日開催の日本ジオパーク委員会において、日本ジオパークネットワークへの加盟が認定されたところであります。

今後、感染状況を見ながら、認定記念ガイドツアーなどを開催し、地域住民への普及を図ってまいります。

次に、町税等の収納対策についてであります。今年度の取組状況については、1月末現在において、国税徴収法に基づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、給料、普通預金など、合計35件の差押えを執行し、235万2,156円を換価収納したところであります。

この間、納税相談を実施し、12月期までに現年度分の未納435件に対し、納税催告を行うなど、納税の推進を図ってまいりました。

次に、クリーンセンターにおける排出ガスの測定結果についてであります。ダイオキシン類は、昨年4月の測定で、A系が0.059ナノグラム、B系が0.019ナノグラム、10月の測定で、A系が0.012ナノグラム、B系が0.14ナノグラムであり、町独自で定めております基準値の5ナノグラムを大きく下回る測定結果となっているところであります。

また、同時に測定している大気汚染防止法に基づく各測定項目についても、全て基準値内となっており、安全性が確認されております。

施設も平成11年度から稼働し、24年を迎えることから、設備の経年劣化も視野に入れ、安全で安定的な管理運営に努めてまいります。

次に、冬の健康づくりについてであります。健康づくり推進のまち宣言強化月間事業として、冬の運動不足解消を目的に、社会教育総合センターと保健福祉総合センターにおいて、健康づくり共通利用券を発行したところであります。

利用券には、222人の申込みをいただき、1月6日から2月5日までの1か月間において、延べ721人の方が利用されたところであります。

また、事前にインボディを測定された方13人に

対しましては、1か月後の測定を実施し、健康相談を通じて、今後の健康づくりに活用していただいているところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。12歳から64歳までのワクチン接種を希望された方、8,781人に対しましては、12月29日で2回目の接種を終え、接種率は92.8%となったところであります。

また、3回目の追加接種を医療従事者に1月19日から開始し、2月14日からは、高齢者、高齢者等施設従事者、保育・教育関係従事者に接種を実施しているところであります。

小児のコロナワクチン接種については、医療機関や富良野圏域の自治体と連携し、安全に安心して接種できる体制を整えてまいります。

次に、成人式についてであります。1月9日、社会教育総合センターにおいて、来賓各位の御臨席をいただき、新成人79名の出席のもと、式典を挙行いたしました。

成人式挙行に当たりましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、全席を指定席として、手指消毒、検温、マスクの着用など、対策を講じ、実施したところであります。

式典では、東中清流獅子舞保存会と大蔵流狂言が披露され、出席者の皆様とともに新成人の門出を祝福したところであります。

次に、コロナ禍における生活支援・地域経済支援対策に関する主な支援策の状況であります。まず、国民健康保険税の減免については、2月8日現在、22件、約297万円の減免を実施したところであります。

また、令和3年度分の事業用家屋及び償却資産の固定資産税の減免につきましては、全額免除34件、約2,163万円、半額免除8件、約81万円、合計42件、2,244万円となっております。

次に、町独自の新生児特別定額給付金事業については、2月24日現在、51人分の支給を完了しているところであります。

次に、緊急経済対策の関係では、2月に販売しましたプレミアム付き商品券については、販売額1億円を完売し、今後の地域経済の活性化に期待しております。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、3月1日現在、件数で5件、事業費総額で2億1,428万円、本年度累計では44件、事業費総額11億5,033万9,300円となっております。

詳細につきましては、お手元に令和３年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上で、行政報告を終了させていただきます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第５ 報告第１号

○議長（村上和子君） 日程第５ 報告第１号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査・例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

１ページを御覧ください。

地方自治法第１９９条第４項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、企画商工観光課及び町民生活課所管の財務事務を監査の対象として、令和３年１２月２１日、２２日、２３日の３日間及び教育振興課所管の財務事務を監査の対象として、令和４年１月２０日、２１日の２日間、令和３年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管の財務事務に関して、一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の提出を求め、これらの書類を点検、照合するとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況と内容について聞き取りも行いました。

定期監査の結果を申し上げます。

企画商工観光課、町民生活課及び教育振興課所管の抽出により試査した財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、３ページから１４ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第３項の規定により、その結果を報告いたします。

令和３年度会計の令和３年１１月分から令和４年１月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略いたします。

また、税の収納状況につきましては、１５ページに添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上で、監査・例月現金出納検査結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第６ 報告第２号

○議長（村上和子君） 日程第６ 報告第２号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） ただいま上程いただきました報告第２号議員派遣結果報告について御説明申し上げます。

本件は、令和３年第４回定例会で御議決いただいた議員派遣について、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づき、令和４年２月１７日に実施されました十勝岳噴火総合防災訓練に併せて、本議会においても防災訓練を実施したところであります。

今回の訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び１月２７日、北海道全域にまん延防止等重点措置が適用されたことを受け、議会においては、情報伝達訓練を実施したところであります。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議員派遣結果報告書。

令和３年第４回上富良野町議会定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告します。

令和４年２月２４日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員会委員長、中澤良隆。

記。

件名、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく訓練活動。

１、調査の経過。

令和４年２月１７日、令和３年度十勝岳噴火総合防災訓練実施に伴い、上富良野町議会災害対策支援本部としての情報伝達訓練を実施した。

２、調査の結果。

（１）情報伝達訓練。

町災害対策本部設置に伴い、議会議員の情報伝達

訓練を実施した。

9時00分に議長から電話による情報伝達を常任委員会ごとの二系統で行い、最終伝達議員からの情報伝達完了の連絡を9時12分と9時18分に議会事務局で受け、その所要時間は18分間を要した。

また、情報内容が確実に最終議員に伝達されたかの検証では、口頭での伝達は正確性において課題であることを認識した。

(2) まとめ。

新型コロナウイルス感染症拡大により、北海道全域にまん延防止等重点措置が適用されている期間内での訓練のため、住民避難訓練の中止など、現地視察などが実施できなかったが、町議会としては、情報伝達訓練を実施して、所期の目的を果たすことができた。

今後、さらに上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく災害対応を的確に行うため、今回の情報伝達訓練で明らかになった課題を総括し、いつ発生するか分からない災害に備えていく必要がある。

以上で、報告第2号議員派遣結果報告についての説明といたします。

御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） ただいま上程いただきました報告第3号委員会所管事務調査報告について御説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、議長から、コロナ禍による議会運営等の諮問を受けたことにより、議会運営委員会で調査し、答申しましたので、その結果について、調査報告書を朗読して、御説明申し上げます。

それでは、報告書を御覧ください。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出した次の調査事件について、調査の経過及び結果を、会議規則第77条の規定により報告する。

令和4年2月24日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員会委員長、中澤良隆。

記。

調査事件名。

議長の諮問に関する事項について。

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う議会運営等について」。

調査の経過。

本委員会は、令和4年1月27日付で議長から諮問を受けた「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う議会運営等について」、令和4年2月7日に委員会を開催して、「新型コロナウイルス感染症に伴う議会の行動指針について（案）」を作成し、令和4年2月14日開催の全員協議会において、当該行動指針を答申して、決定されたので、その結果を次のとおり報告する。

1、行動指針策定の目的。

令和2年2月21日に、本町において上富良野町新型コロナウイルス感染症対策会議が開催されて以降、本町議会としても、議会議員及び議会傍聴者等に対する感染対策・予防措置を徹底して議会運営に取り組んできた。

しかし、国内で初めての感染者が確認されてから2年あまりが経過したが、新しいオミクロン株による感染者は爆発的に増加し、本町においても新型コロナウイルスの罹患者が多数発生している状況にある。

北海道全域においては、まん延防止等重点措置が令和4年1月27日から2月20日まで、さらに21日から3月6日まで延長適用されるとともに、これまで保健所が業務として担ってきた積極的疫学調査による対象者選定が、本人や職場管理者等の判断に委ねられたことから、本町議会としても、今まで以上に感染防止対策を講じる必要があるため。

2 まとめ。

別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う議会の行動指針についてを作成し、議会議員及び傍聴者の感染予防を徹底するとともに、感染状況に臨機応変に対応するよう、必要に応じて改正するものとする。

なお、別紙の新型コロナウイルス感染症に伴う議会の行動指針については、御高覧いただいたものと存じ、報告、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第3号委員会所管事務調査報告についての説明といたします。

御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって本

件の報告を終わります。

◎日程第8 議案第30号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第30号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第30号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第14号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、除排雪経費について、これまで令和3年第4回町議会定例会、1月26日開会の町議会臨時会により追加補正し、対応してきたところでありますが、今期の除排雪作業については、市街地から雪捨て場までの区間において、道道吹上上富良野線道路改良工事に伴う通行規制等により、作業時間が不効率となり、除雪ダンプの台数を増やして対応したことから、当初見込みを上回る除雪費用となったところであり、今年度の除排雪予算に不足が見込まれることから、その追加補正について、2月24日付で専決処分を行ったところであります。

なお、財源については、予備費を充当し、財源調整を図ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第30号を御覧ください。

議案第30号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年2月24日。

上富良野町長、斉藤繁。

令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）。

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

8款土木費1,740万円。

12款予備費1,740万円の減。

歳出合計0円。

以上で、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第14号））の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第14号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第10号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第10号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第10号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、議会広報誌印刷製本費を含む9件について、債務負担行為の追加をお願いするとともに、教育委員会高速プリンター機器更新事業を含む3件について、事業費の確定に伴い、債務負担の限度額の変更をするものであります。

2点目は、防災行政無線整備事業（デジタル化）を含む8件について、事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更するとともに、ラベンダーハイツ事業特別会計繰出しを含む4件については、今年度、過疎債、ソフト事業分として追加配分があったことから、当該事業に財源充当するため、地方債の限度額を変更するものであります。

3点目は、国の補正予算に伴い、住民基本台帳システム改修、情報収集等業務効率化支援事業、道営草地畜産基盤整備事業、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業及び経営体育成基盤整備事業の実施に係る事業費の補正と併せて、繰越明許費の追加をお願いするとともに、道営三事業については、地方債の追加をお願いするものであります。

4点目は、教育・保育給付費について、年度末を控え、各認定こども園入所者の確定見込みに伴い、国・道の負担金及び教育・保育給付費について、所要の補正をお願いするものであります。

5点目は、ふるさと応援モニター事業及びモニター事業以外のふるさと応援寄附について、12月補正予算に計上したものの以降に、これまで町に寄せられました寄附について歳入に計上するとともに、寄附者の意向に沿いまして、それぞれ目的基金への積立て等を歳出予算に計上するため、所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、各目的基金の利子について、それぞれの目的基金に積立てを行うため、所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、マイナンバーを利用した、予防接種法に基づくロタウイルスワクチン定期接種の情報連携を図るため、健康管理システムの改修が必要となることから、当該システム改修に要する経費について、所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、担い手確保経営強化支援事業について、町内一法人から事業実施の要望があったことから、所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、国の補正予算に合わせ、本年度の普通交付税における基準財政需要額の算定方法の改正が行われ、今年度分に限り、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が設けられ、再算定の結果、

普通交付税について、追加交付を受けたことから、歳入に計上するとともに、臨時財政対策債償還基金費分については、同額を今後の臨時財政対策債の償還費に充てるため、減債基金に積み立てるものであります。

10点目は、各事業費の確定及び確定見込みにあります執行残の減額補正のほか、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主要要素として、財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分については、後年度の財政需要に備えるため、財政調整基金及び公共施設整備基金に積立てすることで、補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第10号を御覧ください。

議案第10号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）。

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,716万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億4,718万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

11款地方交付税1億4,345万5,000円。

13款分担金及び負担金2万2,000円の減。

14款使用料及び手数料82万9,000円の減。

15款国庫支出金2,415万5,000円の減。

16 款道支出金 63 万 7,000 円。
17 款財産収入 39 万 3,000 円。
18 款寄附金 1 億 5,530 万 7,000 円。
19 款繰入金 1,073 万 3,000 円の減。
21 款諸収入 11 万円。
22 款町債 300 万円。
歳入合計 2 億 6,716 万 3,000 円。
2 ページをお開きください。

2、歳出。
1 款議会費 405 万 1,000 円の減。
2 款総務費 2 億 8,598 万 8,000 円。
3 款民生費 2,463 万 2,000 円の減。
4 款衛生費 1,131 万 9,000 円の減。
5 款労働費 2 万円の減。
6 款農林業費 2,758 万 4,000 円。
7 款商工費 415 万 5,000 円の減。
8 款土木費 6,716 万 5,000 円の減。
9 款教育費 1,490 万 7,000 円。
10 款公債費 4,832 万円。
11 款給与費 2,198 万 9,000 円の減。
12 款予備費 2,369 万 5,000 円。
歳出合計 2 億 6,716 万 3,000 円。
4 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費補正についてですが、住民基本台帳システム改修及び情報収集等業務効率化支援事業については、事業完了が翌年度になることから、繰越明許費の設定をするものであります。

また、道営草地畜産基盤整備事業、島津第 2 地区道営農業水利施設保全合理化事業及び経営体育成基盤整備事業については、事業着手及び完了は翌年度となることから、繰越明許費の設定をするものであります。

第 3 表、債務負担行為補正についてですが、上富良野町議会広報誌印刷製本費、上富良野町議会会議録反訳業務、上富良野町広報誌印刷製本費、予約型乗合タクシー運行業務及び町道維持管理業務の 5 件については、新年度当初からの業務開始のため、今年度内にその契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

また、見晴台公園指定管理業務、パークゴルフ場指定管理業務、日の出公園指定管理業務及び吹上保養センター指定管理業務の 4 件については、新たな指定管理期間となることから、債務負担行為を設定するものであります。

なお、教育委員会高速プリンター機器更新事業、防災行政無線整備事業（デジタル化）及び北 24 号道路舗装補修事業（令和 3 年度）の 3 件については、それぞれ事業費の確定に伴い、債務負担限度額

を変更するものであります。

5 ページを御覧ください。

第 4 表、地方債補正についてですが、国の補正予算に伴う島津第 2 地区道営農業水利施設保全合理化事業、経営体育成基盤整備事業及び道営草地畜産基盤整備事業の 3 件については、事業費の補正をお願いすることから、その適債分について、地方債の限度額を設定するものであります。

また、防災行政無線整備（デジタル化）、島津第 2 地区道営農業水利施設保全合理化事業、北 17 号道路道営農地整備事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業、経営体育成基盤整備事業、道営草地畜産基盤整備事業、橋梁長寿命化修繕事業及び町営住宅整備事業の 8 件については、事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更するとともに、ラベンダーハイツ事業特別会計繰出、保健福祉総合センター水中運動指導事業、子ども医療費助成事業及びスクールカウンセラー配置事業の 4 件については、前段の概要でも御説明いたしましたが、今年度、過疎債、ソフト事業分として追加配分があったことから、当該 4 事業の財源に充当するため、地方債の限度額を変更するものであります。

以上で、議案第 10 号令和 3 年度上富良野町一般会計補正予算（第 15 号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ちょっと分からないことがあるので、ちょっと教えていただきたいことがあるのですが、39 ページ、こちら、新年度予算で、いわゆる「泥流地帯」のロケサポート関係で、東中中学校の改修というか、そういうことで 200 万円を当初予算予定されておりましたけれども、無事に執行されたのでしょうか、まずそれを確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4 番中瀬議員のただいまの御質問にお答えいたします。

「泥流地帯」のロケについては、まだ内容が定まっていないところでございますけれども、現在、デザイナーの方がいらっしゃって、現地をどういふふうに使えるのかということを検討している段階でございます。工事自体については、実施しているところではございません。予算につきましては、引き続き、次年度においても、その会のほうで改築をしていくということから、そのままの形で、年度末

にかけて、デザイナーの方が、今、いらっしゃるような予定でなっておりますので、そういったところでの対応のほうに、順次、使っていくということで、執行していきたいというふうに考えてございます。

○議長（村上和子君） 4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ということは、執行されていないということですね、200万円の部分については。（発言する者あり）執行されていないということであれば、この200万円の部分の、来年度にまた引き続き使うということはいいいのですけれども、200万円が使われていないということは、その200万円の行方はどういうふうに処理されているのか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

工事自体、会のほうに200万円が負担金として入っております、その会のほうで、工事自体ではなくて、その前の準備や何かに、200万円までは使っていませんけれども、少しずつ使っているような状況でございます。3月のまん防が明けたら、デザイナーの方が来ていただけるような形で、現在、制作会社とも調整中ということで、ちょっと年度をまたいでしまうので、そのまま会のほうに置いてありまして、そういったもので、今後、セットの製作等が入りましたときに、迅速に対応できるように、会のほうの予算の中で使っていきたいというようなことでございます。

○議長（村上和子君） 4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） いわゆる執行されていない部分は、ロケサポート、そういったところで蓄えておいて、次の年に使うとか、そういう話のような受け止めをしましたけれども、結果的には、今年は、その予算は立てないというか、預けてある分で、それで賄うということで、改めて中学校の改修費とか何かは予算化しないということですね。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

既にもう会のほうで、そういった予算も与えてありますというか、お金を入れてありますので、令和4年度予算のほうについては、会のほうから支出できますので、新たな新年度予算の中で東中の中学校の利活用の改築の予算は入れていないということで御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 58ページになろうかと思

いますが、農林業費の農業委員会費の関係で、タブレットを購入する、目標地図をつくるために。これ、2名で1台を使用するということなのですから、これは本当にそれでいいのだろうかとか、タブレットや何かを買って、できることであれば、今の国のほうから10分の10の助成金が来るといっておりますが、やっぱりタブレットを購入することによって、この目標地図をつくるだけでなく、やっぱり有効活用する、ペーパーレスにするとか、いろいろなことにやっぱり使用するということがいいのではないかなと、そういうことを検討して、この7台にしたのかということをお聞きをしたいと思います。

2点目に、88ページになりますけれども、教育費の関係で、体育施設費、アリーナの天井の関係がありますが、これがいろいろな資機材の不足が見込まれるということで、令和4年度に実施するということが、それが延長になったということでもあります。そのことは仕方ないのかなと思うのですが、そのときに、やっぱり今まで、耐震とか、それから、天井が落下が危険だというようなことで、そういうことでこの事業を組み立てて、実施設計に至っていたと思いますので、そういう点で、まず、安全対策はどのように考えているのかということ、1点と、それから、当然、今、実施設計が終わったのですが、実施設計費が、今の状況からしたら、変動するかもしれないというようなことも説明を受けています。

そういうことで、こころ辺についての実施設計の有効期間と、それから、設計が、当然、資機材が上がったり、人件費が上がると思うのですが、そういうことについての考え方と、それから、今のところの今後の見通しはどのようなことを想定しているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（大谷隆樹君） ただいま6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

このたび、国の補正予算によりまして、農業委員会において、人・農地プランの実践のために、現地において、農地集約の目標地図の作成に用いるため、このタブレットを購入するという事業でございます。

この台数につきましては、国費、10分の10ということで、全国で農業委員に対して、2名に1台分ということで、国において予算措置がされたところでございます。

当農業委員会におきましても、このタブレットの

利用方法につきましては、当然、現地において、集落で話し合いを行う際に、このタブレットを活用して、農地の状況を把握しながら話し合いを進めるといふことに活用していきたいというふうを考えておりますが、現時点では、その使用頻度については、そんなにもないかなというふうに考えておまして、今後においては、中澤議員言われたとおり、例えばほかの用途に使う、総会議案のペーパーレス化等を今後は検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（林 敬永君） 6 番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

社会教育総合センター、アリーナの天井でございますけれども、3 点、御質問いただきました。

1 点目の、落下が危険ということの安全対策の取扱いですが、安全対策については、一度、御説明したとおり、危険な部分をまず取り除いてございます。その次に、毎日でございますけれども、目視でございます。朝と夕方、職員と警備員のほうで目視をさせていただきながら、落下防止に努めている部分でございます。

それと、2 点目の、設計の変動についての有効期限の考え方ということでございますけれども、ちょっとこちらにつきましては、設計のほう、建設水道課のほうにお願いしておりますので、私のほうでちょっと答えるものを持ち合わせてございません。申し訳ありませんけれども、建設水道課のほうから、一度、設計をしてございますので、その後の取扱いについては、工事費の積算については、建設水道課のほうとちょっと調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。

3 点目、最後ですが、今後の見通しということで、今後の見通しにつきましては、資材の需要不足というのでしょうか、調達にかかる期間の適正な期間等を見積もることの部分については、令和 5 年度に向けた準備を進めていくということで、御理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

すみません、ちょっと質問いただきました、建設水道課長と、特に先ほどの 2 点目の設計変動の部分についての考え方については、再度、協議をさせていただければというふうに思いますけれども。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま 6 番中澤議員の御質問でございますが、たしか設計したのが本年度でございますので、見積り期間、当然、メーカーから、照明器具とかの見積りをもらって

ますので、その見積り期間が過ぎることから、新たに事業を発注する場合につきましては、見積りを取り直す、また、設計の見直し等、人件費なども当然上がりますし、鋼材の値段とか、その辺も上がっているかと思っておりますので、そのときには、見積りの見直し、設計をつくり直し、代価表とかも変わってきますので、そういうものを見直しながら、発注のほうに進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） まず、安全対策なのですが、やっぱり一応危険度を想定した中でこの工事が導入されると。一応今、目視だとか、十分な安全対策を講じてやっていく。できれば、決して利用が停止されるようなことにならないように、ぜひ今後とも安全対策を講じてほしいと思いますので、もう一度、課長のほうから答弁をもらいたいと思いますし、設計の関係は分かりましたけれども、これは結構なお金がかかっていきますし、また、やり直しということになってくれば、大変だとか、見直しということで受け止めはしますけれども、そういうことで、もう 1 回、そっちはいいです。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6 番中澤議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、天井の安全対策でございます。基本的に、先ほど課長のほうから話がありまして、安全対策の一番というのは、落ちてくるのをとめるということではできませんので、落ちてきそうなものを目視で確認して、落としてしまうという作業で、安全対策を講じております。今、現実には、落として、安全だということで、皆さんに利用をしていただいています。そういう形を今後も続けていく、工事が終わるまで続けていくことで、安全対策を確保しようとするものでございます。

あと、設計の部分でありますけれども、基本的に職員が、見積りだとか、業者に対して金額の見積りだとかをする部分であれば、お金はかからないと思います。要するに単価が変わるというだけで、単価の入れ替えだとか、図面上、この工法を変えとか、そういうことではありませんので、基本的にはそんなお金がかかるものではないなと思っていますけれども、残念ながら、私、専門家ではありませんので、細かい作業の中で、どうしても必要な部分が出てきたときには、議会のほうと御相談申し上げて、予算を措置するなどの対応を図らなければならないのかなというふうに思っております。基本的に

は出てこないのではないかなと想像しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 39 ページの地方振興費、一般管理費の、地域活性化起業人の派遣負担という形で予算が計上されておりました。この間、こういう起業人の派遣の中で行って、そういったノウハウを行政も領受して、活性化して、そういうものを生かしながら事業展開できるのだということの、当初予算で話してきましたら、そういう内容でありましたが、その効能というのは、実際、どの程度上がって、1 年ですから、そう簡単に今すぐという話でありませんが、実際、どうだったのかというところをまずお伺いしておきたいと思います。

あわせて、「泥流地帯」の映画化の問題で、どういう進捗状況になっているのか、現段階ではさっぱり分かりませんので、この点、先ほど同僚議員も言いましたが、200 万円、協議会に負担という形の中で、それを今後、生かしながら、そのセットだとか、そういったものに使っていくということなのですが、それが一体、返金という形にはならないのですか。協議会に負担したもののについては、そういうセットの活用の方で負担しているわけですから、そういうものが実施されないとすれば、一たん、協議会から負担金を返還ということにはならないのかどうか、お伺いしておきたいというふうに思います。

あと、学校の問題であります。天井の、今、中澤議員もおっしゃいましたが、相当これは価格が変動すれば、当然、設計の見直しだとか、出てくる話だと思うのですが、そう変動はしないという話、言っていたのですが、その状況によっては、見積単価等の変動だとか、当然、出てくると思うのですが、そういったものに対応できるような、こちらの話でしたら、見直しも当然あるというような話だったのですが、確認いたしますが、今後、部材等が上がった場合だとか含めて、見えない部分も確かにあると思ひまして、今、どうのこうのと言えない部分があると思いますが、そういうことを考えた場合に、やっぱりきっちりとした、やはり変動に対応できるような考え方というの、聞いておりましたら、持っておられると思いますが、この点、もう一度確認いたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） ただいまの7 番米沢議員の御質問に、私のほうから、2 点ありましたので、お答えさせていただきます。

まず、地域活性化起業人の派遣に関して、18 万円、減額になっているのですけれども、これは企業人の方の旅費でなくて、起業人の方を採用するときの我々の旅費ということで、行く必要がなかったので削減したものでございます。

今回、来ていただいている起業人の方については、メインとしては、やっぱり映画化だとか、プロモーション等の仕事ではあるのですけれども、そういった中のほかに、地域を元気にする、そういうような観光や何かの取り組みも併せてやっていただいているところでございます。

今年度の実績としては、まず1 点目としては、ちゃんと企業の北海道支社を上富良野町内に、マンションの一室ですけれども、立ち上げていただいて、きちんと会社を1 社、つくっていただいております。

それから、観光振興のほうで、観光庁の補助事業をちょっと引っ張ってきていただけましたので、何本も何本も申請して、そのうちの1 本、当たったということで、多分、皆さん、新聞などで御覧になったと思うのですけれども、南極体験みたいなものとか、それから、十勝岳温泉郷の旅館のリニューアル、そういったものに観光庁の補助金を使うなどして、実際、地元業者の方も、そういった工事費などにも、観光庁の事業にのったことで、経済効果も確かに現れているのかなと思います。

それから、予算をお願いしていましたCG 制作、それらのほうも、当然、現地にその方、長くいますので、事前の調べだとか、撮影場所の選考とか、そういったものも含めてやっていただいているということで、観光事業、それから撮影事業、それからロケのサポート、それらの中で、いろいろとお話していきたいと思います。

それから、もう1 点は、地場産品の有効活用ということで、エゾシカ肉を使ったジビエ料理の開発などにもちょっと手がけられておりまして、何せ東京のほうの高級レストランのほうに、シカ肉というのは大変高価な値段で取引がされているということで、そういったものについても研究、調査されているというようなことで、今年度の実績としては、大体主な活動はそんな感じだと思います。

続きまして、「泥流地帯」の映画化の東中の分、きっちり200 万円というあれでしたけれども、直接、工事費以外にも、デザイナーさんが来て、現場を見るとか、そういったことなども含めて200 万円ぐらいの予算をとってございます。それから、実際、来たときは、電気を引くとか、簡易の電気を引くとか、そういったことを含めていますので、もう既に200 万円きっちりというよりは、もう既に手

がけているということもありますので、実際の工事だけでなく、そういうデザイン、それから設計、そういったものを含めて、下調べとかも手がけておりますので、そういった意味で、もう事業は始まっているので、そのまま会のほうにお金は入れているので、ちょっと御理解賜りたいなと思います。1回、出し入れするのも、ある程度、一つの手かなと思いますけれども、ちょっと事務がまた煩雑になるということと、先ほど、中瀬議員のところでもちょっと御説明したのですけれども、まん延防止とかが明けたら、もうすぐデザイナーさんとか、そういう人たちが来られるのではないかなというようなこともあって、まだ年度が変わる前から、そういった人の動きとか、そういうデザインの動きとかも、まだ諦めていないというわけではないのですけれども、まん防の様子がよければ、来ていただけるような状況もまだ考えられることから、そういったことで、そのまま会のほうに予算を置いて、切れ目なく取り組んでもらえるようにお願いしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番米沢議員の、社教センター天井についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、現在、この間、資料でお示ししている金額、この金額、設計額が変わるということは、今後、次年度にしますと、賃金の単価が上がるだとか、LED、今、つけようとしている照明の金額が変われば、その単価は変えなければならないので、工事額の変更というのは出てくるかなと。ただ、今、設計した工事の内容、設計内容が変わることではありませんので、単価の入れ替え作業というのが想定されているなということで、工事額が変わる、内容は変わらないということで、御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

再開は10時40分。

よろしくお願いいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第11号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第11号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第11号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の主な内容ですが、1点目につきましては、介護保険料について、当初計画に基づく収納率を上回る実績見込みにより、歳入の補正であります。

2点目につきましては、介護保険事業運営協議会委員を推薦いただいている構成団体から、委員の変更の報告がありましたので、謝金1名分について補正するものであります。

3点目につきましては、介護給付費における福祉用具購入費と、審査支払手数料、総合事業に係る訪問・通所各サービスと、審査支払手数料、認知症高齢者見守りの必要な方の増につきまして、補正するものであります。

4点目につきましては、今年度の介護保険会計の運営について、安定しているところから、基金からの繰入れは全額減額し、収支の差額につきましては、予備費で調整したところであります。

以下、議案を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、議案の説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第11号を御覧ください。

議案第11号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度上富良野町の介護保険特別会計の補正

予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,090万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,708万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款介護保険料1,111万5,000円。

6款財産収入7,000円。

7款繰入金4,202万6,000円の減。

歳入合計3,090万4,000円の減。

2、歳出。

1款総務費5,000円。

2款保険給付費32万8,000円。

3款地域支援事業費83万8,000円。

5款基金積立金7,000円。

7款予備費3,208万2,000円の減。

歳出合計3,090万4,000円の減。

以上で、議案第11号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） まず、介護保険料の関係でちょっとお聞きをいたします。

補正額が1,111万5,000円ということで、今、説明の中で、理由としては、収納率がすごく上回ったということでありました。それで1,100万円も多くなったということ。これは対象予定者などが変動したというか、増加したわけではなくて、対象者はある程度同じだけれども、収納率が何ぼだったのがどれぐらいになったのか、それから、繰入金、先ほどの説明で聞きましたけれども、非常に運営が安定しているということで、本来、基金を取り崩して入れようと思ったけれども、それは入れなくてよかった。逆に言うと、保険料は高くとり過ぎているのではないかと思ったりもするのですけれども、そこら辺について伺います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 6番中澤議員の2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の介護保険料の補正でございますが、今回、令和3年度の介護保険料の算定におきましては、国から示されました第8期介護保険事業計画において、収納率を94.5%で見込むよう指示を受けたところでございます。ただ、うちの町は、これまでも収納率は大変高く推移をしており、この1月末現在におきましても、99.8%で推移しておりますから、この数字について、1,111万5,000円が増額になったところでございます。これにつきましては、令和4年度以降につきましては、この収納率をきちっと実績として勘案し、今後以降の予算には対応していきたいと考えております。

なおかつ、今、繰入金についても御質問いただきましたが、当初、計画を立てたときに、やはりここで1,100万円ほど予算が介護保険料の中では見込んでいませんでしたので、かなり3,000万円ほど繰入金を見込んでおりましたが、本来であれば、うちの介護保険の会計として、保険料を見込んでいけば、この繰入金も約2,000万円ほどの繰入れでよかったのではないかというふうな実績になるかと思えます。

まず、この繰入金が支消しなくてよかったのは、保険給付費が当初の予定よりも大きな伸びはございませんでした。これは、やっぱり施設入所者の数字が、当初見ていた実態からは、そこまでの利用は至らなかったということでの保険の推移となったというところで、この繰入れについては使用しないということになっております。

ただ、議員御発言の、保険料を高くとり過ぎているのではないかということではございましたが、既に基金の支消は保険料に財源として1人当たり1,000円ほどの、本来であれば、計算する保険料から見ますと、約1,000円ほど保険料を軽減するために、今回、基準額を月額4,900円に設定した計画となっておりますので、今ございます基金については、令和4年度、令和5年度の、あと2か年で支消するという計画になっておりますことから、それについては、十分、保険財政の安定に備えるもので、対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第12号

○議長（村上和子君） 日程第11 議案第12号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） ただいま上程いただきました議案第12号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納について、一般会計より繰入れを行うとともに、介護用備品の購入を図るよう、所要の補正を行うものであります。

2点目は、ラベンダーハイツに勤務する職員の新型コロナウイルス陽性結果に伴い、入所利用者の感染症対策から、防護服等を着用して介護業務等に従事した職員に対し、防疫等作業手当を支給するよう、所要の補正を行うものであります。

3点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業に係る介護用備品、乾燥機及び厨房用備品、オープン調理機購入の事業費の確定に伴い、繰入金及び備品購入費を減額するよう、所要の補正を行うものであります。

4点目は、各事業費の実績見込みによります執行残の減額補正を行うものであります。

なお、収支残額につきましては、予備費に計上し、予算を調整したところであります。

また、令和4年度ラベンダーハイツ給食業務について、新年度当初から業務を開始することから、委託契約事務を令和3年度中に実施する必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするとともに、令和3年度に更新しました介護業務支援システムの整備費の確定に伴い、債務負担の限度額を変更するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願

います。

議案第12号を御覧ください。

議案第12号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）。

令和3年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,306万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金72万5,000円の減。

歳入合計72万5,000円の減。

2、歳出。

1款総務費86万4,000円。

2款サービス事業費317万3,000円の減。

3款施設整備費13万4,000円の減。

6款予備費171万8,000円。

歳出合計72万5,000円の減。

第2表、債務負担行為補正。

（1）追加。

上富良野町ラベンダーハイツ給食業務。

期間、令和3年度から令和4年度。

限度額、3,945万3,000円。

（2）変更。

介護業務支援システム更新。

期間、令和3年度から令和7年度。

限度額、補正前、588万9,000円、補正後、587万9,000円。

以上で、議案第12号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 7 ページの一般管理費、職員手当の 100 万 6,000 円の増に関係して、分かりませんので、ちょっと教えてください。

一つは、これはコロナの関係でということで、今、お聞きをいたしました。それで、時間外勤務手当は、これ、44 万円、内訳なのですが、44 万円で、そして特殊勤務手当は 56 万 6,000 円ということではよろしいのかどうか。

そして、この対象者は、会計年度任用職員へのものなのか。

それから、時間外勤務手当についての支払いや何かにについては、実績か何かでの支払いになるのか。

そういうことで、以上、3 点、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） 6 番中澤議員の 3 点の御質問にお答えいたします。

ラベンダーハイツ職員手当の補正の中身でございますが、今回、職員手当等、100 万 6,000 円の増額をお願いしているところでございますが、内訳としましては、特殊勤務手当としまして 56 万 6,000 円、時間外手当としまして 40 万 4,000 円の内訳となっております。

特殊勤務手当の内容でございますが、先ほど御説明申し上げました、今回の職員のコロナ陽性等に関わりまして、職員の業務に関わる手当としまして、それぞれ正職員、また、会計年度任用職員の期間中の業務に対して手当を支給するものでございますが、ここの特殊勤務手当の部分につきましては、正職員に関わる業務に関わる内容でございます。

また、今回、時間外手当ということでございますが、今回のコロナ陽性の関係で、9 日間のラベンダーハイツ業務の期間で、職員等の不足等も生じまして、それらに対応します関係する職員等の時間外が増嵩したということもございまして、そこら辺の実績等に基づいて、時間外手当を支給するよう、所要の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 分かりました。特勤手当については正職員にということで、56 万 6,000 円、そして、時間外勤務手当については、不足する 9 日間というようなことでしたけれども、今、所長の説明では、40 万 4,000 円と言われたのですが、44 万円でいいのですよね。ということで、2 点、確認させてください。

○議長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長、答

弁。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

特殊勤務手当の部分につきましては、改めてこの分については、正職員の業務に関わる部分の特殊勤務手当でございます。

時間外勤務手当につきましては、44 万円の金額でございます。失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第 12 号令和 3 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 13 号

○議長（村上和子君） 日程第 12 議案第 13 号令和 3 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第 13 号令和 3 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、歳入におきまして、1 点目は、使用料及び手数料収入額の精査に伴う減額補正を行うものであります。

2 点目は、事業費精査によります一般会計繰入金の減額補正をするものであります。

3 点目は、諸収入の精査に伴う増額補正を行うものであります。

次に、歳出につきましては、衛生費の一般管理費及び事業費の精査によります減額補正を行うものであり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正とするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明に代え

させていただきます。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第13号を御覧ください。

議案第13号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,688万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款使用料及び手数料7万6,000円の減。

2款繰入金438万4,000円の減。

4款諸収入339万3,000円。

歳入合計106万7,000円の減。

2、歳出。

1款衛生費106万7,000円の減。

歳出合計106万7,000円の減。

以上で、議案第13号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第13号令和3年度上富良野町簡易

水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第14号

○議長（村上和子君） 日程第13 議案第14号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第14号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、歳入におきまして、1点目は、分担金及び負担金収入額の精査に伴う減額補正をするものであります。

2点目は、下水道使用料及び排水設備等工事手数料収入の精査によります減額補正をするものであります。

3点目は、公共下水道事業整備費の確定によります国庫支出金の減額補正を行うものであります。

4点目は、一般会計繰入金及び諸収入の精査によります減額補正をするものであります。

5点目は、公共下水道事業費の確定によります起債借入額につきまして減額補正をするものであります。

次に、歳出につきまして、1点目は、下水道事業費の事業費精査に伴う減額補正をするものであり、主な要因としましては、道道吹上上富良野線道路改良工事に伴います雨水管敷設工事費の確定によるものであります。

2点目は、公債費の借入額精査に伴う償還金利子の減額補正をするものであり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正とするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第14号を御覧ください。

議案第14号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,155万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,319万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款分担金及び負担金28万1,000円の減。

2款使用料及び手数料88万3,000円の減。

3款国庫支出金5,793万8,000円の減。

4款繰入金824万5,000円の減。

6款諸収入3,000円の減。

7款町債9,420万円の減。

歳入合計1億6,155万円の減。

2、歳出。

1款下水道事業費1億6,011万円の減。

2款公債費144万円の減。

歳出合計1億6,155万円の減。

第2表、地方債補正についてであります。前段で申し上げました公共下水道事業費の確定に伴い、公共下水道事業債借入額が9,420万円減額となり、3,730万円に限度額を変更するものであります。

以上で、議案第14号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番(金子益三君) 1点、お伺いいたします。

この歳出につきまして、下水道事業費が1億5,394万5,000円と、大幅に減額になっている、その要素として、道道吹上線の工事の事業確定に伴うということの御説明でございましたが、具体的に、それはどういう内容でこれだけの減額になったのか。例えば距離が短くなったとか、置き換わったとか、何かあって、これだけの大幅な減額になったのか、御質問いたします。

○議長(村上和子君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま5番金子議員の御質問でございますが、当初、令和3年度中に、東2丁目通から、起点でございます、ちょうど

和田さんの牧場のところまでの工事を3年度中に実施する予定ということで、3年度予算で組んでいたところでございます。実際、道道吹上線の工事自体が、若干遅れたといえますが、延びたこと、それに伴いまして、当然、掘削して雨水管を入れるものですから、その工事自体が、北海道が繰越しになったもので、町のほうとしては、負担金で払うものですから、繰越しすることができないので、その分、今回、減額補正いたしまして、4年度に新たに予算を組むというような形で、今回、減額補正ということをお願いをしているところでございます。

○議長(村上和子君) よろしいですか。

○5番(金子益三君) 分かりました。

○議長(村上和子君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第14号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第15号

○議長(村上和子君) 日程第14 議案第15号令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第15号令和3年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、1点目は、収益的収入におきまして、事業収益の精査に伴う減額補正を行うものであります。

2点目は、収益的支出におきまして、事業費用の精査及び確定に伴う補正をするものであり、減額した補正額につきましては、予備費に充当し、調整を行ったところであります。

3点目は、資本的収入におきまして、工事費精査に伴います企業債及び負担金の減額補正をするもの

であります。

4 点目は、資本的支出におきまして、工事費の確定の伴います減額補正をするものであり、主な要因としましては、道道吹上上富良野線道路改良工事に伴います配水管敷設替え工事費の確定によるものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第 15 号を御覧ください。

議案第 15 号令和 3 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

（総則）。

第 1 条、令和 3 年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款項の名称及び補正予定額のみを申し上げます。

収入。

第 1 款水道事業収益 1 9 万 8, 0 0 0 円の減。

第 1 項事業収益 1 9 万 8, 0 0 0 円の減。

支出。

第 1 款水道事業費用 1 9 万 8, 0 0 0 円の減。

第 1 項営業費用 4 9 7 万円の減。

第 4 項予備費 4 7 7 万 2, 0 0 0 円。

（資本的収入及び支出）。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 7, 2 3 1 万 2, 0 0 0 円」を「不足する額 7, 0 2 1 万 7, 0 0 0 円」に、「当年度分損益勘定留保資金 3, 4 8 7 万 2, 0 0 0 円」を「当年度分損益勘定留保資金 3, 2 7 7 万 7, 0 0 0 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第 1 款資本的収入 7, 7 9 6 万円の減。

第 1 項企業債 3, 5 8 0 万円の減。

第 2 項負担金 4, 2 1 6 万円の減。

支出。

第 1 款資本的支出 8, 0 0 5 万 5, 0 0 0 円の減。

第 1 項建設改良費 8, 0 0 5 万 5, 0 0 0 円の減。

（企業債）。

第 4 条、予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

企業債についてであります。前段で申し上げました資本的収入の企業債借入額が 3, 5 8 0 万円減額となり、9, 9 1 0 万円に限度額を変更するものであります。

次ページ以降の水道事業予算実施計画の説明につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

以上で、議案第 15 号令和 3 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第 15 号令和 3 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 19 号

○議長（村上和子君） 日程第 15 議案第 19 号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第 19 号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

令和 4 年 4 月 1 日から、中学生までの子どもにかかる医療費について、所得制限を撤廃して、全ての保護者に助成するよう改正するため、所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第 19 号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町子ども医療費助成に関する条例（平成 6 年上富良野町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「児童福祉法」の次に「（昭和 22 年法律 164 号）」を加え、同条第 3 号を次のように改める。

第 3 号、上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（昭和 58 年上富

良野町条例第3号)による医療費の助成を受けることができる子ども。

第5条第1項中「額として次に掲げる」を「食育療養標準負担額及び付加給付される」に改め、同項中第1号及び第2号を削る。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正。

第2項、上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年上富良野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律164号)」を加える。

第4条第1項中「満6歳」を「満15歳」に改める。

以上で、議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) お伺いいたします。

医療費の助成制度が15歳まで拡大されるということで、多くの方が喜んでいるという状況にあります。

そこで、お伺いいたしますが、この受給対象から外れる、重度障がい者やひとり親家庭、生活保護家庭等がありますが、全対象者と、このうち、こういう重度障がい者、外れる方、世帯というか、何人ぐらいいらっしゃるのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

もう一つ伺いたいのは、当然、これに必要な裏づけとなる財源の確保というのにも必要かというふうに思いますが、どういう財源を充てようとされているのか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。その点、お願いいたします。

○議長(村上和子君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(星野耕司君) 7番米沢議員の御質問にお答えします。

まず、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の改正の部分につきましては、子ども医療費の適用から外しまして、そちらの

条例の適用になるということで、子ども医療費から適用除外にするという規定となっております。

また、その対象者につきましては、重度心身障がい者については約20名、ひとり親家庭については120名となっております。

財源につきましては、地方債ということで、過疎に適用になりましたので、過疎事業債の適用を受けまして、1,050万円を、今年度、昨年度の当初予算と比較しまして、地方債のほうで財源充当する予定となっております。

以上であります。

○議長(村上和子君) よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、厚生文教常任委員会に付託し、審議していただきたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散 会 宣 告

○議長(村上和子君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時23分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月2日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署 名 議 員 元 井 晴 奈

署 名 議 員 北 條 隆 男

令和4年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和4年3月3日（木曜日）

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 斉藤 繁 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君

第 3 議案第 1 号 令和4年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第 2 4 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について

第 5 議案第 2 5 号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について

第 6 議案第 2 号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 7 議案第 3 号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

第 8 議案第 4 号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 9 議案第 5 号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第10 議案第 6 号 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第11 議案第 7 号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第12 議案第 8 号 令和4年度上富良野町水道事業会計予算

第13 議案第 9 号 令和4年度上富良野町病院事業会計予算

追加日程第1 議会運営委員長報告

追加日程第2 議案の訂正について（議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）

○出席議員（13名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	13 番	岡 本 康 裕 君
14 番	村 上 和 子 君		

○欠席議員（1名）

12 番 小田島 久 尚 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課商工観光班主幹	上 嶋 義 勝 君
町民生活課長	星 野 耕 司 君	保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君
保健福祉課健康づくり担当課長	星 野 章 君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君
建設水道課長	狩 野 寿 志 君	教育振興課長	林 敬 永 君
ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君	町立病院事務長	北 川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和4年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

3番 高 松 克 年 君

4番 中 瀬 実 君

を指名いたします。

◎日程第2 執行方針から

日程第13 議案第9号まで

○議長（村上和子君） 日程第2 執行方針並びに日程第3 議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第24号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、日程第5 議案第25号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、日程第6 議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第7 議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第9 議案第5号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第10 議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第11 議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第12 議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計予算、日程第13 議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計予算について、関連がございますので一括して議題といたします。

まず町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第1回定例町議会に当たり、町政執行方針につきまして申し上げます。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和され、経済社会活動が正常化に向かいつつあったものの、変異株の出現により、全国的な感染拡大による内外経済への影響や、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

このように先行き不透明な中、岸田内閣は、最悪の事態を想定しつつ水際対策を行うなど、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々の支援等を速やかに行うべく、必要な対策を講ずるとともに、成長と分配の好循環と、コロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく、令和4年度予算については、新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円を含め、107兆5,964億円の予算案を閣議決定し、国会において審議されているところであります。

一方、地方財政計画の一般財源総額について、交付団体ベースで、前年度に比し203億円、0.0%増の62兆135億円と、前年度並みが確保され、地方交付税については18兆538億円で、前年度比6,153億円、3.5%増となっておりますが、臨時財政対策債の発行額については、大幅に抑制し、1兆7,805億円の、前年度比3兆6,992億円、67.5%減となっております。人口の少ない多くの地方公共団体においては、元来、地方税収の増加は見込めない中、急速に進行している少子高齢化をはじめ、日々複雑化、多様化する行政ニーズに対応するための財源確保に当たっては、依然として厳しい状況にあります。

本町においても、地方税収など自主財源の大きな伸びが見込めない中で、地方交付税をはじめとする一般財源の9割が経常的な支出に充てられている上、全収入の約4分の3が依存財源という、柔軟性に乏しい財政構造となっている実態にあります。

歳出面においては、公共投資に伴う地方債発行の減と、過去の地方債の償還完了に伴い、償還費のピークを過ぎ、減少している一方で、自立した地域を維持するための産業振興、地域社会のデジタル化、加速する少子高齢化、人口減少への対応、子育てや介護など、幅広い社会福祉環境の整備をはじめ、懸案となっている大雨などの自然災害に対する恒久的防災対策、老朽化が進む社会資本の長寿化など、様々な行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されております。

さらに、今後においては、町立病院の改築をはじめとした老朽化の進む公共施設の改修等、大きな公共投資も予定されているところであり、中長期的な見通しに基づく財政運営により、活力あるまちづく

りと自治体経営の安定化との両立を図っていかなければならないと認識しているところであります。

このように、財政的には依然として厳しい状況ではありますが、町民の皆様が「かみふらの」に愛着を持ち、夢と希望に満ちたまちづくりを進めていくことが何よりも大切であると受け止めており、第6次上富良野町総合計画に掲げました「暮らし輝き交流あふれる四季彩のまち・かみふらの」を目指すべき将来像として、「協働のまちづくり」、「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」の三つの視点を基本に、これからの「かみふらの」を見据えたまちづくり、さらに「活力あるまちづくり 魅力あるまちづくり 持続可能なまちづくり」を念頭に、これまでの課題への対応をはじめ、それぞれの事業実施において緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見極めながら、予算編成を行ったところであります。

それでは、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてであります。

「環境・景観・エネルギー」につきましては、出前講座等の学習機会を通じて、環境保全意識の醸成を図るとともに、昨年度策定した地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」、「地域省エネルギービジョン」の点検、評価を行い、計画に基づいた温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

また、町も1事業所として、昨年3月に策定した「第2期上富良野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、その取組に努めてまいります。

葬斎場につきましては、昭和49年の建設から47年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、適正な維持管理を図ってまいります。

景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」、「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、十勝岳ジオパーク構想の取組と連携し、大雪山国立公園の保護をはじめ、地域の特徴的な地質・地形について継続的に調査を重ね、本町の最も重要な資源ともいえる十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全に取り組んでまいります。

「ごみ処理等環境衛生」につきましては、町民の皆様のご理解と御協力により、着実にごみの分別、減量化が進んでおり、今後におきましても、分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に積極的に取り組んでまいります。

クリーンセンターにつきましては、供用開始から22年が経過し、施設や設備に経年劣化による故障等が顕在化しております。長寿命化計画に基づき、本年度は焼却炉の補修工事等を実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

また、「第2次富良野生活圏一般廃棄物広域分担処理基本計画」が本年度に最終年度を迎え、老朽化等が進んでいる一般廃棄物処理施設の方向性が重要課題であります。富良野生活圏に設置されている各施設の状況を共有し、今後に向けた協議を進め、次期計画を策定してまいります。

「上・下水道」につきましては、老朽化が進んでいる上水道の主要な幹線管路や浄水場の電気計装設備の更新を進め、施設の健全化を図るとともに、簡易水道事業及び公共下水道事業においては、引き続き地方公営企業法適用に向けて準備作業を進めてまいります。

また、公共下水道においては、公共下水道全体計画に基づき、下水道の普及促進を図るとともに、引き続き北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業の進捗にあわせ、雨水管の整備と污水处理区域内の未普及箇所を整備を進めてまいります。

「公園・緑地」につきましては、日の出公園において、キャンプ場のコテージと園内の休憩舎、噴水の改修により、来園する皆様が安全で快適に利用いただけるよう、また、周辺地区の生活環境にも十分配慮し、適正な公園管理を行ってまいります。

各公園・緑地においては、昨年度実施した遊具の劣化点検の結果に基づき、必要な改修等を進め、島津公園については、施設等の一部改修を実施し、町民の憩いの場として適正な管理に努めてまいります。

「消防・防災」につきましては、日頃からの防災意識の啓発や防災訓練等による地域防災力の強化をはじめ、各住民会の防災士間の連携と資質の維持・向上を図る機会を設けるとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、感染症対策を講じたマニュアルの啓発を含め、出前講座や十勝岳ジオパーク構想（防災教育）と連携した取組などにより、町民の防災に関する知識・意識のさらなる醸成を促してまいります。

十勝岳噴火総合防災訓練については、前回の噴火から34年が経過し、火山活動は活発な状態が続いていることを踏まえ、関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や事業所の参加協力を得ながら、より実践に即した訓練を実施し、防災体制の構築を進めてまいります。

防災行政無線のデジタル化につきましては、昨年

度から工事を着工し、本年度、新規格に移行するよう実施いたします。

防災備蓄品・資機材については、円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

富良野川の砂防堰堤などの火山砂防事業や治山・治水事業、登山道におけるシェルターなど、避難施設の整備についても、関係機関へ引き続き要請してまいります。

また、普通河川の整備につきましては、河川整備計画に基づき、本年度は2河川の補修工事を実施してまいります。

「交通安全・防犯」につきましては、一人一人の意識を高めることが何よりも重要であることから、地域や家庭はもとより、生活安全推進協議会をはじめ、関係機関・団体との連携強化を図りながら、事件・事故のない、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

特に令和4年4月11日に交通死亡事故ゼロ4,500日を迎えますことは、各関係機関の取組と、町民の意識の高まりの成果であり、今後においても、さらなる交通安全に対する意識向上を図り、悲惨な事故のないまちづくりに努めてまいります。

「消費者対策」につきましては、悪質商法等による被害が後を絶たないことから、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組むほか、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう、引き続き相談窓口を富良野市消費生活センター内に富良野圏域5市町村で共同設置するとともに、町内にも出張相談窓口を月1回開設し、消費生活の安全を確保してまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

「保健・医療」につきましては、「健康づくり推進のまち」宣言の理念の下、生活習慣病の発症・重症化予防を最重点課題に掲げ、「第2次健康かみふらの21計画」、「第2期保健事業計画（データヘルス計画）・第3期特定健診等実施計画」に基づき、各種健診、保健事業を推進し、一人一人が自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。

医療費無償化について、中学生までの子どもの医療費に対し、町民税所得割非課税世帯を対象に実施してまいりましたが、本年度より、所得制限を廃止し、全ての中学生までの医療費を無償化してまいります。

特定健診については、受診率の低い40・50歳代の受診勧奨を進めるとともに、虚血性心疾患、糖尿病性腎症、脳血管疾患の重症化予防を重点に、こ

れらに共通する危険因子であるメタボリックシンドロームの該当者や脂質異常者に対する効果的な保健指導を推進するほか、小児生活習慣病予防健診（かみふつ子健診）を引き続き実施し、小児期からの健全な生活習慣の確立と生活習慣病の予防を推進してまいります。

また、高齢者の特性を踏まえ、生活習慣病やサルコペニア（筋肉量減少）の重症化予防に向けた保健指導を進め、健康寿命の延伸を図ってまいります。

母子保健につきましては、新たに3歳児健診において、視力検査時の屈折検査を導入し、弱視予防対策の強化を図るとともに、発達に応じた各種健診を実施してまいります。

歯・口腔の健康保持につきましては、80歳になっても20本以上自分の歯を保つ「8020（ハチマルニイマル）」を目指し、乳幼児期からのフッ素塗布の習慣化を促すとともに、歯磨きや食習慣等への歯科保健指導を強化するほか、子育て世代から成人期における歯周疾患検診を実施し、子どもを含め、口腔ケアの重要性について理解を促し、各ライフステージに応じた虫歯・歯周病予防を推進してまいります。

感染症の予防につきましては、生活習慣として、うがい、手洗いなどの励行を啓発するとともに、各種予防接種の積極的な勧奨により、発症の蔓延防止に努めてまいります。

特に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、国の指示のもと、着実な接種に向けて取り組むとともに、感染予防啓発活動に取り組んでまいります。

また、子宮頸がんワクチンにつきましては、積極的勧奨が再開されることから、町民が接種について適切に判断できるよう、情報提供を実施してまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための地域医療の基幹的施設であることから、引き続き安定した運営に努めてまいります。

また、老朽化に伴う施設の改築整備につきましては、基本計画及び基本設計に基づき、令和7年度までの竣工に向けて計画的に整備を進め、本年度は、工期短縮やコスト削減が期待できるデザインビルド方式による工事発注を行ってまいります。

「子育て支援」につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、全ての児童とその家族に対して切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待

への対応も含め、様々な相談に対応し、適切な支援につなげるよう、町内の教育・保育施設4園をはじめ、教育委員会等との連携を図り、保健福祉総合センター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」、「児童相談支援センター」の機能を活用し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を実施する中で、積極的な関与が必要な家庭につきましては、養育支援訪問事業を実施するとともに、子育て世代における子どもの貧困対策事業を継続してまいります。

子どもセンターにつきましては、町立病院の改築工事に伴い、4月から社会教育総合センター内に一時移転し、発達支援事業所や子育て支援拠点事業を継続してまいります。

また、新子どもセンターの整備については、令和6年4月の竣工に向けて計画的に整備を進め、本年度は、実施計画について取り進めてまいります。

「高齢者支援」につきましては、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心に、関係機関・事業所と連携し、地域包括ケアシステムの深化と推進を図ってまいります。

また、介護保険などの公的サービスでは対象とならない高齢者や障がい者の日常生活における困り事への支援に対するニーズが高まっている現状から、社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンター体制と生活支援体制を連携強化することで、ニーズの把握と適切な生活支援と人材育成につなげる体制整備に取り組むほか、権利擁護センターによる成年後見制度の普及啓発や地域ケア支援の充実を図ってまいります。

民生委員・児童委員については、令和4年12月改選に向けて、地域住民会と連携し、取り進めてまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護サービス提供の根幹となる介護士等職員の適切な人員確保を図りつつ、利用者のニーズに即した信頼されるサービス提供に努めるとともに、経営の安定化と効率的な運営を図ってまいります。

また、本年度は、介護用見守りシステムの整備及び車椅子移動車、除雪機の更新を行うとともに、老朽化する施設設備の維持改善を図りながら、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していただくための高齢者福祉、在宅福祉の拠点施設として、地域の皆様に信頼される施設運営に取り組んでまいります。

「障がい者支援」につきましては、第3期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、関係機関や町内の各事業所と連携を図り、各サービス等の推進に努めるとともに、一般就労を目指す就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行うなど、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう、体制の充実に取り組んでまいります。

「地域福祉」については、第3次地域福祉計画に基づき、関係機関や団体等との連携のもと、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童福祉に共通する課題について、複雑化、複合化した困難な課題に対応するための重層的支援体制整備について検討してまいります。

また、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化等を背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者や引きこもり等が増加傾向にあることから、民生委員、児童委員、保護司や関係機関の協力を得ながら、養護を必要とする世帯の継続的な実態把握に努め、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、指導を通じ、必要な方に必要な支援が届くよう、取組を継続してまいります。

保健福祉総合センターかみんは、建築から16年を経過し、適切な維持管理を行ってまいります。

令和3年度に発注したボイラー更新整備実施計画に基づき、令和4年度から2年で、施設暖房と浴室、温水プールに供するボイラーの更新を行ってまいります。

また、福祉バスについて、経年による故障の頻発に加え、一部部品のメーカー供給が終了していることから、安全な運行を確保するため、本年度において更新を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、引き続き特定健診と保健指導に重点を置いた生活習慣病予防に努め、実施し、医療費の抑制を図りながら、共同保険者である北海道と道内市町村とともに、安定した事業運営に努めてまいります。

また、国民健康保険財政調整基金を活用し、北海道国民健康保険運営方針に基づいた全道統一の保険料水準に向け、本年度から資産割の見直しを行ってまいります。

さらに、子どもに係る均等割額を見直し、子育て世帯の国民健康保険税の負担軽減を図ってまいります。

「農林業」につきましては、第8次農業振興計画

に基づき、地域の農業者や農業委員をはじめ、関係機関との連携を図りながら、本町の基幹産業として、力強く持続性の高い農業の確立に向けて取組を進めてまいります。

農業の生産性向上を図るため、引き続き東中、島津地区において基盤整備事業を進めるとともに、自然災害時における住民の安全確保のため、農村地域防災減災事業として実施されている日の出排水路整備事業について、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期完了について関係機関に対し要望を行ってまいります。

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応、農業生産の維持、拡大につなげるため、スマート農業をはじめとする新技術の導入に向けた取組に支援を行うとともに、国の米政策に対しては、農業再生協議会と連携し、安定生産、高品質化などの取組を推進してまいります。

畜産環境整備につきましては、沿線自治体、JAなどの関係機関と連携し、道営草地畜産基盤整備事業（ふらの地区）により、富良野広域連合公共串内牧場での草地整備や哺育・育成センターの整備を進め、株式会社ふらの哺育・育成センターが管理運営を行うことで、畜産経営者の労働負担軽減、生産の効率化を図ってまいります。

また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて、施設や機械の整備、飼料生産組織の設置への支援等により、酪農経営の安定化を進めてまいります。

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など、環境と調和した持続可能な農業を推進してまいります。

「食」による地域の魅力づくりについては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われ、また、農業者による6次産業化の取組も広がりを見せており、新型コロナウイルス感染症によるイベント等が中止される中においても、消費者から高い評価を得ております。

ふるさと応援寄附制度等を利用し、この流れをしっかりと支えることで大きな成長につながるよう、新たな商品開発を目指す事業者に対しては、引き続き設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援を行い、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催や、農・商・工の産業間連携による町の魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用、収穫祭をはじめとするイベントや店舗での販売、PR推進などにより、地

元の方が地元農産物に触れる機会を拡大し、その品質の高さと安全性についての理解を深める取組を進めてまいります。

森林整備につきましては、町内民有林の約7割が人工林で、そのうち約8割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ多面的な機能は、私たちの生活と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して、民有林の今後の経営方針に関する調査を実施し、必要な整備を行うとともに、林業作業従事者の担い手確保に対する支援を行ってまいります。

有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会の協力のほか、国の支援制度も活用しながら駆除対策を継続するとともに、集落協議会との連携により、狩猟免許取得費の助成など、駆除の担い手養成対策も継続して行うとともに、電牧柵設置への支援等による被害軽減策を進めてまいります。

「商工業」につきましては、コロナ禍で影響を受けた事業活動の回復・活性化を図る上でも、商工会が果たすべき役割が非常に大きいことから、個々の経営支援など、町内事業所の活動が持続的かつ円滑に行われるよう、引き続き商工会の運営を支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けた地域経済の回復を含め、第2次商工業振興計画に基づき、経営の基盤強化を支援する持続化補助事業のほか、新規出店を促す新規開業等支援事業、町融資制度による支援、さらには、消費喚起を高め、町内需要を掘り起こす取組を進めるとともに、経営者の高齢化に伴う後継者不足や事業承継が大きな問題となっていることから、後継者に対する奨励制度や、他の支援団体が行う支援メニューの情報提供など、担い手の確保、育成と、活力ある地域産業づくりに取り組んでまいります。

「観光・交流」につきましては、「商工業」と同様に、新型コロナウイルス感染症による影響を受けており、観光需要・誘客の回復に向けて観光協会等と連携し、対策を強化してまいります。

また、第2次観光振興計画に基づき、多様な観光・交流資源を生かすよう、観光地としての機能や利便性を高める取組を進めてまいります。

地域の魅力・資源を磨き上げ、最大限に活用した観光ツーリズムの推進を図るため、新たに地域活性化起業人を採用し、ツアー企画造成など、地域の誘客促進につなげるほか、ロケツーリズム観光をさらに発展させるべく、権利関係の取得、整備を強化し、町内での様々なロケ誘致とロケ支援を通じた地域振興に取り組んでまいります。

イベントの開催については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、必要な対策を講

じ、日の出公園ラベンダーライトアップ事業など、イベントの充実を進めてまいります。

外国人観光客対策については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人観光客の動向はいまだ見通しが立たないものの、コロナ後を見据えた情報発信の継続を観光協会や広域観光団体と連携して行い、地域内の受入れ環境として、インフォメーション機能や多言語標記の再点検などの取組を進め、観光客の誘致拡大に取り組んでまいります。

新たな魅力づくりへの取組としましては、地方版総合戦略に基づき実施する地域再生事業の柱である「泥流地帯」の映画化に向け、「泥流地帯」映画化を進める会を中心とした機運醸成活動、さらにロケツーリズムの理念に基づくロケサポートセンターとの連携により、町内でのロケ支援に取り組んでまいります。

本年度は、「泥流地帯」の撮影に向け、ＪＲ上富良野町駅駅舎の外観改修を行い、映画撮影地の聖地化を目指した取組を進めてまいります。

また、三浦綾子の生誕１００年を記念し、三浦綾子文学記念館が実施する事業に対し、小説「泥流地帯」の舞台でもある上富良野町も協力してまいります。

また、引き続き地域活性化起業人を採用し、そのノウハウや知見を生かし、地域ブランドや商品開発など、知名度の向上と映画「泥流地帯」の円滑な制作を図ってまいります。

十勝岳ジオパークにつきましては、令和４年１月２８日、日本ジオパーク委員会において、長年の悲願でありました日本ジオパークネットワーク正規会員へ認定されました。

本年度は、拠点施設のメイン施設である十勝岳火山砂防情報センターの整備や、認定を記念する行事を開催し、十勝岳ジオパークのさらなる地域普及に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊の制度を活用して、専門員を採用し、事務局体制の強化を図ってまいります。

「雇用対策」につきましては、新規開業等支援事業や企業振興事業の継続した取組、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供による雇用推進に努めるほか、北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援に取り組み、町の奨学金返還助成制度の広報によって、町内会事業者への雇用促進、人材不足の解消につながるよう推進してまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

「道路・公共交通」につきましては、安全性や利

便性をはじめ、景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。特に、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業の早期完成と、地域高規格道路、旭川十勝道路の整備促進に向け、旭川十勝道路整備促進期成会とともに引き続き要望してまいります。

町道につきましては、道路等整備計画の更新を図りながら、計画的、効率的に整備を進めており、本年度は、簡易舗装１路線、改良舗装１路線を実施し、歩行者の安全確保では１路線の歩道整備を実施してまいります。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、２橋の修繕工事及び３３橋の近接目視点検を実施してまいります。

ＪＲ富良野線の維持・存続につきましては、ＪＲ北海道とＪＲ富良野線の沿線５市町で組織するＪＲ富良野線連絡会議における協調体制のもと、昨年度に策定された第２期富良野線事業計画の着実な推進と、利用促進を核とした路線存続の取組を進め、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ってまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳エリアへの公共交通機関であり、町民のほか、多くの観光客が利用する路線であることから、維持に努めるとともに、引き続き第１便について、６月から９月までの土・日・祝祭日、十勝岳温泉まで延長運行し、登山客や温泉利用者のサービス向上に取り組んでまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段として定着しているものの、新型コロナウイルス感染症の流行以降、乗り合いという性質上、登録者の利用が減少していますが、引き続き消毒等の感染症予防対策を講じ、安心・安全な運行に努めてまいります。

「情報化」につきましては、本年度から、町内全域において高速情報通信環境が整ったところであり、今後も引き続き町民の利便性向上に向け、電子申請等の利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線ＬＡＮアクセスポイントの増設などにより、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ってまいります。

「住環境整備」につきましては、住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画に基づき、多様化するニーズに対応した住宅施策を総合的、計画的に進め、快適で安全・安心な住環境を確保していくほか、町営住宅の整備につきましては、計画的に整備、維持修繕を行うとともに、本年度は泉町南団地の５号棟建設の実施設計、地質調査及び外構工事を

行ってまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるよう、リフォーム費用助成制度や耐震改修費用助成制度を継続して実施してまいります。

定住・移住促進につきましては、第2次定住移住促進計画に基づき、町内在住者が生涯にわたって住み続けられる環境づくりが何よりも重要との認識に立ち、取組を進めてまいります。

民間賃貸住宅を活用した中・長期滞在向けのシーズステイ住宅の提供などの取組と併せて、移住を希望する方々の相談の機会を提供してまいります。特に現役世代との生活体験と就労体験を併せたマッチングの仕組みづくりについては、町内の協力企業を募り、取組を進めてまいります。

町のホームページ内に設置している移住相談窓口のページについては、移住希望者が本町での生活を具体的にイメージし、「行ってみたい」、「住んでみたい」と思えるよう、内容の充実、更新を図ってまいります。

また、奨学金返還支援補助制度を継続し、地域産業を支える中小事業者等の人材確保、定住促進に取り組み、活力ある地域の形成を図ります。

次に、「ともに生き、ともにつくるまち」についてであります。

「人権尊重・男女共同参画」につきましては、人権擁護委員とともに、様々な機会を通じた啓発活動に取り組みながら、偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会に向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、男女共同参画が促進されるよう、町の各種審議会などに女性を積極的に登用するとともに、地域や団体に女性の役員登用について働きかけ、女性がより一層活躍できる環境づくりを進めてまいります。

「コミュニティ」につきましては、核家族化や少子高齢化の進展、価値観の多様化などの変化により、地域住民のつながりが希薄化する中で、多様化する地域課題に対し、地域コミュニティの果たす役割は非常に重要なことから、町内会加入促進チラシの配布や、地域コミュニティ活性化会議などを開催し、つながる意識の醸成、地域活動に参加する意識の浸透を図るとともに、住民自治活動推進交付金の運用を通じて、住民会などの自主的な活動を支援してまいります。

「地域間交流」につきましては、三重県津市との友好都市提携が25周年を迎えることから、絆がさらに深く強固なものとなるよう、周年事業を実施するとともに、民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援してまいりま

す。

同じく友好都市であるカナダのカムローズ市との交流につきましては、グローバル化が進んでいる社会情勢を踏まえ、今後の交流活性化について検討してまいります。

「協働」につきましては、第6次総合計画のまちづくりの三つの視点の一つに位置づけており、全ての施策の根幹をなすものであります。自治基本条例と協働のまちづくり基本指針に基づき、まちづくりフォーラムや出前講座などを通じて、郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくりが町民へ広く浸透するよう、活動を推進してまいります。

また、町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員の一般公募やパブリックコメントなどを実施し、町民がまちづくりに参画する機会をより一層充実してまいります。

「自衛隊との共生」につきましては、平成30年12月に策定された防衛計画大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、新たな体制づくりと防衛力の整備が進められていることから、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の現状規模堅持はもとより、さらなる拡充に向けて要望活動を進めてまいります。

演習場の安定的、継続的使用に向け、駐屯地と連携し、障がいの防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境等の向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策も併せて実施してまいります。

また、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう、退官者の再就職の支援を関係機関と協力し、取り組んでまいります。

「行財政運営」につきましては、町政運営推進プランに基づき、本年度に取り組むべき項目について着実な実践を進めるほか、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取組とあわせ、地方創生時代にふさわしい、住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築と、職員一人一人が行政の担い手として信頼される組織づくりを目指してまいります。

令和2年2月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、掲げた四つの基本目標の実現に向け、重点的に取り組む各施策の着実な推進を図ってまいります。

過疎対策については、昨年、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定により、新たに本町が過疎地域に追加され、北海道過疎地域持続的発展方針と整合性を図りながら策定した上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の着実な推進を図ってまいります。

また、法律に基づく財政上の優遇措置等を有効に活用し、地域力の向上に向けた公共施設や基盤整備などのハード事業、町民の安全・安心な暮らしの確保を図るソフト事業など、第6次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、自主自立の地域づくりを進める取組を行ってまいります。

財源の確保に向けましては、組織内の連携により収納対策の取組を進めるとともに、効率的かつ確実な債権管理の取組により収納率の向上を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで、財源の有効活用を図ってまいります。

また、受益者負担の適正化につきましても、引き続き使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行ってまいります。

ふるさと応援寄附制度を活用したふるさと応援モニター事業につきましては、地域の特産品を広くPRするとともに、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業版ふるさと納税については、地域再生計画に基づき、「泥流地帯」映画化事業を進める上での有効な財源として活用し、企業が取り組む地域貢献活動と一体となったまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、第3次富良野広域連合広域計画に基づき、構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう、構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取組を定めた第2次富良野地区定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図り、圏域全体の発展につなげてまいります。

第6次総合計画に掲げた六つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取組を基本に推進してまいります。上富良野町教育大綱に示した「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながるかみふらの教育」の基本理念の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

以上、令和4年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、令和4年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計では、総額7億7,300万円、前年対比7.2%、5億1,900万円の増となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方税

収入は大きな伸びを見込めない中、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況にあり、各事務事業の見直しや、各施策に対する優先順位の判断のもと、各目的基金から支消目的に沿った繰入れを行うとともに、財政調整基金からの繰入れによる調整を図りながら、限られた財源の中で最大限の効果を発することを基本に、本年度予算を編成したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、新たな建設事業、地域産業の振興や急速な少子高齢化など、様々な課題への対応が求められており、大きな財政需要が想定されることから、引き続き安定的で持続可能な財政構造の構築に向けて取り組んでまいります。

また、町立病院の改築に伴う今後の財政支出の増に備え、減債基金に一定の積立てを行い、安定した財政運営を図ってまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてありますが、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様、効率的な運営方針のもと、財政見通しを立て、加えて、一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の繰入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り、措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額1億2,400万円、前年対比0.8%、1,000万円の増となっております。

これは、主に医療給付費の増加によるものであり、今後におきましても、保険者として北海道とともに、健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計では、総額1億8,112万2,000円、前年対比5.6%、959万7,000円の増となっております。

これは、主に被保険者数の増による保険料負担の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額1億9,701万7,000円、前年対比2.0%、2,158万9,000円の増となっております。

これは、主に要介護認定者の増加による介護保険サービスの増額を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額3億2,983万1,000円、前年対比1.1%、359万6,000円の減となっております。

主な要因としては、介護用リフト付小型バス更新整備完了によるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額7,20

8万5,000円、前年対比6.2%、480万5,000円の減となっております。

主な要因としては、地方公営企業法適用化業務の年次事業量の減によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額5億9,695万3,000円、前年対比2.2%、1,256万6,000円の増となっております。

主な要因としては、浄化センター長寿命化計画に基づく更新事業、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業に伴う雨水管整備の年次事業量の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額4億3,838万6,000円、前年対比5.5%、2,544万8,000円の減となっております。

収益的収支においては、給水量の減少に伴う料金収入の減、資本的収支では、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業に伴う配水管移設費用の減によるものであります。

最後に、病院事業会計では、総額11億6,135万5,000円、前年対比11.4%、1億1,906万7,000円の増となっております。

収益的収支においては、感染症に係るワクチン接種及び感染防止経費等の増、資本的収支については、病院改築整備事業に係る経費などの増によるものであります。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は、51億2,074万9,000円で、さきに申し上げました一般会計予算と合わせた町全体の予算は128億4,374万9,000円、前年対比5.4%、6億5,797万円増の規模となっております。

以上が、令和4年度予算の概要であります。

冒頭に申し上げましたとおり、今後の財政需要を見通す中、引き続き厳しい財政運営が想定されますが、かけがえのない私たちの郷土の発展は、全ての町民共通の願いであります。

これまで幾多の困難を乗り越え、今日のかみふらのを築いてきた先人の苦労を胸に刻み、第6次上富良野町総合計画の着実な推進のもと、笑顔があふれる未来へ、そして次の世代へつないでいけるよう、堅実性と将来性の両立を図り、しっかりと足元を見据えたまちづくりを実践していくとともに、何よりも全ての町民が一体となった協働活動を通じて、ともに支え合い、ともに歩む1年となるよう、最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、令和4年度の町政執行方針といたします。

○議長（村上和子君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、服部久和君。

○教育長（服部久和君） 令和4年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政執行に関わる主要な方針について申し述べ、町議会をはじめ、町民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

この2年間、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれない中、児童・生徒の安心・安全の確保と学びの保障を両立させることを基本として、その時々々の状況を見極めながら、対応を図ってまいりました。

教育委員会では、令和4年度においても、基本的な感染防止対策の徹底を図り、ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、上富良野町教育大綱、上富良野町教育振興基本計画で示す教育理念「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の実現を目指し、教育行政の推進に努めてまいります。

学校教育におきましては、教育振興基本計画に掲げている基本的方向性の「生きる力を培う学びの推進」、「家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進」、「安心して学び、安全に過ごす教育環境整備の推進」に向け、施策を進めてまいります。

令和4年度においては、特にコロナ感染予防対策の継続、ICT教育の推進、特別支援教育の充実、不登校対応の充実、この4項目に関連する取組を重点に進めてまいります。

学校経営・教育課程につきましては、新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、コミュニティ・スクールの機能を生かした学校運営がより一層着実に進むように、地域学校協働活動の推進を図ります。

また、小学校6年間で、児童一人一人の育ちと学びを支えていく上で重要となる幼児教育と小学校教育の連携及び円滑な接続に向けて、小1プロブレムを解消し、園児がスムーズに小学校生活をスタートできるよう、上富良野のびのびプランを推進してまいります。

加えて、上富良野小学校に学習支援員を引き続き配置し、就学後の児童への細やかな支援と、学習規律の早期定着を図ってまいります。

さらに、小学校の教科書改訂時期にあわせ、令和6年度から使用する社会科副読本「かみふらの」の第12次改訂編集作業に着手してまいります。

第12次改訂に当たっては、道内6地域目のジオパークに認定された十勝岳周辺の自然や観光振興、防災に重要な役割を担う自衛隊や駐屯地に関する記述を充実させてまいります。

教職員の長時間勤務などが課題となっている働き

方については、上富良野町業務改善計画に基づき、取組を進めてきた結果、時間外在校等時間の縮減など、一定の成果は見られるものの、職種や担当業務によっては、依然として長時間勤務の実態も見られます。

引き続き、勤務時間を意識した働き方や、オンライン会議の推進などにより、業務の効率化を図るとともに、中学校の部活動指導者については、中学校の教員数に伴う部活動の実態や課題について、傾聴、共有し、学校現場の意向を踏まえながら、地域指導者移行への検討・協議を継続してまいります。

確かな学力の育成について、全国学力・学習状況調査では、小学校の国語、算数において、正答率で全国平均を下回りましたが、中学校の国語が全国平均とほぼ同様、数学が全国平均をやや上回りました。

今後も、各校の分析をもとに、課題の克服や、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、個に応じた指導の充実を図るとともに、確かな学力の育成プランを作成し、具体的方策を進めてまいります。

また、重点項目としましたICT教育の推進につきましては、ICT教育推進委員会を中心に、タブレットやデジタル教科書の活用について、その効果の検証と、実践の集約、児童・生徒の意識調査等を進めてまいりました。

GIGAスクール構想は、これまでの導入期を経て、本年度は活用期と捉え、昨年度までの検証結果の分析や、各校の実践の共有化を進め、いかなるときも学びをとめず、常に学びを保障できるよう、ICT環境の整備を拡充するとともに、デジタルとアナログ、対面授業とオンライン授業等を効果的に組み合わせながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めてまいります。

あわせて、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、タブレット端末の家庭への持ち帰り、通信環境が整っていない家庭へのポケットWi-Fiの貸与を引き続き行ってまいります。

また、児童・生徒に対しては、ICT機器の基本的操作技能の向上及び情報モラル教育を進めるとともに、教員に対しては、ICT機器を活用した実践の研修や実践校視察等を通して、ICT活用のスキルや授業力向上に努めます。

豊かな心の育成につきましては、人としてのあり方、考え方、関わり方を意識した判断力、心情、実践意欲や態度を育むために、特別の教科、道徳を中核とし、教育活動全体を通じて道徳性を養うとともに、農業や防災、職場体験などの学習活動の中で、

上富良野町の基幹産業や自然・環境を学ぶふるさと学習を進めます。

また、新型コロナウイルスの感染のリスクを判断しながら、福祉関係や高齢者との触れ合い体験など、地域の様々な人と関わる活動を通して、児童・生徒の豊かな人間性や社会性の育成に努めてまいります。

健やかな体の育成につきましては、児童・生徒の健康、安全・安心を第一に考え、学校の新しい生活様式に基づいた健康管理の徹底をさらに進めてまいります。

体力面については、令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点において、小学校男子と中学校女子が全国平均を若干上回り、小学校女子と中学校男子は全国平均を下回る結果となりました。

今後におきましても、各学校が体力づくりに向けて手取り組んでいる一校一実践がさらに継続、充実した取組へと発展するよう支援してまいります。

また、体力テストへのボランティア派遣、中学校の体育授業への支援を継続するとともに、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、栄養教諭による食育授業を引き続き推進していきながら、保健福祉課のかみふっ子検診や、各学校と連携した取組を推進してまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、特にいじめの早期発見と防止に向けての取組を推進してまいります。

いじめはいつでも起こり得るという認識を学校全体で共有し、上富良野町いじめ防止基本方針を踏まえた取組の継続にあわせて、感染症に関わる差別・偏見等に対する人権教育の推進を図ります。

また、児童・生徒や保護者からの相談窓口として、電話によるかみふらのあんしんライン、手紙による子どもSOSミニレター、メールによる相談も継続してまいります。

重点項目としました不登校対応の充実につきましては、児童・生徒を取り巻く環境や人間関係など、個々が抱える課題の多様化により、不登校の人数・日数の増加傾向が続いており、本町でも、この10年間で3倍に及んでいます。

こうした実態を踏まえ、臨床心理士を中心とした児童・生徒のカウンセリングや、保護者との相談等に対応する教育相談体制の充実を図るとともに、不登校の児童・生徒がいつでも学習したり、体験活動したり、また、保護者同士が気軽に相談し合える場の設定に向けて、検討を進めてまいります。

さらに、保健福祉課や関係機関等との情報共有、

連携も進め、多面的なサポートに努めます。

加えて、不登校や不登校傾向の児童・生徒と学校のつながりを途絶えさせないように、オンラインによる配信等の体制づくりも進めてまいります。

重点項目としました特別支援教育の充実につきましては、発達障がいへの認知や特別支援教育に対する理解が深まる一方、対象児童数の増加や、個々の特性の多様化が課題となっています。

特別支援教育がスタートした平成19年度から令和2年度までの特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加率は、全国で2.5倍、全道では4.2倍、本町においては6.8倍となっているところです。

インクルーシブ教育の理念に基づいた特別支援教育の推進に向け、合理的配慮が必要な子どもたちや、その特性について、就学前の早期から把握に努めるとともに、保護者との合意形成を大切にした教育相談の充実を図り、児童・生徒にとってより適切な学びの環境の提供に努めてまいります。

また、各関係者・機関が連携し、すくらむかみふを有効に活用しながら、在籍後の実態や学びの状況を共有しつつ、個々の自立や進路、社会参加に向けた支援を積極的に進めます。

加えて、児童・生徒への細やかな支援として、上富良野小学校と西小学校、中学校に特別支援教育指導助手を引き続き配置します。

通級指導については、令和3年度に開設した中学校の通級指導教室の充実を図るとともに、小学校と連携した効果的な運営を図ってまいります。

国際理解教育につきましては、新学習指導要領で、持続可能な社会の創り手となる児童・生徒を育成することが求められていることから、学校の教育活動全体を通して、SDGsに視点を当てた活動の推進を図ってまいります。

また、外国語活動・外国語教育につきましては、外国語活動・外国語の授業が「楽しい」と回答する児童・生徒の割合が高まっており、興味・関心やコミュニケーション能力の向上が見られます。

引き続き2名の外国語指導助手（ALT）を小学校、中学校に配置するとともに、小学校から中学校へ配置転換する英語専科教員が小学校を巡回指導することにより、小中が連携した、より専門的・効果的な英語指導への支援を進めてまいります。

学校の危機管理につきましては、十勝岳を有する本町では、自然災害がいつでも起こり得る環境であるため、自主的に命を守る行動を身につけておくことが極めて大切です。各種マニュアルを定期的に点検し、緊急事態における児童・生徒の安全確保、十勝岳の噴火発生時の対応など、関係機関との連携を図り、継続して取り組んでいくとともに、各学校の

避難訓練や防犯訓練などの安全教育に対する支援に努めます。

また、児童・生徒の登下校時の安全につきましては、通学路安全推進会議による危険箇所の確認や、地域の皆様による登下校時の見守り活動など、関係機関や地域の協力をいただきながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

さらに、絶えず新型コロナウイルス感染状況の情報収集に努め、感染拡大への危機管理について、家庭と連携した取組を継続してまいります。

教育環境の整備等につきましては、昨年度の小学校の整備に続き、本年度は上富良野中学校の普通教室に大型モニターを設置し、ICT教育環境の整備を進めてまいります。

また、防衛省の補助金、交付金を活用し、上富良野西小学校の暖房用ボイラー更新工事、スクールバスわかばの車両更新を行います。

教育費の保護者負担につきましては、経済的理由による就学援助を継続するとともに、保護者の負担軽減に努めてまいります。

学校給食につきましては、衛生管理と食材の安全管理に一層努め、新鮮な地元産の食材を活用し、地産地消を進めるとともに、安心・安全で顔の見える学校給食の提供に努めてまいります。

また、食への関心を高めることや、作ってくれる方へ感謝の心を育む機会となるよう、弁当の日を設定し、実施してまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、上富良野高等学校の特色ある教育活動として、地域探求活動、eスポーツ同好会や、泥流地帯朗読劇同好会などを積極的に支援してまいります。

本年度も引き続き、通学費や就学支援金、入学準備金の助成、介護職員初任研修をはじめとする各種資格取得への支援のほか、希望者を対象にした学校給食の提供を行います。

さらに、令和4年度から、個人所有の端末を利用した授業、BYODが導入されることから、入学準備金を拡充し、端末機購入を助成します。

これまでと同様、地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に向け、全力を尽くして取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、各種事業と社会教育施設等を活用する中で、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、町社会教育基本方針に掲げる生涯学習活動の充実と人を育む環境づくりの推進、健康づくりのためのスポーツ活動の推進、心の豊かさを育む文化・芸術活動の推進に向けた取組を進めてまいります。

そのために、第9次社会教育中期計画に掲げる6

領域8分野17項目の施策に基づき、国や北海道の施策と連携し、家庭、学校、地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実と連携・融合を進めてまいります。

家庭と地域の教育力向上につきましては、家庭における子どもたちの人格形成に必要な基本的生活習慣と、調和の取れた心身を育むことが教育の原点であります。このことから、早寝・早起き・朝ごはん運動や生活リズムチェックシートの活用などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解を深めるとともに、家庭教育学級などの学習機会や情報提供に努め、本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊かにする取組など、関係機関と連携を図りながら、その充実を図ってまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年健全育成をすすめる会や子ども会育成協議会など教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら、青少年が健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

また、放課後事業につきましては、安全で楽しく安心して過ごせる居場所としての放課後クラブ・放課後スクールの運営を継続し、内容の工夫充実に努めながら、子育て支援の推進を図ってまいります。

生涯学習活動の推進につきましては、幼児から青少年、成人、高齢者まで、生涯にわたる各世代の学習活動の充実と推進を図ってまいります。

青少年教育につきましては、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的活動を尊重し、支援する中で、スポーツ及び文化活動の推進を継続していきます。

また、青少年のリーダーや仲間意識を育むよう、なかよしサミット、通学合宿などを開催するほか、昨年度、コロナ禍の影響を受け、延期しました青少年国内交流事業は、対象学年を中学1年生までに拡充し、本町の友好都市、三重県津市に派遣し、また、青少年海外派遣事業として、青少年期における海外でのホームステイ等の生活文化体験や語学研修を行い、グローバル化や価値観の多様化に対応していく人材を育成するため、中学・高校生を対象とした海外派遣をするよう、準備を進めてまいります。

また、小中接続事業として、中学校に進学する6年生を対象に、同じ中学校に進学する他校の子どもたちと関わる機会を設け、中学進学への不安を和らげ、進学に対する期待を持つ機会となるよう、かみふっ子フレンドキャンプを実施してまいります。

成人につきましては、マイプラン・マイスタディ講座など、自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設をはじめ、女性学級による学習機会の提供に取り組むほか、女性連絡協議会の活動に支援を行っ

てまいります。

高齢者につきましては、「若く老いよう」を合言葉にしたいしずえ大学の学びの機会を充実していくとともに、生きがいづくりとボランティア活動の促進を図ってまいります。

今後も、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動や体験活動に生かし、伝えていくなど、積極的に関わりをもちながら、学び合い支え合う人づくり・まちづくりを進めてまいります。

図書館の運営につきましては、各世代の読書に親しむ環境づくりが重要であることから、一般書の整備拡充を図るとともに、子ども読書推進計画に基づき、児童書の蔵書充実や図書館まつりなどを開催し、その利用促進に努めてまいります。

さらに、子どもたちの読書への関心を高めるよう、読書スタンプ帳の発行や、親子が選んだ絵本を贈るすくすく絵本、移動図書活動を継続して推進するとともに、ボランティア団体による小学校等での読み聞かせ活動の支援と、各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックの配付を行ってまいります。

また、図書館の子育て支援・家庭教育コーナーの関係図書の充実を図り、子育て支援と家庭の教育力の向上を進めてまいります。

あわせて、図書館職員を学校司書として各学校に派遣し、学校図書館の運営を支援してまいります。

このほか、昨年度から読み聞かせ室に世界の童話を集め、世界の童話館 ふれんどのもりとして、子育て世代が気軽に利用できる図書館づくりに努めています。

また、コロナ禍においては、緊急事態宣言等により、図書館を休業した場合に備え、様々なサービスの検討を引き続き行なってまいります。

スポーツの振興につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を図るとともに、私たちに多くの夢や感動、楽しみをもたらし、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしています。

そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進委員及びスポーツ団体と協力して、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、指導者の育成及び青少年等のスポーツ活動に支援していきます。

また、社会教育総合センターやB&Gプールの使用料については、現在、町内の高校生以下を無料としていることから、令和4年度からスキー場のリフト使用料の無料化を図ってまいります。

文化の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、文化団体や愛好者と

連携し、自主企画芸術鑑賞事業などを通して、優れた芸術、芸能、文化に触れる機会の充実を図ってまいります。

さらに、町民芸術鑑賞事業として、芸術や音楽などに接する機会に触れられる芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため、引き続き文化教室を開催し、文化芸術活動を支援してまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて活動を行っている文化芸術活動団体の発表の場として、総合文化祭を開催するとともに、富良野地区文化団体交流会への参加など、その発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承、発展を目指してまいります。

郷土館の運営につきましては、ふるさと学習に活用が図られるよう、郷土館ホームページの収蔵資料による情報提供や、郷土歴史を探訪する研修会、総合文化祭に郷土館特別展を開催するほか、十勝岳ジオパークの取組を学び、普及できるよう、引き続き展示を行うなど、多くの皆様に郷土の歴史などについての造詣をさらに深めていただけるように努めてまいります。

また、昨年度、文化財保護委員会の答申をいただき、新たな町指定文化財として、後藤純男氏の絵画371点並びに郷土館及び開拓記念館を文化庁に届出をしたところです。

今後におきましても、町指定文化財等の保存継承に努めてまいります。

社会教育の基盤整備につきましては、町民の社会教育活動の核となる施設の整備であります。社会教育総合センターアリーナ天井の耐震化について、令和4年度の実施を予定していましたが、コロナ禍により、資材調達が困難なことから、次年度以降の実施を目指してまいります。

今後においても、利用者が安全・安心に、体力に応じてスポーツに親しむことができるよう、各種施設の維持管理に努めるとともに、ニーズの多様化に対応するため、各団体や地域の御意見を伺う中で、維持管理の向上と有効利用が図られ、多くの方々が安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上、令和4年度 of 教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

十勝岳の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭、学校、地域が一体となった教育活動を大切に、未来を拓く人を育む教育・文化のまちの推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様及び議員各位並びに関係機関、団体の皆様の御協力を心からお願い申し上げます。令和4年度

の教育行政執行方針といたします。

○議長（村上和子君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は11時でございます。よろしくお願いいたします。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について、関連がございますので、公共施設整備基金の一部支消及び十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についてを一括して説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 先ほど町長から令和4年度の町政全般の執行における基本的な方針について、また教育長からは教育行政の方針について、それぞれを述べられました。

その方針等に沿いまして編成いたしました令和4年度の各会計予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きください。

議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算。

令和4年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億2,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款町税費、10億2,010万円。

2款地方譲与税、1億2,950万円。

3款利子割交付金、70万円。

4款配当割交付金、250万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、290万円。

6款法人事業税交付金、930万円。

7款地方消費税交付金、2億6,300万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、5,400万円。

9款環境性能割交付金、800万円。

10款地方特例交付税、550万円。

11款地方交付税、30億2,100万円。

12款交通安全対策特別交付金、150万円。

13款分担金及び負担金、913万6,000円。

14款使用料及び手数料、1億4,255万5,000円。

15款国庫支出金、13億8,939万7,000円。

16款道支出金、6億325万円。

17款財産収入、1,834万3,000円。

18款寄附金、1億7,900万5,000円。

19款繰入金、1億3,481万9,000円。

20款繰越金、6,000万円。

21款諸収入、1億9,549万5,000円。

22款町債、4億7,300万円。

歳入合計、77億2,300万円。

4ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費、6,139万2,000円。

2款総務費、13億2万4,000円。

3款民生費、17億1,250万円。

4款衛生費、9億2,421万円。

5款労働費、68万5,000円。

6款農林業費、4億5,849万円。

7款商工費、1億9,367万2,000円。

8款土木費、9億3,911万9,000円。

9款教育費、3億6,288万円。

10款公債費、8億7,919万1,000円。

11款給与費、8億7,083万7,000円。

12款予備費、2,000万円。

歳出合計、77億2,300万円。

6ページをお開きください。

第2表は、債務負担行為を設定している4事業に

ついて、その期間及び限度額を記載しております。

吹上温泉保養センターヒートポンプ部品更新、高温少雨等農業経営維持資金利子補給（令和3年度）、南部地区土砂流出対策事業（令和4年度）及び北24号道路舗装補修事業（令和4年度）については、事業期間に応じ債務負担行為を設定し、事業を取り進めてまいります。

7ページを御覧ください。

第3表は、地方債の限度額を延べ17件、4億7,300万円と定め、各項目の利率及びその償還方法等について記載しております。

特に、将来の財政見通しが不透明であることから、できる限り後年度負担の抑制を図るよう、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事業及び緊急性、必要性の高い事業に絞り、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

また、昨年4月1日から施行されました新過疎法に基づき、令和3年度から当町においても過疎対策の地域指定を受けることとなり、財政上の特別措置である過疎債の発行を認められていることから、特に町単独ソフト事業として取り組んでいる4事業に対し、過疎債ソフト分として、配分予定額を見込んでおります。

加えて、国の地方財政対策で暫定措置されている臨時財政対策債についても、引き続き所要額を計上しております。

次に、令和4年度一般会計予算に併せ、一括上程いただきました議案第24号上富良野町公共施設整備基金の一部支消及び議案第25号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、その要旨を御説明申し上げます。

このたびの令和4年度一般会計予算につきましては、歳入において、町税では、町民税の農業所得分での減、譲渡所得、給与所得などの増を見込んだほか、固定資産税では、新築家屋の増などを見込み、町税全体としては若干の増加を見込むとともに、地方交付税や臨時財政対策債においても、地方財政計画で示された内容を勘案するとともに、令和3年度の実績交付額を参酌し、合計額としては一定額の増額を見込んだところでありまして、他の交付金や繰越金を含めた一般財源総額についても、前年度から若干の増額と見込んだところであります。

一方、歳出においては、これまで進めてまいりました安全・安心な暮らしの確保、地域の魅力向上への取組、地域経済の活力再生に向けた各種施策を継続することはもとより、新たに実施する事業の判断においては、政策調整会議における事前評価により、各種地域振興策への対応をはじめ、今後の病院

建て替えに備えた当初予算における減債基金積立金の確保を図ったほか、他の公共施設や公共インフラの老朽化に伴う長寿命化対策に要する費用を確保するよう予算編成を進め、各目的基金からそれぞれの支消目的に沿った繰入れを行い、令和４年度予算を調製したところであります。

その中におきまして、公共施設整備基金については、緊急性や必要性の高いクリーンセンター設備改修、西小学校校舎防音復旧事業など、多額の費用が必要となる施設の老朽化対応の財源に充てるため、十勝岳と共生するまちづくり応援基金については、これまでふるさと応援モニター事業として町に寄せられた寄附について、その寄附者の意向に沿い、十勝岳と共生するまちづくり応援基金に積み立てたものについて、地域再生計画に基づく「泥流地帯」映画化事業のほか、十勝岳を核としたロケツーリズムの推進、さらには、過日、認定された十勝岳ジオパークの拠点施設整備事業等の財源として活用することとして、最終的な財源調整を図ったところであります。

このようなことから、上富良野町公共施設整備基金及び十勝岳と共生するまちづくり応援基金の各基金条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第２４号を御覧ください。

議案第２４号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第６条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、支消金額、５,０００万円。

２、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

３、使用年度、令和４年度。

続きまして、議案第２５号を御覧ください。

議案第２５号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について。

十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部を次により使用するため、かみふらのふるさと応援寄附条例第１０条第２号の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、支消金額、２,４２０万円。

２、使用目的、十勝岳噴火災害の歴史を後世に伝える事業及び十勝岳ジオパークの取組の財源に充てるため。

３、使用年度、令和４年度。

以上で、令和４年度上富良野町一般会計予算の議決対象項目及び各基金支消議案の説明といたします。

○議長（村上和子君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） 続きまして、議案第２号令和４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算及び議案第３号令和４年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもって御説明申し上げます。

予算書の８ページを御覧願います。

議案第２号令和４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

令和４年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２億４,４００万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

９ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

１款国民健康保険税、２億５,０８１万６,０００円。

２款国庫支出金、１,０００円。

３款道支出金、８億６,４４３万６,０００円。

４款財産収入、１,０００円。

５款繰入金、１億２,６０６万１,０００円。

６款繰越金、１,０００円。

７款諸収入、２６８万４,０００円。

歳入合計は、１２億４,４００万円であります。

１０ページを御覧ください。

２、歳出。

１款総務費、４,５５２万円。

２款保険給付費、８億３,２８５万７,０００円。

３款国民健康保険事業費納付金、３億３,９２５万８,０００円。

４款財政安定化基金拠出金、１,０００円。

５款保健事業費、１,８４１万４,０００円。

６款基金積立金、１,０００円。

7 款公債費、9,000 円。

8 款諸支出金、65 万 4,000 円。

9 款予備費、728 万 6,000 円。

歳出合計は、12 億 4,400 万円であります。

次に、11 ページをお開きください。

議案第 3 号令和 4 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和 4 年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,112 万 2,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

12 ページを御覧ください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、1 億 1,937 万 1,000 円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款繰入金、5,575 万 2,000 円。

4 款繰越金、1,000 円。

5 款諸収入、599 万 7,000 円。

歳入合計は、1 億 8,112 万 2,000 円であります。

2、歳出。

1 款総務費、906 万 8,000 円。

2 款広域連合納付金、1 億 7,194 万 2,000 円。

3 款諸支出金、11 万 1,000 円。

4 款予備費、1,000 円。

歳出合計は、1 億 8,112 万 2,000 円であります。

以上で、令和 4 年度の国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長（村上和子君） 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 続きまして、議案第 4 号令和 4 年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、議決項目のみ御説明申し上げます。

予算書の 13 ページを御覧ください。

議案第 4 号令和 4 年度上富良野町介護保険特別会計予算。

令和 4 年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 9,701 万 7,000 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）。

第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

14 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款介護保険料、1 億 9,267 万 4,000 円。

2 款分担金及び負担金、40 万 4,000 円。

3 款国庫支出金、2 億 5,908 万円。

4 款道支出金、1 億 5,523 万 4,000 円。

5 款支払基金交付金、2 億 7,047 万 2,000 円。

6 款財産収入、1,000 円。

7 款繰入金、2 億 1,453 万 4,000 円。

8 款繰越金、1,000 円。

9 款諸収入、461 万 7,000 円。

歳入合計は、10 億 9,701 万 7,000 円。

15 ページを御覧ください。

2、歳出。

1 款総務費、4,068 万 2,000 円。

2 款保険給付費、9 億 6,950 万 2,000 円。

3 款地域支援事業費、8,567 万円。

4 款特別給付費、6 万円。

5 款基金積立金、1,000 円。

6 款諸支出金、10 万 2,000 円。

7 款予備費、100 万円。

歳出合計、10 億 9,701 万 7,000 円。

以上で、令和 4 年度上富良野町介護保険特別会計予算、議決項目の説明とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） 続きまして、議案第 5 号令和 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の 16 ページをお開きください。

議案第 5 号令和 4 年度上富良野町ラベンダーハイ

ツ事業特別会計予算。

令和4年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,983万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

17ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款サービス収入、2億7,007万円。

2款使用料及び手数料、2万4,000円。

3款国庫支出金、310万円。

4款道支出金、362万5,000円。

5款財産収入、1,000円。

6款寄附金、1,000円。

7款繰入金、5,294万9,000円。

8款繰越金、1,000円。

9款諸収入、6万円。

歳入合計、3億2,983万1,000円。

18ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、1億8,994万8,000円。

2款サービス事業費、1億3,290万円。

3款施設整備費、320万2,000円

4款基金積立金、1,000円。

5款公債費、188万円。

6款予備費、190万円。

歳出合計、3億2,983万1,000円。

以上、議決項目の部分についての説明といたします。

○議長（村上和子君） 次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） 続きまして、一括上程いただきました簡易水道事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算及び水道事業会計予算の令和4年度予算につきまして、議決対象項目について御説明申し上げます。

19ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます

す。

議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

令和4年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,208万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,100万円と定める。

20ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入支出予算。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,291万4,000円。

2款繰入金、4,816万7,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、3,000円。

5款町債、1,100万円。

歳入合計は、7,208万5,000円であります。

2、歳出。

1款衛生費、2,676万1,000円。

2款公債費、4,532万3,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計は、7,208万5,000円であります。

21ページを御覧ください。

第2表、地方債につきましては、簡易水道事業の公営企業会計適用分といたしまして、限度額を1,100万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明いたします。

22ページをお開きください。

議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

令和4年度上富良野町の公共下水道事業特別会計

の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,695万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5,400万円と定める。

23ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額を申し上げます。

第1表、歳入支出予算。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、67万4,000円。

2款使用料及び手数料、1億3,635万8,000円。

3款国庫支出金、1億990万円。

4款繰入金、1億9,398万5,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、153万5,000円。

7款町債、1億5,450万円。

歳入合計は、5億9,695万3,000円であります。

2、歳出。

1款下水道事業費、3億7,373万7,000円。

2款公債費、2億2,271万5,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計は、5億9,695万3,000円であります。

24ページをお開きください。

第2表、地方債につきましては、起債の目的としたしまして、公共下水道事業の一般分として、限度額を1億380万円とし、また、資本費平準化分として、限度額を4,470万円とし、また公営企業会計適用分として、限度額を600万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。

続きまして、水道事業会計予算につきまして御説明をいたします。

25ページを御覧ください。

議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計予算。

（総則）。

第1条、令和4年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次の定めるところによる。

（業務の予定量）。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数、4,002戸。

（2）年間総給水量、70万8,844立方メートル。

（3）1日平均給水量、1,942立方メートル。

（収益的収入及び支出）。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億6,554万1,000円。

第1項営業収益、1億5,002万4,000円。

第2項営業外収益、1,551万7,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億6,554万1,000円。

第1項営業費用、1億3,055万7,000円。

第2項営業外費用、958万3,000円。

第3項特別損失、2,000円。

第4項予備費、2,539万9,000円。

（資本的収入及び支出）。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,372万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,455万6,000円、当年度分損益勘定留保資金2,916万7,000円で補填するものとする）。

収入。

第1款資本的収入、2億1,912万2,000円。

第1項企業債、1億2,920万円。

第2項負担金、8,992万2,000円。

支出。

第1款資本的支出、2億7,284万5,000円。

第1項建設改良費、2億4,391万円。

第2項企業債償還金、2,893万5,000円。

26ページをお開きください。

（企業債）。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債目的を配水管布設替事業とし、限度額を1億

2,920万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、2,764万8,000円。

（他会計からの補助金）。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、393万1,000円である。

（棚卸資産購入限度額）。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、851万3,000円と定める。

以上で、簡易水道事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算の令和4年度予算につきまして、議決対象項目についての説明といたします。

○議長（村上和子君） 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） 続きまして、議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、議決項目について御説明申し上げます。

27ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計予算。

（総則）。

第1条、令和4年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、業務量。

イ、病床数、一般病床、39床。

ロ、定員数、介護保険施設入所、32人。

ハ、患者数、年間3万4,500人、1日平均129人。

入院患者、一般病床、年間9,500人、1日平均26人。

外来患者、年間2万5,000人、1日平均103人。

ニ、入所者数、介護保険施設、年間1万950人、1日平均30人。

第2号、主要な建設改良事業。

イ、町立病院改築整備事業、1億1,890万円。

（収益的収入及び支出）。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、9億9,461万3,000円。

第1項医業収益、6億1,689万6,000円。

第2項医業外収益、2億1,631万4,000円。

第3項介護保険施設事業収益、1億6,140万3,000円。

支出。

第1款病院事業費用、9億9,461万3,000円。

第1項医業費用、8億3,142万円。

第2項医業外費用、177万9,000円。

第3項介護保険施設事業費用、1億6,140万3,000円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

（資本的収入及び支出）。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、1億6,674万2,000円。

第1項出資金、3,820万8,000円。

第2項補助金、1,043万4,000円。

第3項企業債、1億1,810万円。

次のページをお開きください。

支出。

第1款資本的支出、1億6,674万2,000円。

第1項企業債償還金、1,256万6,000円。

第2項建設改良費、1億5,417万6,000円。

（継続費）。

第5条、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

1款資本的支出、2項建設改良費、事業名、町立病院改築整備事業、総額39億6,440万円、年割額、令和4年度、1億1,890万円、令和5年度、4億5,063万5,000円、令和6年度、31億3,210万5,000円、令和7年度、2億2,676万円、計39億6,440万円。

（債務負担行為）。

第6条、債務負担行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、町立病院改築整備事業（発注者支援業務）、期間、令和４年度から令和５年度、限度額１,５２９万円。

（企業債）。

第７条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

町立病院改築整備事業（実施設計・子どもセンター解体等）に係る限度額を１億１,８１０万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表に定めるとおりであります。

（一時借入金）。

第８条、一時借入金の限度額は、３億円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）。

第９条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

第１号、医業費用と医業外費用との間。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第１０条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費、６億６,９２０万８,０００円。

第２号、交際費、３０万円。

（他会計からの補助金）。

第１１条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、７,２８７万３,０００円である。

（棚卸資産購入限度額）。

第１２条、棚卸資産の購入限度額は、１億１,６７２万９,０００円と定める。

以上、令和４年度上富良町病院事業会計予算の議決項目につきまして御説明申し上げました。

○議長（村上和子君） 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、昼食休憩といたしたいと思います。

再開は、１３時でございます。

午前１１時４８分 休憩

午後 １時０７分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

暫時休憩といたします。

午後 １時０７分 休憩

午後 １時１４分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

齊藤町長。

○町長（齊藤 繁君） 先ほどの町政執行方針について、誤りがありましたので、お詫びと訂正をさせていただきます。

まず、訂正の箇所につきましては、お手元の１９ページの下から３行目、正しい文章でもう一度読ませていただきます。

「各目的基金から支消目的に沿った繰入れを行い、限られた財源の中で最大限の効果を発することを基本に」というふうに、財政調整基金のくだりについては削除させていただきたいと思います。

近年、確かに去年までは財政調整基金の繰入れがありまして、これを支消していたのですが、今年に限っては、今年に限ってはではありません、今年は支消はないということを、チェックの段階で、漫然といたしますか、失念しておりましたので、お詫びと訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） 以上、よろしくお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといたします。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例により、概括的範囲とし、１人１回限りといたします。

これより、質疑をお受けいたします。

４番中瀬実君。

○４番（中瀬 実君） それでは、町長の執行方針の中で、ページ数でいけば１４ページから１５ページのところになるかと思いますが、いわゆる高規格道路、旭川十勝道路の関係であります。このことにつきましては、今年の１月のメディア旭川で取り上げられております。いわゆるこの高規格道路は、完成にまで１０年ぐらいかかるというようなことを言われております。この１０年かかるということは、予算がつかないからこういうことになってくるのだと思いますけれども、たまたまいろいろな情報を聞きますと、今までは自民党系の議員さんが上川管内から出ていなかったから、予算がつかなかったのではないかというような話もちろは出ております。今回、特に上川管内から自民党選出の衆議院議員が出ましたので、強力に要請して、一日でも早く完成するような方向で要請をしていただきたいと思います。

というふうに思っておることが1点目。

2点目は、町長は、このメディア旭川の問いに対して、上富良野町は、いわゆるインターチェンジを2か所つけてほしいという話をされております。これは現実的な話では私はないと思っていた。中富良野町の福原に1か所、もう既にインターチェンジができています。できる予定になっています。あれから上富良野に向かって、上富良野と中富良野のところの境界に、町長は1か所ほしいと。それで、もう1点は、深山峠の周辺にもう1か所ほしいと。これは、高速道路でそんな距離の短い間でインターチェンジがつくなどということは、今までの普通の道路としては考えられないと思います。そこで、こういった発言をされていることは、町民の意向を斟酌しながらこういった言葉を発しているのか、たまたま町長は自分の思いをこのメディア旭川の取材に対して答えているのかということが2点目。

そして、いわゆる美瑛町の町長と斉藤町長は、できるだけルートについては景観を損なわないような形、いわゆる美瑛も丘のまち、上富良野町もパッチワークとか、いろいろなところで景観を損なわないようなルート設定をしてほしいというふうに言っております。なるべく西側のほうに寄ったルートを選定してほしいと。これは、そういうふうになっていくと、多分、留辺蘂、二股境界のところを通っていくようなコースをたどっていくかもしれない。そうしたら、せっかく十勝岳、大雪山連峰を見ながら走れる道路ではなくて、山の中、トンネル、そんなコースになって、誰がそんなところを通るようになると思います。そんなことにならないように、道路をつけるときには、多少の犠牲とは言いませんけれども、そういった、いわゆる景観もちょっとぐらいは損なうようなところを通らなければ、道路はつくれないと思うのですよ。ですから、そういったことは美瑛町長といろいろな協議をしながら、ルートの選定に当たっては慎重に検討していただきたいというふうに思っていますので、その辺のところの町長の考えを伺います。

それから、教育長に1点だけお伺いします。

これは4ページから5ページかな。こちら、不登校の関係、いじめの関係ですが、これ、不登校が10年間で3倍になっていると。本当に憂慮すべきことだと思っております。

そんな中で、町長は、こういったことを保護者同士が気軽に相談し合える場の設定に向けて検討を進めるというふうに言っております。

教育長は、このような相談できる、話し合いできる、そういった設定はどのようなイメージでこの場所の設定を進めようとしているのか、そこら辺のと

ころをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、旭川十勝道路、10年かかると言われている、この点について、衆議院の上川6区の代議士の方が保守に変わったわけですが、その変わったことがどう影響するのかは分かりませんが、町としては、10年かかると言われているものが、1年でも短くなるように、今、政権与党の6区の先生ですので、これを通じて、強力に要望、要請活動は続けていきたいと、このように考えております。

次に、インターチェンジの2か所についての、これは過去の十勝岳の火山泥流が、草分地区が危険エリアに入っておりまして、そこで上富良野が南北に分断されるということを考えて、その物流、人流等を考えると、災害防災上、インターチェンジは二つ必要なのではないかというふうに、これは開発建設部との、昨年、ミーティングといいますか、会議をやりましたので、そのときに私のほうから述べております。

三つ目の、景観を損なわないルートということで、この辺も、去年、いろいろ協議、一番最初の協議なのですが、したのですが、コントロールポイントというふうに開発建設部のほうは呼んでいました。これらは、景観を損なわないような重要なポイントが何か所かあるのですが、それを全部クリアして道路を完成させるのはなかなか難しいので、景観になるべく影響のないようなルートを選定するように、もちろん地元の町村、それと、住んでいる方と、これらのもちろんルートを一つに最初から決めるわけではなくて、いろいろなことを斟酌、検討して、ルートは設定していきたいというふうに、去年のミーティングではそのような話でなっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番中瀬議員からの、不登校の関係の御質問にお答えをしたいと思います。

中瀬議員のほうからもお話ありましたように、非常に不登校の生徒が10年間で増えているということで、これまでもスクールカウンセラーを職員化したり、昨年においては、通級指導教室を開設したり、面的な整備をしてきたわけです。

なお一層、問題解決には、子どもたちの居場所をつくったり、あるいは、これは小学校をちょっと発想していますけれども、小学校の子どもたちの、不登校になっている子たちの居場所づくりの設定も考

えなければならないなど。

なおかつ、保護者の方、非常に不安に思っています。そういう不安を解消するには、行政に相談する、学校に相談するだけではクリアできないのですよね。やはり同じ環境の中、状況にある保護者の方たちが、情報交流することによって、うちの子はこうだよ、お宅の子、どう、そういうやり取りをすることによって、心が安まる、そして問題解決につながるかもしれない、そういう部分をやはり充実させていかないと、充実させたからといって、解決するかというのは、それは分からないのです。

ただ、今、不登校というのは、学校に来ない、不登校という言葉はありますけれども、最終的に学校がその子のために全てではないのですね。最終的な目標というのは、不登校の子であっても、社会に出て、しっかりと自分の力で社会で生き抜くような子どもをつくらなければならない、学校に行かなくても。そういう部分も含めて、考え方をしっかり持って対応していかなければやはりならないなど。今まで、不登校に関しては、学校に無理くり連れてこようというやり方でした。そんなやり方ではもう駄目だということも、国のほうも気づき、我々に対しての指導もあり、その中で、うちの町としてどういうふうに進んでいくのかと考えたときには、面的整備をしっかりとやることだと。次は、親御さんたちにもう少し寄り添ってあげることの必要性があるのだなということで、今回、書いているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 私のほうから、町長に2点、お伺いいたします。

医療費無償化の拡充、病院、子どもセンターの建設等以外で、町長が今年、特に力を入れようとされている事業、また、取組についてお伺いいたします。コロナ対策というのも、ちょっと漠然としすぎるので、NGをお願いいたします。なかなかちょっと絞りづらいかもしれませんが、できれば一つとお願いしたいのですが、絞れないなら三つまでは許しますので、私どもも、町長就任2年目のビジョンというものを、すみません、上からでした、すみません、申し訳ない。町長就任2年目のビジョンというものを私どもも共有したいというふうに思っておりますので、そこに対する明確な答弁を求めます。

2点目は、行政執行方針の2ページ目に、持続可能なまちづくりとございます。持続可能なまちとは、一体どういうまちを町長はイメージされているのか、できるだけ短い言葉で御説明願いたいと思います。

ます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

条件をつけられると、なかなか私が力を入れている事業というのがなくなってしまうのですが、条件をちょっと解除して言わせてもらいますと、やはり何といてもコロナ対策というのは、来年もといいますか、まだ終わっていませんので、まさに真っ最中という感じで、町民の方も苦しんでおられるだけではなくて、足掛け3年目に入って、疲れもかなり出ている、肉体的なもの以外に、産業としても、商工、飲食、宿泊を中心に、相当疲弊してくるのではないかと、3年目に入ると。その辺をしっかりと、感染対策以外にも、経済的な下支えという面も含めて、これは引き続きしっかりとやっていかないとならないものだと、あえて、NGを出されましたけれども、言わせていただきたいと、このように思っております。

もう一つ、子どもセンターは、NGにしたがつて、ちょっとあれですけども、病院だけは、やはりこれ、町の一大プロジェクトですので、金額的にもそうです。病院という建物が、コミュニティといいますか、町に及ぼす影響、やっぱり病院が、医療機関がないと、町のみんなが困ってしまう、そういう病院というのは非常に重要な施設ですので、これを令和7年度までしっかりと、開院するまで、オープンするまで、しっかりと進めていくというのは、非常に重要な、重い責務だと感じております。

次に、2点目の持続可能なまちづくり、どういうイメージなのか。なかなか持続可能なまちというのは、人によっていろいろな、何が持続していくのがいいのかと、いろいろ幅広いものだと思いますが、私が思う持続可能というのは、これは就任以来、思っていますが、少子高齢化、人口減少の中でも、しっかりと経済も回って、高齢化もある程度ストップして、そういうふう自立できるまち、将来まで、ずっと人口は多分減っていくかもしれませんが、その中でもしっかりとやっていけるようなまちづくり、それが持続可能なまち、上富良野の将来だと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほか、ございませんか。

5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 町長並びに教育長に、なるべく概括的に質問させていただきたいと思います。

まず、執行方針の中で、町長、就任されるに当た

り、子ども・子育ての充実、拡充ということを御旗に振って進めてこられましたので、この部分については大変理解をいたしますし、将来を担う子どもたちにも必要な予算措置が多々されているなというふうに感じております。

一方で、ちょっと懸念されますのが、相反するところではございますが、高齢者に対する各施策なのですが、例えば介護であったり療養であったり、そういう本当に必要な、行政の必要な部分についての予算措置、施策というのは十分されているというふうに理解をいたしますが、2025年がもう間もなく目の前にきている中で、団塊の世代の皆様が全て後期高齢者になっていく、上富良野町においても平成21年を境に、前期高齢者と後期高齢者の比率が入れ替わって、もう既に相当の日々がたっておりますが、やはりこれから高齢者、元気なお方が、生きがいと健康づくりをしていく上の施策が、いま一つ、今回の執行方針の中ではちょっと見えていないところがありました。ぜひ、この上富良野町を支えていただいていた御高齢の皆様が、これからも安心して、さらには生きがい、そしてやりがい、ボランティアであったり、また、自分たちの趣味を生かす、それが健康づくりにつながって、健康寿命の延伸につながるような施策というのはどういった形で行われていくのかということをまず1点。

それと、これは産業分野についてなのですが、農畜商工観光、全て概括的なものになりますが、我が町、町長も御承知のとおり、残念ながらこれといった特産品という、特に加工されたようなものというのは、なかなか生み出されていない現況にきております。

昨日の補正予算の中にも、地域活性化起業人の中で、ジビエの取組をされているということでしたが、御承知のとおり、我が町は北海道で2番目の養豚の産地でもございます。上富良野パークというブランドもありますし、まさにソウルフードとなっており、町民、そして観光客にも、この上富良野の安心・安全の農畜産物、愛されております。ぜひ今こそこういったものをしっかりと、農商工連携していくに当たって、官がてこ入れをして、しっかりとした礎になる、まさに元年ではないかなと考えておりますが、この部分について、町長はどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

あわせて、温暖化が進んでいるこの地球環境において、上富良野町、カーボンオフセット、ゼロカーボン時代の、北海道もいよいよ突入してまいりました。二酸化炭素の排出量の削減に向けた取組というのをこれからどのように町長は進めていかれるのか、お伺いをいたします。

続きまして、教育長に、ちょっと概括的でなくて大変申し訳ないのですけれども、ピンポイントで2点だけお伺いいたします。

ちょっと所管の委員長として、閉会中の継続中のテーマにもちょっと抵触するので、若干ちょっと聞くのは恥ずかしいのですけれども、特別支援教室、この間、上富良野町は出生率が下がっている中に、発症率というのは増えているというデータがあります。町長部局のほうで、保健福祉課を中心に、発達支援の対応であったり、また、今般、建設予定がされております子どもセンターにおいては、そういったものを包括的に行うということも聞かされておりますが、それはやはり就学前であったり、それから、これから1年生に上がるというお子さんに対してのいろいろなケアをされております。

問題は、やはり小学校、中学校と学年が進むにつれて、そういったお子さんたちへのしっかりとしたケアというのが大事だと思いますし、今もなお、そういったものについては、傾斜をかけて、加配をしたり、そういう取組はされているのは重々理解しておりますが、保健福祉課との連携部分というのは、学校教育としてどのように進めていかれるのかをお伺いしたいと思います。

最後になりますが、広域連合の部分にもなります。安心・安全の給食についてでございますが、この間、広域連合が発足して11年たちます。本来であれば、様々な方向性の中で、給食センターというのは一つの中でやる方向で進められてきましたが、第2期の広域計画の中においても、当面、南富良野町、富良野市、上富良野町にある3センターの給食業務を進めていくという方向で首長同士が合意をされているというふうに聞いておりますが、大変残念ながら、上富良野の給食センター、老朽化が進んでおります。この厳しい財源の中で、建て替えとは申しませんが、やはり相当厳しい環境の中で給食業務を進めているというふうにも聞いております。

食中毒の発生等の恐れがある、例えば給食を配送する車の温度が上がっているなどの要因があったことも、上富良野ではないのですけれども、そういったものについては、しっかりと保冷、保温をやらなければならないということで、上富も進めてきました。

私が一番懸念しているのは、つくる現場の空調が、上富良野町においてだけ、冷房が設置されていないという状況になっております。建て替えは難しいとしても、せめて適温の中で調理が進められることを一日も早く整備が進められることを望む声が聞こえているわけですが、厳しい財政とは思いますが、これらの整備について、どのようなお考え

なのか。児童・生徒の安全・安心の健康の給食のためにも、これらについての取組についてお伺いをいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずは、高齢者の福祉といたしますが、問題ですが、高齢者支援につきましては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、しっかりこれを行っていくわけなのですが、執行方針にも示させていただきました地域包括ケアシステムの深化ということなのですが、様々なソフトメニューがあります。もちろんそれはそれでしっかりやっていくのですが、それだけではなくて、町だけではなく、関係の団体、例えば社会福祉協議会ですとか、各住民会、民生委員さんとか、高齢者事業団も、周り的高齢者や障がい者の周りにある団体全てと連携を密にして、しっかりと高齢者の方をサポートしていく。基本理念は、厚生労働省のホームページにも書いてあります、住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現ということが、執行方針にも書かれてある地域包括ケアシステムの目標ですので、これをしっかりと、まさに町だけではなくて、町民の皆さんと一緒に進めたいと、このように思っております。

続いて、産業、加工品、特産品の話であります。上富良野にも特産品、金子議員おっしゃるように、上富良野パーク、サッポロビールとか、ないことはない、あるのですが、まだまだという感があります。それについて、官でこ入れをということで、私どもでも、この産業の活性化についてはしっかりと、町が全部官主導でやるというわけではなくて、という意味ではなく、官は、役場といいますか、官は官でしかできない仕事といいますか、官がやるべきこと、農業者の方、工業者、皆さんと手を結んで、町がすべきことは何かということ、それはすることも確かにあると思いますので、それはしっかりと町は町として、皆さんと一緒に力を合わせて、産業の活性化、特産品の開発、その辺については一緒に取り進めていこうと、このように思っている次第です。

続きまして、省エネルギーにつきましては、地球温暖化対策実行計画や、地域省エネルギービジョンに基づいて、しっかりと温室効果ガスの削減には、町として、そして町、事業所としてもしっかりと進めていかなければならないのですが、最近、北海道もゼロカーボン北海道、ゼロカーボンと省エネルギービジョンはどこが違うのかというと、ゼロカーボンの場合はさらに発展といたしますが、省エネ

ギーより発展して、カーボンリサイクルですとか、再生可能エネルギーとして、森林の吸収などの効果も含めて、それらも含めて、さらに包括的なものがゼロカーボンシティ、ゼロカーボン北海道とか、ゼロカーボンシティの宣言をされているまちが、最近、ちらほら見受けられると思いますが、そういうさらに多くを包含したものだと考えておりますので、我々の上富良野町も、これはゼロカーボンシティの宣言に向けて、取組を進めていかなければならないと。上川管内の町村会のほうでも、この辺はいろいろ話題になっておりまして、上富良野も他の町村の事例等を参考にしながら、これは進めて、予算はかからないと思いますので、当面は、これはしっかりと勉強、研究、調査を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 5番金子議員からの2項目の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、特別支援教育に関わる部分であります。

先ほど朗読いたしました執行方針の中でも、何度も連携という言葉が出てきたかと思えます。小中連携、幼小連携、そして中高は使っていませんけれども、教習の中では中高というのもありまして、この連携というのが、言葉どおり、情報を多く交流していかないと、情報の共有化を図る、課題の共有化を図って、この子が社会に出るとき、どういうふうな目標、そういうのをしっかり早い時期から決めていく。早い時期のときは、この動作ができないから、この動作をどういうふうにするのかという、そんなところから始まっているのですけれども、そういう目標をしっかりと共有していく、あるいは小から中に引き継いでいくという、この作業をしっかりしていかないとならないなというのが、今、充実していく中で、より感じていることです。これからは、その部分をより連携を持って進めていくと。

人数的に多いという部分も、数的に、今回、初めて執行方針の中でお示ししたのですけれども、やはり数的なものを皆さんにお知らせしないと、その必要性だとかというものがより理解できないのではないかというふうな形も、要するに共通理解をして、目標を共通認識して進めていくということはすごい重要だと思います。特別支援教育についても、そういう形で進めていきたいというふうに思っています。

連携的には、スクールカウンセラー、職員にしているから、より松田スクールカウンセラーを中心とした各施設の連携も深まっていますし、情報もしっかり

共有できるような体制になりつつあります。それをよりもっとレベルを上げていきたいと思いますというように考えているところでもあります。

2点目、広域連合、上富良野学校給食センターについての労働環境に関わる御質問かなと思います。

エアコン、簡単に入れば一番いいのですけれども、当時、結構前に、スポットエアコン、スポットクーラーを入れていただきました。調整交付金で入れたのですけれども、そのときに、3台か4台入れたのです。それで何とかなるのではないかなという部分、それともう一つは、クーラーをつける構造ではないのです。というのがあって、ではスポットしかないなということで、一度、エアコンの設置はさせていただいているのです。

ただ、従業員が、あそこにいる職員が、一生懸命動くと、夏は暑いですから、そういう意味で、従業員が満足する労働環境になっていないというのが現実問題です。私もそう思っていますし、何とかしてあげたいなとずっと思っていました。

それで、できることは、休憩室にエアコンをつけてあげることだなということで、去年、おとししか、おとし、その対応を修繕費でさせてもらいました。

だから、できることはやっていきたいと思っています。ただ、構造的に難しいという部分はありますので、そういう部分も御理解いただきながら、あの施設、古い施設ですけれども、何とかうまくできないのかなということを、引き続き検討させていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 執行方針につきまして、町長に御質問させていただきます。

まず、今も現在進行形であります新型コロナウイルス感染症への対応について、蔓延防止に努めていくことと、ワクチン接種に取り組んでいくことと述べられていましたが、そのほかの取組として、疑いの方や不安に思っている方の検査体制や、感染した方への対応などは、保健所任せなのか、町としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

2点目に、病院改築をはじめとした、老朽化の進む公共施設の改修など、大きな公共投資も予定されている中で、緊急性や優先性を考慮して予算編成を行ったということですが、公共施設の老朽化に関しては、葬祭場やクリーンセンターなどもお話に出してきました。町長が考える子どもセンター、町立病院、その次の予定はラベンダーハイツですか、クリーンセンターですか、現段階でのお考えをお伺い

いたします。

3点目に、高齢者支援について、地域包括ケアシステムの深化と推進と、今年度も、新年度も、毎年言っておりますけれども、例えば、コロナ禍で連携強化にICTの活用などのハード面の整備等、具体的な考えがありましたらお伺いいたします。

4点目、食による地域魅力づくりについて、食ブランド発信や、6次産業化も含めて、農商工の産業間連携により、町の魅力度アップに向けた体制強化を図っていくとあります。

町長の公約にありました、地場製品の販売促進、道の駅整備等については、令和4年度の取組はどのように考えているのか、お伺いします。

5点目、「泥流地帯」の映画化については、令和4年度も地域活性化企業人を採用し、「泥流地帯」映画化に関連する事業に多額の予算をつけています。「泥流地帯」の映画ができるのはいつ、何年後を予定しているのか、お伺いいたします。

また、地域活性化起業人は、映画が完成するまで、毎年採用するお考えなのか、そのあたりもお伺いいたします。

次に、教育長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の予防対策を重点取組の4項目の一つに挙げていますが、コロナに関連したストレスやいじめ、偏見や、これからワクチン接種の有無の差別など、そういった対応は具体的にどのように考えているのか、お伺いいたします。

重点項目の二つ目に挙げているICT教育に関して、GIGAスクール構想の活用期として進めていくとありますが、ハード面の整備は整いつつあり、活用期という考えはイメージがつかますが、ソフト面も伴っているのか、教員のITリテラシーが低いという全国的な課題があるかと思われませんが、そのあたりのお考えと、また、教員のITスキル向上は、長時間労働や業務負担増と背中合わせになっていると思われませんが、そのあたりはどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

まず一つ目の、新型コロナウイルスの感染に関することですが、検査体制ということで御質問ありました。

検査体制といいますか、まず、熱がある方、もう自覚症状がある方につきましては、もちろん発熱外来は町立病院と、あとは富良野圏域では協会病院がありますので、そちらのほうでしっかりと検査体制は構築されております。

あと、無症状といいますが、ちょっと札幌へ行って、本当のやむを得ない用事で、札幌、東京とかへ行って帰って、心配な方、これに関しては、PCR等の検査無料化ということで、国のほうでできるところが、この富良野の、旭川空港にももちろんあるのですが、富良野でもあります。上富良野でも1か所、できるところがありますので、こちらのほうを利用できるようにといいますが、民間の薬局とか、そういうところがしっかりとこういう登録をして、やってくれるように、何か情報提供等、力になれることがあれば、町としてはしっかりと応援していきたいなと思っております。

あと、職場としては、もちろん役場、抗原検査キットを在庫として持っておりまして、学校等、抱えておりますので、しっかりとこれを持っているのですが、先ほどの、先日の保育園の陽性者が出たときも、こちらのほう、なかなか保育園のほうでも数が限られておりましたので、こちらのほう、町のストックを活用してもらって、しっかりと保育園のほうの濃厚接触者といいますが、感染の疑いのある心配な方についても、しっかりと対応させていただきました。

2点目の、陽性になった方といいますが、自宅待機になった方の支援、これは現在も既に始まっておりますが、生活支援者の家族全員がなくなって、コンビニも行けないという方に対しては、しっかりと物を届けるという制度が確立といいますが、始まっておりますので、こちらのほうを利用してもらうのですが、実はこれは保健所と陽性になった方とのやり取りの中で、誰が対象になったかというのは個人情報ですので、町は分からないところでありまして、保健所と対象者の方がやっているのですが、町としましても、保健所任せという部分も、どうしても保健所に任せなければならない部分もありますが、全く保健所任せというよりは、もちろん、保健所を無視してこういうことはできませんので、保健所としっかりと、できるところは情報といいますが体制も補間し合いながら、しっかりとコロナウイルス対策に関しては、しっかりとタッグを組んで、町民のためにやっていきたいと、このように思っております。

次に、公共施設、町立病院、そして子どもセンターの次はということで、老朽化する公共施設、多くある中で、優先順位はどうなのかという御質問だと思います。

対象となる建物は、老朽化している建物はいっぱいありますが、優先順位は、まだそこまでは付していないといいますが、今回の病院につきましては、平成28年の消防法の改正が契機となりまして、ス

プリンクラーの設置、それに伴う新築という、法律の改正による新築、そして、病院が、今、現子どもセンターに移るということで、こういう外的な要因があって、今回、病院と子どもセンターを建てたわけで、今後、将来的にわたって、そういうもちろん法律の改正とかで改築が必要な場合は、それに応じていかなければなりませんし、そのほか、広域連合とか、広域連合まではいかなくても、広域で使っているごみとか、そういうものは、連合、広域の中で、今後しっかりと、どうするのかというのは話し合っていくものだと認識しております。

それ以外につきましては、先ほど申したとおり、まだ優先順位はつけておりませんが、しっかりと緊急性とか必要性とかを加味して、今後、まずは長寿命化をしっかりと図っていきたいと、このように思っております。

次に、高齢者のICTの活用についてなのですが、高齢者福祉に関しては、先ほどの金子議員のところでしっかりと説明させていただきました。そのほか、ICTを活用したものというのは、今のところ特に予定は、具体的なものは予定しておりません。

続きまして、食のブランド、農商工の連携、地場産品の販売の場、発信の場ということで、道の駅につきましては、令和4年度については、特に予算書にも項目はありませんので、予算のかかることをするつもりはありません。

ただ、理事者として、皆さんの、町民の意見などは注意深く、そういうものには耳を傾けていこうと、このように思っております。

最後に、映画化につきましては、いつできるのかということなのですが、全く我々の落ち度ではなく、不可抗力で、新型コロナの蔓延のせいで、このような状態になっておりまして、これがおさまらないと、映画化というのは本当に見通しが立たないところで、大変申し訳なく思っております。申し訳ないといいますが、本当に私が申し訳ないと言ってもどうしようもないことなのですが、そんな中で、地域活性化の起業人を受け入れているのですが、基本的に、考えとしては、映画ができるまでということなのですが、この制度もマックス3年間なのですが、一応3年間でできるということを前提にやっておりますので、今のところは映画ができるまで、3年以内にできるだろうということで、映画ができるまで、この企業人に関しては上富良野にいてもらうというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番元井議員からの2点

の質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目については、コロナ関係の御質問で、仮にコロナにかかった、コロナの予防接種をしないという部分で、いじめや精神的、メンタルのケアなどが発生したときに、どういう対応をするのかという御質問だったと思います。

基本的には、学校の、小学校であれば担任の先生が、該当する子どもをしっかりと見守って、変化に気づくということが最初なのかなと思っております。その後、担任、そして、担任ではまだもう少しちゃんと相談をしなければならないということになると、スクールカウンセラーという形をとって対応する流れになっています。

この間から、小学校、中学校も含めて、児童・生徒が感染しております。感染の後、どうだいと、学校長に私は電話するのですけれども、うちの子、すごいですと。感染になった子に対して、何も普通どおりしかしていないのですよね。だから何も問題ありませんと。うちの子どもたち、すごいなと。逆に言えば、学校はちゃんとやっているなというふうに思っています。学校だけで負えないときには、先ほど申し上げましたように、スクールカウンセラーに相談して、カウンセリングしてもらおうというような体制になっておりますので、僕自身も気にしていませんけれども、今のところそういうことはないということで、御理解をいただきたいと思います。

次に、ICT教育についてであります。先ほどもお話した部分ですけれども、GIGAスクールが始まる時に、ICT教育推進委員会というものをつくっています。各学校から代表者が集まって、ICT教育を進める上で、学校で核となる人たちを集めて、委員会を動かしています。

現在、実際に使ってみた、あと、電子教科書も一部、国から、試験的に使ってみてということで、両面やっています。授業についても、今、相当の割合で電子教科書、デジタル教科書を使った授業というのが行われています。

その中で、より、こんなふうに使ったほうがいいなというふうな部分、課題も見えてきていると。それをもとに、来年度、4年度については、しっかりと導入期から活用期ということで、対応していきたいなというふうに思っているところでございます。

また、先生方の働き方改革、労働時間、そんなのやらせたら大変なのではないかというようなお話もされておりましたけれども、研修については、長期休業を活用するということで考えております。通常のときにやるということはまれにしかないことで、そういう部分で、しっかりと先生方にも活用の仕方を研修してもらうということで、先ほどもお話しし

ましたけれども、実践の研修会は夏休み、冬休みにやります。実践校を見に行く視察、ほかのところも夏休みなのですけれども、どういう体制でやっているかというのは、その夏休みに研修に行くかどうかして、一定のレベル以上になるように努力していただくということ考えているところでございます。

○議長（村上和子君） ここで、コロナウイルス感染症対策、議会の運営指針で決めさせていただきました、1時間ごとに換気をとるということでございますので、ここで10分ほど、暫時休憩とさせていただきます。

再開は2時20分。

よろしくお願いいたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

町長、教育長に対する質問でございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） まず、町長にお伺いいたします。

町では、カーボンニュートラルという形の中で、地球温暖化対策実行計画等が策定されました。

世界的にも、温暖化を食い止めて、人類の長い未来に対しても責任を持つというような、そういう方向が打ち出されました。

世界的には、2010年度対比、2030年度には、脱炭素社会という形の中で、45%削減という方向になりました。

上富良野町においても、将来を見た場合に、こういった方向の進めるべき方向性をきっちり示すということが、将来の町に住む人たちに、やはり負う、私たちの現在の責任であるのではないかというふうに思っております。

そこで、お伺いしたいのですが、町の計画では、学校教育等を通じながら、そういうものも含めて、環境の勉強を進めながら、ともに町の人たちとともに方向性を模索していきたいというような計画であります。

しかし、現状はどうかということでありますが、町の二酸化炭素の削減、一体どうなっているのかと、このような声が聞かれており、町民自体が、計画はあるのだけれども、知らない、分からないと、そういう方もいるわけですから、そういった町の人たちとともに、こういう問題について認識を、やはりきっちりともにしながら、二酸化炭素削減の方向をやっぱり模索すべきだというふうに思い

ますが、いかがでしょうか。

また、同時に、企業や、あるいは家庭に対しても、それぞれこういった削減方向が求められています。そうしますと、一定程度、やはり企業側に至っても、いろいろな二酸化炭素削減のいろいろな設備投資をしようと思っても、やはりそれに対する財政支援もありますが、さらに上乘せしなければ進まないという現状もあるわけですから、やはりこういったところに対して、きっちりとした町の財政支援をしながら、皆さん総体的にやっぱり前へ進むということをしないと、町だけの頑張りでは、これは進まないというのがあると思いますが、この点、いかがお考えなのか、お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、長引くコロナで、事業所の人も町の人も本当に大変な暮らし向き、状況になっています。

そういう意味では、早急に、やっぱりこのコロナ対策という形の中で、業者支援や、あるいはそういった対策を早急にとらなければならない、私はこのように考えておりますが、しかし、新年度予算を見ますと、そういった具体的な対策の予算というのは一切計上されていないという、そういう非常に残念でなりません。この現状を見たときに、町が率先して支援策をとりながら、町民の暮らしと経済を守り、循環させるということが、今、必要だと思いますが、この点について、町長の見解についてお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、定住・移住政策についてお伺いいたします。

町では、定住・移住政策の計画を持ちながら進めております。人口減少という形の中で、多くの自治体は大変な状況にあります。かといって、黙っていないわけですから、やはり外部からの人口を、やっぱり人たちを呼んで、やっぱり少しでも町の中で定着してもらうと、こういう政策をとりながら、また、ワーケーションという形の中で、食欲にそういう人たちを町に誘い込むと、そういう政策をとっている自治体もあるわけですから、こういった政策をとりながら、少しでも人口減少を食い止め、新たに町に来てもらう人たちを支援するという、こういった具体的な対策というのがなかなか見えないのですが、この点について、どのようにお考えなのか、企業誘致と併せてお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、農業問題であります。

この間の農業者との懇談会においても、また、多くの農業者からも言われているのは、大規模農家になったけれども、担い手がいない、労働力の不足という状況の中で、やっぱり大変な労働力を確保するということでは、大変な状況があるのだということ

が言われています。

そういう意味では、行政も民間もそうなのですが、当然、そういった将来に向けた基幹産業である農業を支えるための労働力の確保をしっかり打ち出さないと、やっぱり駄目ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

さらにお伺いしたいのは、最近、こういったスマート農業という形の中で、どんどん機械化が進むという状況になってきております。

また同時に、若い人たちが、今、ドローンだとか、いろいろなスマート関係の、やはりそういった技術の取得に向けた、そういった取組も独自で行っている若い人たちはいます。そういったときに対する、やはり支援制度というのもあってもいいのではないかというふうに思いますが、この点、いかがでしょうか。

また同時に、やはり何と言っても、やはり上富良野町が富良野農協と合併して、独自色が失われたと。やはり上富良野町のブランドというものをしっかり立ち上げてほしいと、こういう声が聞かれますので、やっぱりそういうものをきっかけにして、やはり町をアピールして宣伝する、そして、6次化にさらにいろいろと結びつけて、雇用の拡大にも結びつけると、こういった対策が、今後一層、重要になってくるかというふうに思います。

ちょっと前後しますが、今、ジオパークだとか、そういう状況の中で、町長も答弁で言っておりましたが、やっぱり脱炭素社会に向けた、やっぱり町のそういった気持ちを表すと、そういうものと併せながら、町をやっぱり売り込んで、多くの人に魅力あるまちづくりをもっともっと宣伝すべきだというふうに思いますが、ちょっと重なりますが、前後しますが、お伺いいたします。

次に、施設の老朽化の問題でありますが、近年、施設が老朽化して、維持管理が計画に基づいて進められてはおります。先ほどもありましたが、ごみの焼却施設等々については、間近のやっぱり対応が迫られるという状況になってきております。そうしますと、やはりきっちりとした財政計画に基づいた、そういった対策をきっちり計画を持って、やっぱりどうするのかというところの位置づけをやっぱり示さないと駄目だというふうに思いますが、この点について、やはり限られた財政でありますから、優先順位も含めた中での計画をしっかり持つということが、今、行政に求められているというふうに考えておりますが、この点について、町長の見解についてお伺いいたします。

あと、教育長にお伺いいたしますが、不登校問題について、将来的には子どもたちの居場所をつくり

たいというような方向性も執行方針の中でうたわれております。

身近なところにもいろいろとお話する機会もありまして、そういう方もいらっしゃるのですが、でも、やっぱりそういう人たちは、やっぱり心がすごくデリケートで、いろいろな関わりの中で、やはり人と接する中で、心を開いていく、そういう傾向も一定、見受けられます。そういう意味では、上富良野町においても、民間におけるそういう人たちの保護者の集まりや子どもたちの集まりの中で、いろいろと近況報告し、出し合いながら、やはり少しでも子どもたちに寄り添いながら、そういった不登校に対する問題を、それぞれの悩みを出しながら、やはり前進するという、そういうやはり状況が見受けられます。

そういった意味では、今後、教育委員会で進められようとする、どういう内容か分かりませんが、一定程度、やはりいい方向に行けばいいのかなというふうに思いますし、民間だとか、いろいろなサークルと連携しながら、そういうものをしっかりと整えて、子どもたちの居場所づくりをするということが、今、非常に大事になってきている。複雑な人間関係、社会関係の中で、やはり子どもたちが安心してその中で暮らせるような環境づくりを、私たちは提供しなければならない、そういう責任があるというふうに考えております。

この長引くコロナ禍の中で、それぞれみんな大変な生活を余儀なくされておりますが、しかし、昔から言われるように、暗い、明けない夜はないと言われるぐらいに、やはりきっちりと私たちの責任で、将来をやっぱり示して、少しでも元気に、この上富良野町の多くの人たちが、前へ一歩一歩と進めるような、そういう展望を私は示すべきだというふうに考えて、質問とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まずは1点目の、温暖化対策、脱炭素社会に向けての取組ですが、議員おっしゃるとおり、役場だけの問題ではございません。役場が進めるべき仕事、役割というのがありますが、町民の皆さんとしっかりとこの意義を共有してといいますか、脱炭素、カーボンゼロに向けては進んでいくべきというのは、私もそう思いますので、しっかりとこの辺は町民と認識を共有して、しっかりと進めていきたいなど、このように思っております。

2点目の経済対策、コロナにかかる経済対策ですが、緊急経済対策、これは当初予算には盛り込んでおりませんが、今年といいますか、国の補正予算

が、本省繰り越した分が、まだ令和4年度もありますので、そのとき、その状況に応じて、必要な経済対策は、そちらを財源として、しっかりと町民の皆さんの生活を守るために、経済を守るために、対策を考えていきたいと思っております。

次、続きまして、定住・移住ですが、この定住者、移住者、企業誘致も含めて、施策、なかなか難しいと思います。こつこつといいますか、何かきらっと光る政策、目につくような政策も大切だと思いますし、そうでない、普通の政策、例えば病院がちゃんとあるとか、職場がある、今回、御提案させていただいております、子どもの医療費が中学生までただ、無償化とか、そういう一般的な政策もしっかりとした上で、これは上富に住みたい、住んでよかった、そう思われる町になるように、その上で、上富に来てくださいと、誘致、PR等をしっかりと進めていきたいと考えております。

企業誘致につきましては、さらにちょっと条件的に、そんな簡単に工場を建ててくれるようなところというのはなかなかなくて、さらに厳しいのかもしれませんが、上京した際には、ぜひ上富良野のPRを含めて、可能性はゼロではありませんので、しっかりとPRしていきたいと、このように思っております。

続きまして、農業関係につきましては、労働力の確保というのは、おっしゃるとおり、非常に問題となっておりますが、労働力の確保にかわるものとして、議員おっしゃるとおり、機械化、スマート農業などを取り入れて、省労働力化といいますか、それらも含めてしっかりと、もちろん全部機械ではできませんので、ある程度、一定の労働力というのは必ず必要だと思います。特にハウスの園芸の場合ですと、かなり人件、人の手というもの、労働力が必要ですので、この辺のことにしましては、しっかりと農業団体の、農協さんとか、いろいろ経済団体もありますので、しっかりと連携をして、取り組んでいくべき課題と認識しております。

ブランド化につきましては、先ほど、本当に議員おっしゃるとおり、ジオパークなどがこのPRのツールとして令和4年から加わりますので、しっかりと農産品のPRは、モニター制度の返礼品のほかにも、ジオグッズとしても、新たにしっかりとPRしていければなと思っております。

最後になりますが、公共施設の老朽化につきましては、しっかりと財政的な見通しを持って、今後とも、近い将来、おっしゃるとおり、いろいろな公共施設が建て替え、修繕含めて、経費がかかることが予想されますので、しっかりとこの辺は財政的な見通しを持って政策を進めていきたいと思っております。

す。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番米沢議員からの不登校に関する問題にお答えをいたします。

米沢議員のほうから、明るい展望を示すというようなお言葉をいただきました。私も示したいなとは思っています。ただ、残念ながら不登校の難しいというのは、個々に状況が非常に違いがあって、一つのマニュアルで全部がOKということでないということです。したがって、問題解決にも時間もかかるし、そこに保護者の方が入ってくる、保護者の方の要望もあるし、また、違う部分で、経済的な状況もあったり、いろいろな要素が、最後、解決するためには要素がいっぱいあるということを御理解いただきたいと思います。

その中で、どのように進めていくかといって、今、取りかかっているのが、まず、通級指導教室なのです。通級指導教室、不登校に関係あるのかという部分もあるかもしれませんが、若干、障がいのあるお子さん、勉強についていけなくなると、何でだろうかと、いろいろな悩みがあったりします。そういう部分で、不登校になるお子さんもケースとしてあります。そういうケースを改善するためには、通級指導教室、昨年から中学校のほうにできて、1人の配置だったのですけれども、次年度から2人の配置になって、よかったなと思っているのです。それによって、子どもと、教室では十分ではないけれども、先生と1対1でやる中で、改善が、子どもも安心して対応して、不登校日数が減ってきているという実態もあります。それも一つの方法です。

あと、スクールカウンセラー、職員化して、相談業務を充実させました。子どもとの時間も、当然、充実したのですけれども、それ以上に、保護者からの相談件数が多くて、スクールカウンセラー、かなり一生懸命やってもらっているという実態にあります。

あと、民間の施設のほうでは、それら、小学生の不登校児童を受け入れてくれているところも現実にあって、そういう何とかやってみようと、やるものを数を増やしていくことによって、不登校対策としては完成度が上がっていくのかなと。ただ、問題解決するかもしれないし、しないかもしれない。今、現実には動いていない部分を、今回、検討しましょうということで、執行方針に載せさせていただきました。

先ほども話でしているのですけれども、いわゆる端的に言うと、適応教室というものがあるのですけ

れども、適応教室とは言っていないけれども、そんなようなものということで、子どもたちが安心していられる場所が必要ではないかなというのが一つ。

そしてもう一つは、保護者同士が気軽に話せるということで、中学校にそういう保護者の会を一度つくりました、中学校が関わって。なかなか、なぜなくなっただか、ちょっとよく分からないですけれども、自分たちでやりたいというようなことだったので、その自主性は尊重しなければならないので、独自の形でやられているようだけれども、なかなかそうすると、今度、人がつなげていかないのですよね。学校を核とするのか、必ずしも学校が絶対必要なければ駄目だと決めつける時代ではなくなっているという話を先ほどしましたけれども、そういう選択もあるのだと、子どもは休憩している、休養しているのだというものもあるので、それとはまた別なところで、何らかの集まれるところをつくってあげなければならないのかな、そういう部分の需要を探りながら、検討を深めて、何かできないかというようなことで考えています。とにかく何かやれば、前に一歩出ていけるのではないかという、そういう展望だけなのです。もう相手に明るい未来を示すことはちょっとできないかもしれませんが、一歩前に出るという政策展開はきっとできるのだと思っておりますので、御理解をいただければなと思っております。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 私のほうからは、町長に1点、御質問させていただきます。

子育て支援に係る部分の少子化対策に関してですが、近年、様々な社会的な要因から、妊娠に至るまでの過程で、不妊治療に取り組む家庭が増えてきています。

そこで、国では、これまで保険適用外であった特定不妊治療の保険適用を令和4年度より施行する方針が示されております。

背景には、高額だった体外受精等の費用負担を軽減する意図があり、出産を望んでいながらも、妊娠に至りづらい夫婦の経済的負担を減らし、少子高齢化対策の重要施策としても期待されるものであります。

ただ、保険適用により、経済的な負担が軽減されたとしても、それでも現状、安価に取り組める金額ではないことや、当事者の心身の負担、また、仕事との両立などの課題は解決されているわけではありません。

そんな中、上富良野町は、これまで特定不妊治療

を受ける家庭に対して、経済的な支援を含む独自の支援は行っていない、上川管内でも数少ない自治体の一つでありました。

少子高齢化は我が町でも喫緊の課題であるという認識は、町長とも共有できているものと考えますが、子育て支援と同様に、令和4年度に子づくり支援を行っていくようなお考えはないのか、町長の考えをお聞きます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

子どもを望む御夫婦ですので、これは不妊治療といえますか、お子さんを100%望んでいるわけですから、ただ、結婚して、ダブルインカムの技術などは、昔、20年ぐらい前にはやりましたけれども、そういう子どもがいない、まだ欲しくないという人ではなくて、100%欲しい、望んでいる方ですので、これは少子化対策にはかなり有効だと私も思っております。

国においては、令和4年度からスタートするわけですが、議員おっしゃるとおり、精神的な負担、経済的といえますか、治療以外にかかる負担というのは、率直に申し上げて、調査、研究が、検討等含めて必要なのかなというふうには私も思っておりますので、それについて、周りの市町村の状況も、今、小林議員のほうからお伺いしましたので、それについては、この不妊治療に係る町の補助といえますか、助成といえますか、それについて、何か町でできることがあるのか、ないのか含めて、調査、研究することはしていきたいと、情報収集も含めてしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） まず、令和4年度の町政執行方針について質問させていただきます。

斉藤町長にとりましては、令和4年度予算の編成は、これまで平成12年から22年にわたり実施してきた予算枠配分方式を廃止し、1件審査方式にするなど、町長就任後、町長自身が一から携わった予算編成とのことでございます。選挙で町民の皆様にご約束した政策の実現を目指して、各事業を徹底的に精査し、取捨選択を行い、新しい事業の予算化に向けて、緻密に予算編成に取り組まれたことと思います。

そこで、町長に3点お伺いいたします。

まず1点目、今般、提案されている令和4年度予算案について、町長自身の満足度と評価についてお伺いいたします。

次に、2点目、選挙時に町長が示した、未来をつくる七つの政策を町民に約束しておりますが、公約実現は予定していたとおり実現することができたのか、また、実現に至った政策と至らなかった政策は何か、具体的にお伺いいたします。

3点目ですが、我が町始まって以来のビッグプロジェクトであります町立病院の改築、そして子どもセンターの建設、また、今後においては、早急に取り組まなければならないハード事業が目白押しでございます。

一方、ソフト面においても、近年、住民ニーズは幅広く、そして、より充実した行政サービスが求められてくることは明白であります。

私は、この硬直化した財政構造の中、また、新たな行政需要が今後増してくる中、将来の上富良野町の存続について、非常に懸念しています。

町長は、令和4年度の予算を編成して、上富良野町の将来、持続の可能性について、どのように展望しているのか、お伺いいたします。

続きまして、教育長に1点お伺いさせていただきます。

本年度、4月から、高校生のお金の知識を学ぶ、いわゆる金融リテラシー教育が始まります。教育現場での受け止めと、この金融リテラシー教育に関する教育長の所見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

まず初めに、予算の満足度ということをお伺いしますが、非常に満足しております。満足といえますか、財政的な、金銭的な制約はもちろんありますので、そういった意味では十分ではないのかもしれませんが、今、この金額といえますか、予算の中で、できることは全て盛り込めて、やれることはこの予算に入れ込めたといえますか、そういった意味の満足度はあります。

次に、七つの約束のうち、どれほど達成できたのかということなのですが、町立病院の建て替えは、前の町長からの引き継ぎの懸案事項でありまして、これはそのとおり計画に沿って進めております。

私の七つの約束の中にありました、子どもの中学生までの医療費の無償化、これと、子どもセンターについては、子どもセンターはまだ完成していませんが、これについては一定の道しるべといえますか、めどがついたのかなと思っております。

その他、七つの約束の中には、農業をしっかり守りますとか、自衛隊との基地の規模の維持、拡張などという、具体的なものをつくるとか、そういうも

のではなくて、ずっと継続してやっていかなければならない、そういう約束もありますので、その辺については、継続中ということで、約束のうち、具体的な目に見えて達成できたのは、子どもの医療費の中学生までの無償化、子どもセンターの実施計画、この辺なのかなというふうに考えております。

三つ目の、将来の持続可能性ですが、もちろんその辺も、財政の見通しを見ながら行政運営には当たっております。

ただ、執行方針の最初のほうにも書いてありますが、予算の歳入の4分3ほどが、全収入の約4分の3が依存財源ということで、非常に国の政策に左右されるという、上富良野だけではないと思います。地方の自治体というのは、非常に国の政策に左右される部分が多いのかなというふうに思っておりますので、財政的な見通しとともに、しっかりと国に、地元の議員さんなどを通じて、しっかりと国に要望するものは要望していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 8番荒生議員からの金融リテラシーに関する御質問にお答えをしたいと思います。

学習指導要領というものが国によって決められております。どんな教育を、これから10年間にどんな子どもを育てていくかというような考えのもとにつくられるものなのですが、その中で、今回から新たに金融に関する、文科省では消費者教育、金融経済教育というふうに言っておりますけれども、既に2020年、小学校が始まりまして、2021年が中学校、22年が高校ということで、消費者教育、金融経済教育というものが始まっていくわけなのです。

金融リテラシーという言葉自体、知識や理解能力というのがリテラシーの意味です。そこに金融がついている。どちらかというと、金融リテラシーというと、金融を活用能力という部分で何か言われているのかなと思います。それぞれ小学校であれば、お小遣いをもらって、計画的にお金を使うとかか買い物をするなど、そういう本当に初歩的なものを小学校の5、6年生の家庭科でやるのかな。そういうものを段階的に中学校、高校ということで続けていくものだと思います。学校だけで教えても、覚えきれものではないのだと思います。

ぜひ、せっかくいただいたので、この機会にちょっとお話しさせてもらえれば、家庭もしっかり、学校では学習指導要領に書いてあることしか教えません。そのことを理解して、家庭でぜひお金の

使い方を子どもたちに教えてもらう、大切にすることを教える、そういうことがあって、初めて活用できる能力、お金を増やそうと思ったり、株に入れようと、そういう知識、何といいますが、やっぱりお金をもうけようとか、それも一つの目標なのですね。そのために、金融関係、大学でいったら経済へ入って、頑張ろうと、そういうふうにするのが教育なのだなと思っています。

だから、学校ではたくさんの教科があります。これもやる、あれもやらなければならないので、残念ながらそこから飛び出た形で授業の構成はできないのです。最近、特に忙しい、子どもも忙しい。お願いしたいのは、家庭でしっかりそういう金銭に関わるものも教えてもらえたらいいなと。そして学校でも教える、また、地域でも教える。商工会さんのほうで、問屋さんというか、商品を売るという取組、これは非常にいい取組だと思います。そういう取組をぜひ、役所だけではなく、教育委員会だけではなく、ほかのところでもやっていただけたら、こういうものがよくなるのではないかなと思っております。

答えになったかどうかは別として、そんな感じです。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第24号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第25号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての2件につきましては、なお十分な審議を要するものと思われまので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第24号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第25号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての2件につきましては、議長を除く13

名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から7日までの4日間を休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、3月4日から7日までの4日間を休会することに決定いたしました。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（深山 悟君） 昨日、町長から議案の訂正請求書についての提出がありました。

また、議会運営委員長から、委員長報告の日程追加の報告がありました。

以上でございます。

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

本日、6番中澤良隆君から、議会運営委員長報告がありましたので、これを日程第13の次に追加日程第1として、また、町長から議案の訂正についての提出がありましたので、これを追加日程第1の次に追加日程第2として、日程の順序を変更し、議題にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告を日程第13の次に追加日程第1として、議案の訂正についてを追加日程第1の次に追加日程第2として追加して、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

◎追加日程第1 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 追加日程第1 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議、決定した内容について、議会運営委員長の報告を求

めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和4年第1回定例会の議事運営等について、審議、決定した内容を御報告いたします。

昨日、本会議散会後に、町長から議案の訂正請求書についてが通知されましたので、本日、急遽、議会運営委員会を開き、審議いたしました。

提案内容の審議についてであります。議案の訂正について、議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、提出日、令和4年3月3日の本日の本会議において説明の上、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果の報告といたします。

以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

○議長（村上和子君） 暫時休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、再開いたします。

副町長、発言を許します。

○副町長（佐藤雅喜君） ただいま議長に発言にお許しをいただきましたので、しばし、今回の議案の訂正に至ったことについて、お詫びを申し上げたいと思います。

今般、昨日、議案第19号につきましては、厚生常任委員会のほうに内容の審査が必要ということで付託をしていただいて、慎重審議をしていただくということでございました。

そのときに、我々のほうの手違いで、附則の一文が抜けたような形での議案提案となってしまうことができましたことに気がつきまして、急遽、昨日の委員会の前に、今後、訂正したい旨、お伝えしておったところでございます。

このたびは、このような本当にイージーミス、それから、確認、チェック、そういったものが大変不手際があったということで、何度もお詫び申し上げることになって大変恐縮でございますけれども、今後、このようなことのないように、十分また事務のやり方、そういったものを見直しながら取り進めてまいりたいと思いますので、次の追加日程で御説明いたしますけれども、そういったところを、大変申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

今回については、大変御迷惑をおかけして申し訳

ございませんでした。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午後 3時06分 休憩

午後 3時06分 再開

○議長（村上和子君） 会議を再開いたします。

今後、このようなことがありませんように、十分精査、よろしくお願い申し上げます。

◎追加日程第2 議案の訂正について

（議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（村上和子君） それでは、続けさせていただきます。

追加日程第2 議案の訂正について（議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） それでは、ただいま上程いただきました、議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、訂正の趣旨を御説明いたします。

昨日、上程いただきましたが、附則の第3項が抜けておりましたが、昨日、分かりましたので、議案のほう、訂正させていただくこととなりました。

それでは、議案を、訂正箇所のみ、朗読して御説明いたします。

議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町子ども医療費助成に関する条例（平成6年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則。

一部負担金等に関する経過措置。

第3項、この条例は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

以上で、議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の御説明といたします。

御審議いただきまして、御承認をお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案の訂正についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案の訂正について、議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時10分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月3日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署 名 議 員 高 松 克 年

署 名 議 員 中 瀬 実

令和 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 3 号）

令和 4 年 3 月 8 日（火曜日）

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 町の一般行政について質問

○出席議員（12名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	11 番	小 林 啓 太 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○欠席議員（2名）

10 番	今 村 辰 義 君	12 番	小田島 久 尚 君
------	-----------	------	-----------

○地方自治法第121条による 説明員の職氏名

町 長	齊 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課商工観光班主幹	上 嶋 義 勝 君
町民生活課長	星 野 耕 司 君	保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君
保健福祉課健康づくり担当課長	星 野 章 君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君
建設水道課長	狩 野 寿 志 君	教育振興課長	林 敬 永 君
ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君	町立病院事務長	北 川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 12名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

これより、令和4年第1回上富良野町議会定例会
3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付した
とおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会
運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

町の一般行政について、元井晴奈議員ほか6名か
ら一般質問の通告がありました。質問の順序は先例
により通告書を受理した順であり、質問の要旨は、
本日配付のとおりであります。

また、本日の一般質問は、5名の議員となっております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等
諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員
の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定に
より、議長において、

5番 金子 益 三 君

6番 中 澤 良 隆 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第2 町の一般行政に
ついて質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許しま
す。

初めに、1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 「3月になりましたが、コ
ロナ収束の春はまだ遠く、春の訪れを待ち遠しく思
う今日この頃であります」と、昨年的一般質問の
ときに言いましたが、1年たった今でもコロナの状況
はあまり変わらないように感じています。

昨日から、また、北海道のまん延防止等重点措置

が再延長となり、管内でも毎日数十名の感染者が報
告されています。テレビをつけてもコロナかウクラ
イナかといった暗いニュースばかりですが、明けな
い夜はないと信じて、歩みを進めていきたいと思い
ます。

さて、私は、さきに通告してあります新町立病院
改築に関連して、2項目町長にお伺いさせていた
きます。

1項目め、コロナ禍での新病院建設に向けた病
院内での取組について。

3年後、令和7年完成予定の新町立病院に関し
て、町立病院改築基本構想・基本計画、そして基本
設計まで進み、新年度はいよいよ実施設計に進みま
す。コロナ禍での新病院建設に向けた病院内での取
組について、2点、町長にお伺いいたします。

1、町立病院職員には、通常業務に加え、ワクチ
ン接種、発熱外来といったコロナに関連する業務が
増えております。その中で、さらに新病院建設のこ
ともとなると、医療従事者の業務過多を懸念しま
すが、民主的な話し合いをする時間がとれ、新病院建
設に向けた協議を行うことができたのかお伺いいた
します。

2、病院職員など、町、発注者の意向を基本設計
に反映させるために、発注者支援業務委託をする
ということでしたが、現場の職員にヒアリングを行
い、意向が反映された基本設計となったのかお伺い
いたします。

次に、2項目め、患者中心の施設整備の実現に向
けての取組について。

町立病院改築基本構想・基本計画によると、新町
立病院の基本的な考え方として、どのような施設に
するか五つ示されています。患者中心の施設、災害
に強い施設、経済性を考慮した施設、機能的で働き
やすい施設、変化に対応できる施設とあり、その中
でも、患者中心の施設整備の実現について、5点、
町長にお伺いいたします。

1、病院建設についての協議の場合は、病院運営審
議会であると思いますが、コロナ禍において、昨年
は一度書面での会議が開催されただけのように見受
けられます。質疑、御意見なしとなっていました
が、協議は適切に行われたと捉えているのかお伺い
いたします。

2、患者中心の施設整備を目指すからには、町民
の意見や要望を把握しながら検討していく必要があ
ると思います。コロナ禍で懇談の場が設けられな
かったように感じますが、町長は新町立病院に対す
る町民の意見、要望は把握できているのかお伺い
いたします。

3、プライバシーの保護に配慮した患者中心の施

設整備と言いながら、一般病棟の大部分が大部屋で、一人部屋は2部屋しかない設計に見受けられます。町民の要望、ニーズを考慮しているのかお伺いいたします。

4、町民の要望として多く耳にするのは、診療科目の増設です。常設でなくとも、小児科や泌尿器科の追加を希望しています。新病院は将来的に診療科目を増やすことのできる施設設計になっているのか、お伺いいたします。

5、町民から信頼される病院づくりとなるために、町民が納得できるよう懇談会、説明会の場が必要であると考えますが、そのあたり今後どのように進めていくお考えなのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

町立病院改築整備事業につきましては、昨年度に基本構想・基本計画、本年度において基本設計を策定させていただき、これらに基づき本年7月下旬をめどにデザインビルド方式による発注を予定しており、令和7年6月頃までの竣工、開院へ向けて、計画的に整備を進めているところであります。

まず、1項目めのコロナ禍での新病院建設に向けた病院内での取組についての御質問ですが、関連がありますので一括してお答えいたします。

議員御発言のとおり、この間、新型コロナウイルス感染症に伴い、院内の感染予防対策を講じながらの通常診療に併せまして、発熱外来での診療、コロナワクチン接種業務等、医師・医療スタッフの業務負担が増えている状況にあります。

そのような状況ではありますが、昨年度の基本計画策定時から随時、各部門と病院設計の専門的知識を有している基本設計の委託業者とともに、複数回にわたり綿密なヒアリングを実施し、さらに主任者会議、ゾーニングの院内ケージ、そして院内全体での説明会の開催などを実施するなど、現場職員とのコンセンサスが十分とれた中で、今回の基本設計が策定されたものと認識しております。

なお、御質問の発注者支援業務委託との関連につきましては、従来から御説明しておりますとおり、今回の業務委託はデザインビルド方式による発注に向けての基本設計の審査業務であり、直接現場職員とのヒアリングを実施するものではないということを御理解いただきたいと存じます。

次に、2項目めの患者中心の施設整備の実現に向けての取組に関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の病院運営審議会の協議経過ですが、御承知のとおり、病院運営審議会は私から

の諮問に応じ、必要な事項を調査審議するほか、運営全般に対し、意見を聴取する機関となっております。

令和3年度においては2回開催されており、1回目は書面会議にて本年度の改築整備事業に係る契約状況及び実施予定状況を審議していただき、2回目については基本設計の内容について説明させていただき、各委員により御質疑、御意見等をいただいた上で、本基本設計を策定させていただいたところであります。

また、令和2年度においても審議会を4回開催していただき、基本構想・基本計画について慎重な御審議をいただき、策定させていただいた経過にありますことから、審議会におきましては、審議を適切に行われたと認識しているところであります。

次に、2点目と5点目の御質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

御質問の新病院改築に当たっての住民の皆様からの意見聴取、周知等についての御質問にお答えさせていただきます。

新病院改築については、現在まで基本構想・基本計画・基本設計の3段階を終えているところであります。新病院改築に当たっての方向性の根幹をなし、住民の方々に直接の影響が予想される基本構想案、基本計画案の策定につきましては、まず基本構想案につきましては、令和2年9月にホームページ、10月に町広報に掲載し、また、10月15日、16日の2日間において計75名の住民の方の参加をいただき、町立病院改築基本構想まちづくりトークを実施してまいりました。

また、基本計画案、いわゆる町立の方針、運営計画、整備計画、事業計画等につきましては、令和3年1月に町広報とホームページへ掲載し、パブリックコメントを実施した結果、多くの意見が寄せられ、結果は令和3年3月に町広報とホームページに掲載させていただきました。

特に寄せられました御意見等において、防災対策などにつきましては、基本設計の策定業務に反映させていただいたところであります。本年度策定の基本設計につきましても、令和4年3月に町広報とホームページに掲載し、周知を図っているところであります。

このようなことから、これまでに、住民の皆様からの意見聴取、周知等については十分図れていると認識しており、今年度策定した基本設計につきましては、基本構想・基本計画で決定した新病院建設の基本的方針に基づきまして、敷地、立地条件などを調査し、関係法令に照らし合わせて、建設の具現化に向けて平面、立面等の設計図の基本を策

定する内容になっていることから、改めて住民の皆様との懇談の場は設定は想定しておりませんが、情報の発信には努めてまいります。

次に、3点目のプライバシー保護に配慮した患者中心の施設整備についての御質問ですが、御指摘の一般病床の病室に関しまして、昨年度の基本計画に対するパブリックコメントも回答させていただきましたとおり、一人部屋が8室、二人部屋が1室、4人部屋が5室の計30人の病床構成と患者ニーズに応えられる病室構成としております。

なお、当計画のプライバシー保護の観点といたしましては、病院の個室化に限らず、診療室の中待合や病室のトイレの配置、入浴時の着替え場所の確保、救急患者の待合室、霊安室の設置などの多様な施設整備により、プライバシーを保護できる設計としております。

最後に、4点目の診療室についての御質問ですが、外来の診療室は従来の3室から1室増設し4室としており、将来的に診療科が増設した場合でも対応が可能となっております。

いずれにいたしましても、町立病院の基本理念であります地域住民の皆様の健康を守るため、信頼される病院づくりに向けて整備を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） まず、1点目のコロナ禍での新病院建設に向けた取組ですが、医師、そして医療スタッフの業務負担は増えていた中でも、ヒアリングや会議、説明会を実施し、コンセンサス、合意が十分とれたという御答弁ですので、私がコロナ禍で医療従事者の業務負担増でそういった協議の時間はなかなか取れないのではないかと心配していましたが、その懸念は払拭されましたので、発注者支援業務委託についてお伺いいたします。

町長の御答弁では、発注者支援業務委託は基本設計の審査業務であり、直接現場職員にヒアリングするものではないということでしたが、基本設計の審査業務、町の意向が基本設計にちゃんと反映されているのかを審査すると聞いていましたが、基本設計に反映されているかの審査は行われたのでしょうか。まずお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいまの1 番元井議員の再質問にお答えさせていただきます。

発注者支援業務の関係の御質問ですが、町の意見が十分反映されたかというような御質問だと思いますが、まず町長答弁させていただいたように、現場職員とのヒアリングについては、基本設計の発注者

である委託業者と現場と我々事務と話し合いまして、十分現場の意見を聞いたところであります。それを基本設計の中に盛り込ませていただきまして、その内容について発注者支援業務の委託業者の方が十分審査して、了としてこの基本設計となったものでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） ちょっとごちゃごちゃになってあまりよく理解がついてきていないのでお伺いいたしますが、今年度、令和3年度は基本設計をつくるのに約5,600万円使っています。そのうちの4,400万円、それが今言われました基本設計の委託事業者、そして残りの1,200万円がその発注者支援業務委託となっております。

職員へのヒアリングなどはその4,400万円のほうの基本設計委託業者が行ったということで、この聞き取った病院職員の意見というのは、一覧表か何かにまとめて記載されていたのですか。その中にオーダリングとか電子カルテの導入といった声はなかったのか、令和3年度、それで発注者支援業務委託事業者というのは、そういった意見が基本設計に反映されているのかということを審査する人ということではよかったですか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいまの元井議員の御質問にお答えいたします。

基本的には発注者支援業務というのは、本年7月発注予定のデザインビルド方式による発注に決定したため、そのために従来工事発注するには、実施設計をしてからある程度の金額を算定いたしまして、それによって工事を発注するシステムとなっております。今回のデザインビルド方式というのは、実施設計と施工を一括して発注する方式となっております。そのため、基本設計審査におきまして、より精度の高い基本設計をしなければ、そのデザインビルドの発注時により正確な予定価格等が出せないことから、今回基本設計をしていただいて、さらにその基本設計審査という形で発注者支援業務を委託させていただいたところです。

その中で、今言われたオーダリングシステム等々、あとゾーニング等々の現場の意見については、それを反映しつつ基本設計をつくっていただきまして、それを審査したというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） この新病院の整備に関して、先ほども言いましたが、今年度、令和3年度基本設計に5,600万円使っています。昨年、この予算を審議する予算特別委員会でも町立病院改築基本設計及び発注者支援業務などについて、発注者、町の意向が十分に反映されるよう努められたいという意見書を付して予算を認めました。ですので、そのあたりの町の意向が十分反映されていると自信を持って言える基本設計なのか、これは、新年度の予算実施設計にもつながってくるところなので、もう一度そのあたり町長の基本設計についての出来、思いをお聞かせいただけますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

基本計画に関しましてです。発注者支援業務委託等の前に、先ほど答弁で申しましたとおり、当然現場の意見を十分に聞いて、それを反映させた計画ということで、自信を持って皆さんにお示しできるものとなっていると思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 次に、2項目目の患者中心の施設整備に関して、病院運営審議会での協議について、2回、うち1回は書面で質疑、意見なしで、2回目の協議では質疑、御意見いただいたということで、審議は適切に行われたと認識しているということでした。私は1回は書面、2回目は会議したというレベルでこの一大事業の協議が適切だったとはどうしても思えないのですが、回数が多ければいいというものでもないと思いますが、それでもちょっと少ないのではないかなと思いますが、そのあたりのお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

審議会においては、計画の内容等、十分説明させていただきました。それを御意見なしということなのですが、意見なしイコール審議されていないというふうには当然捉えられなくて、意見がなくても十分審議はされていると私は認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 今年度、町立病院建て替えに伴って解体される子どもセンターですが、新子どもセンター建設検討委員会では、基本設計に向けて10回も会議を行っています。協議していま

す。片や町立病院の基本設計にはたったの1回、2回、これでも適切だった、町民の意見を聞いたと言えるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

子どもセンターの場合とちょっとなかなか比較するのは難しいと思うのですが、町立病院の場合は先ほども申したとおり、前段に病院の内部でヒアリング等十分行って、その上での審議会ですので、単純に回数のみを比べるのではなくて、その内容は同じように町民の方々の意見は十分両方とも反映されていると思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） ちょっとなかなか理解できないのですが、次の町民の意見の聴取について関わってきますので、またお伺いします。

町長の説明にありました令和2年の町立病院改築基本構想まちづくりトーク、これは前町長が行ったものです。まちづくりトークでの御意見、それをどこまで引き継いだか分かりませんが、斉藤町長が町立病院改築について町民の意見というのは、どのように聴取したのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

私がどのように町民の意見を聞いたかというのは、もちろん前町長のときに行われましたまちづくりトーク等の資料、精査といいますか目を通す、そういうことも含めて、あと直接町民の皆様からお話を聞いたり、もちろん審議会の審議の声を十分参酌しながら町民の意見を聞いたと、このようなことになったと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 最初の御答弁にありましたパブリックコメントの実施についてなのですが、多くの意見が寄せられたと御答弁されていましたが、パブリックコメント3名ですよ。これが多くの意見と認識しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

人数は3名ですが、17件の案件についてパブリックコメント寄せられておりますので、十分

といえますか、多くの意見かと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） その主にパブコメで多くの意見というのは、町民の意見を聴取する場ということに関しては、主にパブコメというところに関して圧倒的に少ないと思います。町長の公約の「町民、あなたの声で上富をつくります」というのは、主にパブリックコメントで聞きますということでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

パブリックコメントのみが町民との対話のチャンネルではありませんので、もちろんふだんから接している町民の方々、そして、こういう何かプロジェクトがあるときは現場の、今回であれば病院のスタッフの方とかあとは患者さんとか、いろいろチャンネルといいますか聴取する場はございますので、パブリックコメントが最終的にその数字を見て、そこだけが町民との窓口ではないということは、御理解賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 次の質問に移ります。

新病院の病室についてですが、一人部屋、8 部屋ということですが、そのうち2 部屋は差額個室、特別室というか優良の差額ベット代がかかる部屋です。さらに2 部屋は発熱外来など感染症対策の陰圧室です。さらに2 部屋はナースステーションすぐ向かいの重症個室となっており、本当の一般個室というのは2 部屋しかないという認識だったのですが、一般的に入院となった場合は、基本5 部屋ある4 人部屋、大部屋になるということではないのでしょうか。それが患者ニーズに応えられる病室の構成なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいまの元井議員の一般病棟の部屋数の関係なのですが、合計で1 床の個室が8 部屋ということで、そのうち2 部屋は陰圧部屋ということで、感染対策のために使われているところでございます。あと残り6 床あるのですが、それについては十分、そのうち2 部屋は主に重篤者等々が入るのかなとは思いますが、その残りの6 部屋の中で十分患者のニーズには応えられる部屋数だとこちらでは認識しております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 先週の町長の町政執行方針の中でも、核家族化、少子高齢化、価値観の多様化、地域住民のつながりの希薄化などという現代社会を表す言葉が何度か出てきました。そういった令和の時代で、町民といえますか、患者のニーズ、大部屋を望む方っているのでしょうか。私が病院勤務時代、勤務時もそうでしたが、今もですが、大部屋に入院したら隣のベッドの人のいびきが、音がうるさくて全然眠れなかったなどというような話をよく耳にします。4 人部屋を2 つに割って、せめて2 人部屋にすることしできないのでしょうか。大部屋5 室の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいまの元井議員の病室の関係の御質問です。

患者さんによっては様々なニーズがあります。個室がいい方、2 人部屋がいい方、大部屋がいい方、それぞれいらっしゃると思います。中には一人部屋だとなかなか寂しいとか、そういうような関係で大部屋も望む方もいらっしゃるし、プライバシーを保護したいということで一人部屋を望む方がいると思います。その中での病床構成として、御提案のような提示をさせていただきました。また、併せまして、個室部屋全部にすればいいというようなお考えもあると思いますが、ただ限られた看護スタッフの人数もありますし、そこら辺を考慮した中で、このような病床構成とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 病床の稼働率を考えたら、この病室の配置は再検討して、4 人部屋は2 部屋、残りの3 部屋は個室、せめて2 人部屋にするべきだと私は思います。

次に、その小児科などの診療科目の増設ができる設計について、外来の診察室4 部屋ということでしたが、平面図を見たら、これは発熱外来の診察室を入れて4 部屋という感じに見えますが、いずれにしても診療科目が増えても対応できる施設ということでよろしかったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいまの元井議員の御質問にお答えをいたします。

診療科目が増えても診察室が十分確保できるかと

というようなことで、町長がさきに答弁させていただいたとおり、従来の3部屋から4部屋に増やさせていただいているところでございます。併せまして、設計コンセプトではあるように、柔軟性、変化に対応できる施設整備を設定して、施設整備を行う予定でございます。その中には、基本設計書にも書いてあるとおり、ロングスパン、いわゆるもしそういう部屋の変化があっても改修等が可能なような設計になるようなことで建設を予定しておりますので、そこら辺につきましては、もし診療科が増えたにしても十分低コストで改修等をして対応できると認識しております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 小児科の設置、泌尿器科の復活など、多くの町民の声が届いて、医師が来てくれることを願って、最後5点目の質問に移ります。

町民から信頼される病院づくりとなるためには、やはり懇談会、説明会の場が必要であると思います。新年度の実施設計に至っては、情報発信には努めていくが、改めて住民の皆様との懇談の場の設定は想定していないという御答弁でしたが、町報やホームページでの情報発信だけでは、はっきり言って全然伝わってきません。こんな病院になりますよという質疑応答を受ける場が必要です。

基本計画には、新病院の横に将来的にラベンダーハイツ建設予定地とはっきり記載されていたのに、基本設計では空欄になっているところとか、町民は聞きたいことたくさんあります。聞けば納得することもあるのですから、ぜひ説明会の場を設けていただきたいと思いますが、そのあたり町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおり、改めて懇談の場というものは設定しておりませんと答弁させていただきましたが、基本計画から実施設計まで、基本計画が基で、その後は図面をつくる作業になりますので、基本的には皆さんの重大な何かが起こらない限り、皆さんにまた集まってどうのこうのということはないのですが、後段述べている情報の発信というのは、今、元井議員がおっしゃられたように、双方向の説明といいます情報提供を含めて、情報発信の場には努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 町長の一番の公約、「町民、あなたの声で上富をつくります」これを実現するためにも、町民と意見交換とまではいかなくても、説明会、そういった質疑応答のやり取りで構いませんので、そういった姿勢をぜひ見せていただきたい。そして、町民が納得する病院づくりを進めていただきたい。情報発信には努めていくと答弁していますので、最後、具体的にそれは説明会といったような形なのか、広報やホームページの掲載なのか、再度町長の姿勢を聞いて質問を終わります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

情報発信の方法ですが、もちろん議員おっしゃるとおり町の広報やホームページになど含まれますし、住民会場懇談会やその他、私がどこかに行く機会があれば、その都度何か懇談したいものはつくるように努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、1 番元井晴奈君の一般質問を終了いたします。

次に、9 番佐藤大輔君の発言を許します。

○9 番（佐藤大輔君） 私は、さきに通告してありました1項目3点につきまして、町長にお伺いいたします。

持続可能なまちづくりについて。

サステナブルというのはちょっと使いたかっただけです。特に深い意味はありません。

まちづくりの観点での持続可能性とは、経済的な発展と、福祉などの生活の質、良好な生活環境などを併せて維持していくことを目指す考え方と言える。

昨今、町民と触れ合う中で、年齢を重ねてもそれぞれのライフステージに合わせ、安心して住み続けられるまちづくりのために、とりわけ住まいと足の確保が喫緊の課題であると実感しております。そして、この課題解決のための取組が進めば、人口の社会増にも道が開けるものと思い、以下3点について町長の所見をお伺いいたします。

1、我が町の住生活基本計画には、今後取り組むべき施策として、民間賃貸住宅居住世帯の戸建て住宅への住み替えや、戸建て住宅に居住する高齢者の住み替え、また、農村部に居住する高齢者等の市街地への住み替え事業などに対応するため、関係機関や関係課と連携して、円滑な住み替えのための支援について検討を進めますと掲げられております。

転出者の増加や新築賃貸物件の十分な供給などに

より、今後も空き家の増加が見込まれますが、さきに述べた施策の具現化は空き家対策の推進のみならず、住宅不安の解消や定住の促進にもつながると思われます。そこで、この施策のこれまでの具体的な取組と課題解決に向けた進捗状況をお伺いいたします。

2、現在、いわゆる2025年問題を筆頭とした超高齢化社会に直面しており、免許の返納や居住地での孤立などに関連した交通不安の声はますます高まるものと推察いたします。

その不安を払拭する施策の一つとして、予約型乗合タクシー事業が採用され、10年が経過しましたが、今後も地域公共交通としての利用者の増加が見込まれる一方、明らかにドライバー人材が不足しております。10年後は同じ高齢者といっても、ライフスタイルに変化が生じ、別の需用に置き換わっている可能性もありますが、前述の課題、タクシーードライバー人材不足という課題も含め、予約型乗合タクシー事業の今後の在り方についてお伺いいたします。

3、予約型乗合タクシー事業以外に現時点で検討している新たな足の確保策があれば、お伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の持続可能なまちづくりに関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の持続可能なまちづくりにについての御質問にお答えいたします。

住生活基本計画は、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間とし、北海道住生活基本計画に示された施策の方向性を踏まえ、第6次上富良野町総合計画の住宅分野の個別計画として、住生活に関する目標や施策などを定め、各種住宅施策を推進するために策定したものであります。

議員の御質問にあります今後取り組むべき施策につきましては、計画にある四つの基本目標のうち、定住を促進する環境づくりに係る三つ目の施策、③円滑な住み替えの促進の今後取り組むべき施策として検討事項になっているものであります。

この施策につきましては、今後において、住み替え相談機能の充実など、円滑な住み替え支援の検討について進めていくものとなっており、現在、住民からの相談がなく、ニーズがあるか検討段階にあり、具体的な取組には至っておりません。

今後におきましては、定住化の促進を図るため、空き地・空き家を活用した住み替え支援や長く住み続けるためのリフォーム支援など、住民が今後とも

上富良野町に住み続けられるための住宅住環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、住宅住環境施策の推進に当たりましては、行政とともに住民や民間事業者など、幅広い主体の積極的な参画、協働の下に進めていくことが必要となり、役場窓口での随時相談や情報提供を行うとともに、短期的には実現が困難であり、長期的視点において検討を要するものもあることから、必要に応じて専門家との協力も得ながら、継続的な検討を行ってまいります。

次に、2点目の予約型乗合タクシー事業の今後の在り方についてであります。当該事業につきましては、事業開始時、町営路線バスの廃止を契機として、高齢者や障がい者の方々など、いわゆる交通弱者の生活支援や閉じこもりを予防することを目的に、町内における移動手段の確保として事業を開始したところであります。通常のタクシーのような利用を前提とした事業ではないことから、乗車時間や乗車方法には一定の条件を設けて御利用をいただいております。また、実際の車両運行部分については、町内2事業者に委託して行っている事業であります。

また、町内における利用者、登録車の地域内における交通手段として定着していることから、長期的に安定した財源確保を図り、事業の継続性と充実を目指して、令和2年度からは調整交付金を活用した基金事業として実施しているところであります。

なお、昨年8月から9月にかけて行った利用者アンケート調査についてであります。利用満足度においても前回に引き続き、8割近くの利用者に便利になったと感じていただいております。運賃設定についても利用者の9割近くが納得していただいているものと判断しているところであります。

一方、要望や意見として、これまで同様、予約時間の変更や運行便の増便、休日運行を希望する内容が寄せられたところであります。運行委託事業者の本業であるタクシー事業への影響や、運転手の確保状況を勘案しながら現行の運用が設定されており、現状では増便等への対応は難しいものと判断しており、令和4年度については、現行の運行内容を継続することを予定しております。

なお、10年後の在り方との御質問であります。現状での地域公共交通機関としての予約型乗合タクシー事業については、さきにお答えしたとおり、町内民間2事業者に運行事業を委託することで成り立っている事業としていることから、基本的には町内民間2事業者での委託運行が可能な間につきましては、大きな制度変更はないものと捉えております。

次に、三つ目の新たな足の確保策についてであります。町内で完結する公共交通機関としては、町内タクシー事業者2社による本来のタクシー事業のほか、受託事業として予約型乗合タクシー事業、十勝岳線バス、スクールバスの運行と地域団体等の移動手段としての直営による福祉バス運行となっているところでありますが、現時点において新たな足としてのサービスを追加するのは難しいものと判断しているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時10分といたします。

午前 9時51分 休憩
午前10時10分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 先ほどの答弁では、町長は町民が今後もこの町に住み続けるための住宅住環境づくりを推進したいという意気込みのほどは確認させていただきました。

しかしながら、現時点で具体的な取組には至っていないとのことで、ちょっと動き出しが遅いのではというのが正直な気持ちであります。住生活基本計画最終年、令和11年までのことを見据えて、何点か町長のお考えをお伺いしたいと思います。

まず、先ほど（1）の質問で引用させていただきました施策のイメージなのですが、具体的には、例えば、私のような子どもが仕上がった夫婦が、一軒家はもうちょっと広すぎるよねと、広すぎる一軒家には住んでいないのですけれども、広すぎるよねということで、賃貸アパートに引っ越すとかというようなことを考える。それで、私たちが住んでいた家が空くので、そこにこれからまさに子育て期を迎えようとしている家族が転居したり、また、セカンドライフは利便性の高い市街地に住みたいよねという郊外から御夫妻が転居してきたり、そして郊外で空いた農家空き家には移住者が入ってきたりというような、こういった居住者だったり住宅だったり、ちょっとどっちが主体かわかりませんが、そういった好循環が生まれることによって、様々な課題解決につながるよねというのが、私がこの施策に対して感じたイメージでございますが、町長も私と同じようなイメージを持っておられるのかどうか、確認の意味でお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も佐藤議員の考えと同じ、賛同できるものと思っております。そのような住環境の柔軟的な役場のものではありませんが、民間の皆さんのものですが、柔軟にそういうふうに対応していけるようなものができれば、移住定住なんかも含めて、あと郊外に住んでおられる方が町の中に住んだり、そういうことが比較的簡単にできるようになれば、非常に好循環が生まれるのではないかなというふうに思っております。

そんな中で1点つけ加えておきたいといえますが、現状の説明といえますか、具体的な取組には至っておりませんというふうに先ほど答弁させていただきましたが、その中で住み替えのニーズはまだ皆さんからニーズを調査したりはしていませんが、公営住宅の建設に当たりましては、ニーズ調査というより建設当時に将来に向かっての人口の推計をしますので、それに基づいて公営住宅等を建てておりますので、公営住宅の施策というのは、先ほど議員がおっしゃられた質問の（1）の戸建てへの住み替えには対応してはいないとは思いますが、公営住宅としては高齢者の住み替えや市街地への住み替えには結果として対応しているかなと、このように考えております。基本的にはちょっと細かいこと、公営住宅のほうまで話が及んでしまいましたが、佐藤議員と考えは同じだと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） イメージが一緒ということでありありがとうございます。ここは一緒じゃなかったら話が進まないの。

今お話でありましたように公住であったりとか、先ほど私も最初の質問で申し上げましたが、賃貸アパートの物件は管内にあふれるほどあるということで、これからの質問は戸建ての空き家だったり戸建て住宅に関して、話の焦点を絞って進めてまいりたいと思います。

今、私と町長が共有しているイメージに対して向かうために、私はまずは空き家のデータベース化を進めるべきだというふうに考えております。美瑛町では平成29年に空き家等対策計画、これ5か年計画なのですが、策定し、今は令和4年度からの第2期の計画を策定中で、第1期計画では空き家情報のデータベース化に取り組んだそうであります。美瑛町の住民生活課によりますと、町内会長や民生委員からの空き家情報、農業振興課になると思

いますが、農林課からの離農者情報、建設水道課からの危険家屋情報や水道開栓状況等をもとに、ゼンリンのLmapを活用して、データベース化を進めたとお話を伺いました。

先ほど町長は、施策の推進が、例えば幅広い主体の積極的な参画、協働で進めると御答弁なさいましたけれども、我が町も建設水道課の職員の方が各住民会長からの聞き取り調査等で空き家・空き地の情報を持ってはおりますけれども、美瑛町のように横の連携でさらに情報の精度を上げて、その情報を全体で共有するような、本当にまずは取組の入り口として、情報集約、データベース化というものが必要だと私は思っておりますが、この点、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、データがそろっていないとなかなかいい施策に進んでいけないと思いますので、入り口としてはデータベース化というのは重要なことかと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 農地集約を見据え、個々の意向を確認し、今後10年のビジョンを描くための農地のデータベース化に関する補正予算が、要は農業委員方のタブレットの件ですけれども、補正予算が3月2日に可決されました。

私は基本的には考え方は一緒でないかなというふうに思っております。まちづくりのビジョンを描くために、まずは空き家・空き地のデータベース化は欠かせないと思いますので、早急に取り組んでいただきたいものと思います。

それで、次ですけれども、そのデータベースを生かす取組についてお伺いいたします。

これもちょっと美瑛町なんですけれども、データベース、これは住民生活課データベースを集約管理していて、それと連携しているのが、うちの町でいえば企画政策班になるかと思いますが、美瑛町でいえばまちづくり推進課という移住定住係の方からお話を伺いました。

先ほど申したように、美瑛町では第2期の計画策定に当たり、この移住定住係では、昨年8月から旭川宅建協会と提携を結んで、宅建協会に加盟している約330の不動産事業者のうち、美瑛町の物件の取扱いに手を挙げた46の事業者とともに、宅建協会の派生団体が管理運営するIRI旭川不動産情報というサイトを活用し、掲載後すぐに成約に結びつ

いた事例があったというふうに話を伺いました。

具体的にいえば、佐藤大輔が持っている物件を町に情報提供して、町から46の事業者にこういう物件があるけれども、取扱い事業者あるかというふうに問いかけて、そこでは、取り扱いますということで、平均大体46のうち4か所か5か所の事業者が手を挙げるそうですけれども、そうすると、私とその四、五か所の不動産事業者との間で一般媒介になるのか専任媒介になるのかというところを話し合っ、て、要は話が成立したときに、初めて先ほど申したIRIというサイトにその情報が載っかるというような流れになっているようでございます。

また、美瑛町の、これは住民生活課のほうではありますが、ほとんど価値のないと思われる不動産所有者にはゼロ円で物件を譲渡することも可能なマッチングサイトを紹介しているそうです。千代ヶ岡駅の向かいにあるこうじのジュース、あそこってそれこそみんなのゼロ円物件というサイトらしいのですが、こちらのサイトを利用して経営者が建物を取得されたという話を伺っております。

先ほど町長は、民間事業者や専門家との協力を得ながらという趣旨の答弁をなさいましたけれども、このたびリニューアルした我が町の移住定住ホームページを最大限活用できるように民間事業者と手を結び、データベースを生かす、先ほどせっかく構築したデータベースをしっかりと生かしていくようなプラットフォームの整備も同時に進めていくべきだと思いますけれども、この点、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました民間事業者との協働ということですが、まさに今おっしゃられたとおり、宅建業者のことも私考えておりました。宅建業者と、場合によっては金融機関などを含めて考えていかなければならないかなと思っております。

他の市町村なんかを見ますと、住み替えの支援というのは結構美瑛町に限らず行われていまして、売買ではなくて、売買もちろん含まれていますが、例えば一軒家に住んでいて、どこかちょっと先ほどおっしゃられたとおり、もう夫婦2人なので小さい家に入りたいといった場合、それを売らないでレンタルした場合なんかはそういう場合も含まれますので、宅建業者というのはかなり重要なパートナーといえますか、この協働の相手になるのかなというふうに私は考えております。

それらも含めて、このデータベースを生かして他の市町村の状況等もよく研究しながら、今後、住み

替えのことにに関して調査研究を進めていきたいなと、問題解決、移住定住なんかも解決になると思いますので、ぜひ調査研究していきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 先ほどの旭川宅建協会の担当者の方とお話をさせていただいて、ぜひ上富良野町さんもよろしくお願ひしますというようなことを申されましたので、私は町長ではありませんので、町長にお伝えするというふうに前さばきをしてありますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それで、この先データベースが整備されてプラットフォームも整備されていく中で、では実際どのようにして空き家物件をあぶり出していくのかという点についてお伺ひいたします。

町の不動産事業者 2 件にお話を伺ひしました。上富良野町の戸建て物件に関しては、頻繁に問い合わせはあるものの、やはり肝心の物件がなかなか出てこないというようなことで、2 か所あるうちの 1 か所がゼロで 1 か所が 1 ということでありました。一週間ぐらい前です。

空き家が流通に載らない要因として、更地にしても税金が高くなるだけで売れるはずがないから放置、修繕に費用がかかり過ぎる、相続でもめている、いずれ帰ってくるかもしれない、愛着がある、面倒くさいなどが挙げられますけれども、不動産事業所のスタッフからは、我々不動産会社も含め、空き家についての明確な相談先がないことが最大の問題ではないかと指摘を受けました。

また美瑛町の話で、ジオパークつながりなので御容赦いただきたいのですが、美瑛町では、固定資産税納付書に不動産の運用、また、解体の補助制度に関する情報とともに、相談窓口を記載したチラシを同封しているそうです。

町長は先ほど役場窓口で随時相談を受け、情報提供を行う、また、住民からの相談がないと御答弁されましたけれども、窓口での業務内容としては、美瑛町のような不動産所有者に対しての情報提供、不動産活用のノウハウ、また、適切に処分するノウハウといったものを助言するといった、そういった業務内容をイメージされているのか。また、その業務を請け負う主体は町民生活課になるのかどうか、そのあたりの点、町長のお考えをお伺ひいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

私のイメージとしては、役場のデータベース、ど

う活用するのかというのは、まずデータベースができていないので、それを把握してから話なのですが、役場にそういうニーズとして何かありませんかという問い合わせが来た場合は、やはりそのデータベースを基に紹介していく、こういうのがありますよというのが基本になるかと思いますが、なかなか難しいケース、売買とかになると役場が仲介するわけにはいかないので、個人売買になるのか、それともやっぱり宅建が入るのかということになるので、やはり役場の役割としては、まず一義的にといいますか重要なのは、情報を把握して情報を提供できるかどうかというのが私のイメージです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 私の今の質問は、決して不動産事業者のような動きを行政に求めているわけではなくて、まずは空き家・空き地に関する情報を集約する。さっきのデータベース化ともかぶるのですが、それでも、そのためには行政として何ができるかといったときに、固定資産税の納付書に先ほど申した書類を添付するということで、何らかのリアクションというものが生まれるのではないかと思います。現時点でもしやられているのであれば大変恐縮なのですが、もしやられていないのであれば、そういったことも考えとしてあるのではないかというようなことで申し上げたのですが、もう一度その点お伺ひします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

現時点では、議員おっしゃるような固定資産税の納付書等に何らかの情報、チラシなどを入れてこちらからアクションを起こしてデータベースを収集しようというようなことは行っていない。

今後、データベース化することになれば、そういうものに同封して、そもそも家主、地主の方の売りたいのかどうしたいのかというような意向調査等も含めて、データベース化する必要はあるのかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 一応、まとめとしてお伺ひいたします。

民業を圧迫だったりとか、やはり宅建法のことだったりとかというところで、行政として非常に動きづらい部分があるのかなというところを感じておりますけれども、本当にこれ、あくまでも私見であ

りますけれども、これまでの空き家対策における行政のスタンスというのは、私が今申し上げたような個人の資産形成に行政が過剰に関与することを良しとしない風潮があるのかなという印象を受けております。なので、空き家対策というのは、主に危険家屋対策、危険空き家対策に重きを置いてきたように思います。

しかし、町全体として見ると、特に冬に、つい最近感じたのですが、冬は空き家が目立つのです。町全体として捉えたと、空き家という多くの資産があちこちに放置されているということは、町の魅力や活気も失われるだけではなくて、もしかすると町としても大きな経済損失を生んでいるのではないかなと大変危惧しております。

実際に知人から、いくら理想的な物件を見つけても所有者が分からない、また、所有者の承認が得られない、承諾が得られないとなると、今の住まいに甘んじるか、やはりよその町への転居を考えなければならないというような相談を受けます。こういった悪循環を止めるためには、空き家所有者の決断が必要であり、今、行政にはその決断を後押しする責任がもしかすると生まれ初めているのではないかなと私は考えております。検討・研究も非常に大切かと思っておりますけれども、何となくちょっと時間がない感じがします。早急にここからスピードを上げて、本気の空き家対策に取り組むお考えがあるのかどうか。先ほどの話の中でいえば、まだなかなか進んでいないスタートラインの状態でありますけれども、要は将来的なビジョンとして、町長に本気の空き家対策に取り組む、そういった心づもりがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

行政としては、なかなか進んでいかないではないかという御指摘も今の御質問の中にもあったと思うのですが、個人の資産形成に行政が関わるのというふうには、そこに税金を直接投入するというわけではないので、そういうことよりは、むしろ個人情報の方がなかなか難しいのかなと。登記情報と現住所というのは、なかなか一致していない場合とか、地主、家主、そういう意思を、個人情報に属する部分をなかなかデータベースにしてもオープンにするには相当気を遣わなければならないのかなというように思っていますし、この辺に関しては隣の美瑛町とかほかにも市町村がこの住み替え支援事業に関わっていますので、他の市町村の状況を十分参考にしながらデータベース化を含む入り口として、この住み替え、移住定住も含めた大きな意味での住宅

の資産の有効活用というのは、将来的にはニーズが出てくるものと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 大変前向きな答弁に感謝いたします。

失礼を承知で申せば、団塊の世代の方々が今住んでいらっしゃる住宅というの、ある意味空き家予備軍というような表現、本当に不適切で申し訳ないのですが、だと思ったときに、本当にせっぱ詰まっていることだなというふうに私は感じております。

また、親の残した家を安易に相続放棄することで発生する不利益などの法律的な知識を含め、私はできるだけ多くの町民に住み替えや資産の取扱い方に関心を持ってもらうことも大事な事かなというふうに感じております。

また、空き家対策は、移住定住一挙両得の施策にもつながると思いますので、ぜひ町長のリーダーシップの下、進めていただきたいものと思います。

続いて、2番目と3番目と一括して再質問させていただきます。

私には77歳の母がおりまして、この質問を機に先月母を乗合タクシーに登録しまして乗ってもらいました。大変便利だと喜んでおりました。

なかなか免許返納の相談ってすごい難しいなと個人的に感じている中で、私のような世代にとってもこの地域公共交通のありがたみ、存在価値というものを実感したところでございます。

先ほどの御答弁では、概ね事業としては現状維持の方向で進むというようなことでございましたが、この事業を委託しているタクシー事業者からの情報をもとに何点か再度質問させていただきます。

乗合タクシーの運行に伴う事業者の町からの委託料としては、1回の運行1台につき100円プラス1キロにつき280円、こういったものが町から支払われるとタクシー事業の方にお伺いしましたけれども、この100円の定額料金ってちょっと表現合っているか分かりませんが、280円の距離単価の算定根拠をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 9番佐藤議員からありました乗合タクシーの単価の設定のことだということでございますので、担当のほうからお答えをさせていただきますと思います。

この関係につきましては、明確に決まった基準がございませんので、制度発足当初にまず設定した金額というのがございます。その当時にいわゆるど

のように設定金額をつくるのかというのがありまして、事業者からは通常のメーター単価で普通にメーターでがしゃっとやってほしいという部分と、あとそれでやりますと結果、待ち時間等の関係がちょっとありましたので、当時としましては基本単価と距離に応じてキロ幾らに単価を設定するのだという計算を事業者のほうと調整させていただきまして、概ねメーターで普通に走った分とそれ以上の費用になるということでちょっと割り返して、1台100円プラス単価が当時でいきますとキロ260円でスタートさせていただきました。

それ以降なのですが、基本は消費税の引き上げですとか、あと本業のタクシーのメーター料金の改正等もありましたので、そのときにそれに応じた金額で単価を決めさせていただいたことと、あとだんだんと利用者が増えてきたときに、出向時間というのが決まっていますので、その時間帯に乗る、利用される方の関係で、その時間帯に一人しか使わないのであれば1台でいいのですが、同時刻に5人、6人となってくると1台では回りきれませんので車を2台、3台用意していただいて出向していただきます。

そうなりますと通常営業のほうがちよっと止まってしまうので、基本優先は乗り合いを優先させていただいていますので、そういうふうに複数出るときには通常の料金以外で何かしらあったほうがありがたいという話もいただきましたので、今は3台目以降の部分の出向については100円ではなくて、300円に加算をしてやるというような形で単価設定をしているということでございますが、基本は距離で割り返して、時には出るメーターでやったときよりも一応高めで単価設定はしているというふうに私どものほうでは試算しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 総務課長にはすいません、お手数をおかけして申し訳ありません。

あえてこの議場の場でお聞きしたかったということで、まずこれを明らかにした上で伺いさせていただきます。

例えば、市街地で1キロ未満の利用者を1名乗せた場合、先ほどの100円定額プラス1キロ未満なので280円プラス一人なので利用料200円ということで、580円が合計で事業者に入収入として入りますけれども、今の初乗り運賃が620円ということで、ここの620円下回ってしまう設定になっております。これは総体的に考えたら特に問題がな

いという捉えなのか、この辺の初乗り運賃が加味されているのかどうか、この点お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 9番佐藤議員からありました料金の関係なので、すいません、私のほうから説明をさせていただきますが、初乗り料金も含めて、それを見た中での料金設定で比較をさせていただいておりますので、実際走ったときはちょっと走ってもいわゆる初乗りなので、タクシー屋さんには六百何ぼ入りますけれども、そういう場合には乗合タクシーをそういうときに利用すると、その金額まではいかないというような形になっていますが、実際の運行の利用実態は分析をさせていただきましたら、ごくごく短い利用というのはほとんどありませんので、基本は一定程度の距離を移動されるときにこの乗合タクシーは利用されているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

実際現場でお話をお伺いしたいなと思ってタクシー事業者をお伺いして、A社の社長がオペレーター業務をされている合間を縫っていろいろとお話を伺いました。独特の無線といいますか、近くで聞いていてもよく聞き取れなかったほうの会社なので、すけれども、実際私がいるときにかかってきた電話の内容として、目的地が病院で、スーパーで買い物をしたいというような利用者に対して、病院での検査内容を聞いて何らかの経路便と復路便をちゃんと予約してあげて、もし検査が長引いたらこの時間に予約し直すんだよということを非常に丁寧に対応されておられました。こういった電話オペレーター業務に対する対価というものも、先ほどの算定根拠に加味されているのか。また、併せて通常、冬期は、冬期というのは11月25日から3月31日、これはB社のほうでありましたけれども、運賃2割増しで一般のお客様からいただいているといったことで、この冬期運行加算というものが先ほどの算定根拠の中に含まれているか。併せて、昨今のこの原油価格高騰に対する補助みたいなものもあるのかどうかというところに関しまして、すいません、再度お伺いさせていただきます。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 9番佐藤議員からありました乗合タクシーの料金の件と伺いますか、補助金、委託費の関係でございますが、こちらに関しまして私のほうから説明をさせていただきたいと

思います。

まず、今ありましたいわゆるオペレーター代の部分でございます。こちらにつきまして、当初から一応事務費ということで設定をしておりました。当初は事務費としては年間6万円ということで設定をしたところでございますが、先ほど言ったように年数たつ中でだんだん利用者が増えてきて、そのオペレーター業務が増えてきたということもございましたので、結果、最終は2年の運行便からオペレーター代も込みということで、事務費を15万円に増やさせていただきました。これについては一人工分にはなりませんけれども、通常の一日の運行の中での電話対応等の時間数から見るとこの程度なのかなということで、事業者のほうと話をさせていただいて、現時点としては15万円ということでオペレーター代として設定をさせていただいているところでございます。

あと、冬期と夏の割増しという関係でございますが、基本料金につきましては冬期も夏期も統一の料金の中で設定をさせていただいておりますので、トータルで見たときに大体同じくらいの料金になっているのかなというふうなことで、料金の設定のほうはさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） ありがとうございます。いろいろ考えられての算定根拠、価格設定ということで理解をいたしました。

ただ、私、やはりタクシー事業からはどうも満足がいくような印象を受けておりませんでしたので、定期的に行政とタクシー事業者の間で適切な協議というものがなされているのか、どのような頻度でというタイミングで協議がなされているのか、その点伺いたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 9番佐藤議員からありました業者との打ち合わせとして、こちらも担当のほうでお答えさせていただきますが、基本まず最低年1回はやるということでございます。これは来年度契約に向けた段階で事業の打ち合わせをさせていただくということで、年1回はかならずやるという形になっています。

ただ、それ以外の部分につきましては都度ということで、必要なときにあればということでございますし、あと変な話ですが、利用者からいろいろな苦情といったらちょっとあれなのですが、そういうお電話もいただくこともありますので、そういうときには事務的な中で話し合いをさせていただいている

というようなことでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 適切な協議の場も今設けられているということで確認をいたしました。

旭川では、老舗のタクシー事業が全ての従業員を解雇して長期休業されたというような情報もあったりして、これは決して対岸の火事ではないかなというふうに感じております。

町長の最初の御答弁で、基本的には町内民間2事業者での委託運行が可能な間につきましては、と述べられましたけれども、3番目の質問でお伺いした新たな足の確保策ということも特に見通しが立っていない中、それこそこの町内二つの事業者がありますが、例えば同時に倒産したらとか、それこそコロナでとかというような場合、大切なインフラが突如失われて、町民の生活に大きな影響を及ぼすものと考えます。今は温泉事業者を応援する取組が展開されておりますけれども、我が町の地域公共交通を支えしてくださっているタクシー事業にももっと寄り添い、せめて私が今預かってきたような何かじくじたる思いといいますか、そういったものが解消されるような寄り添いが必要だと思いますが、その点町長の今後の事業者との距離感であったり、向き合い方というものについての考え方をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

二つの民間事業者にその事業者の経営といいますか、存在といいますか、持続可能な運営といいますか、それが全て現時点ではそれ以外の選択肢がないといいますか、残念ではありますが、もともと路線バスであったものをそういうふうに乗合乗車に変えて、二つの会社に委託していますが、現在のところそれに代わるものというのはなかなか見つからないというような状況にあります。

10年後、20年後は技術革新があって、自動運転などの技術が発達すれば分かりませんが、現時点においては少なくともこの二つの会社に頑張ってもらう、存続してもらわないと地域交通が成り立ちませんので、町としても業者とは常に情報を密にして、この乗合タクシー事業が当面持続していけるように、情報交換できるものは努力してまいりたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 当然、過剰な要求を丸のみする必要はないと思いますけれども、ぜひとも良好な関係を築いていていただきたいものと思います。

先ほどからの話の流れでいえば、結局のところ当面は乗合タクシー事業頼みというようなことであれば、私はやはりドライバー人材の確保が喫緊の課題であるというふうに考えております。

最初の御答弁では、ドライバー人材の不足に関しては明確な表現がありませんでしたが、町長にとってこのことは問題として捉えるに至っていないという認識でおられるという理解でよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

民間事業者の持続可能性については、議員おっしゃるとおりドライバーの確保が非常に困難ということは私も認識しておりまして、町も当然スクールバス等委託しておりますし、町独自で福祉バス等運行しておりますが、この人材を集めるのがなかなか困難であるというのは、町も一つの事業者として感じておりますし、当然民間のタクシー会社の方も相当苦勞しておられるのかなというふうに思っておりますので、このマンパワー不足というのは町と事業者において共有された認識であると理解しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 二つの事業者にお伺いしても、やはりドライバー人材の不足というのは何とか今やっているけれども、特に高齢化が進んでいるというようなところで、なかなか新規採用がとれないというような現状にあるということで、それはもう当然行政側も御存じのことかと思えます。

以前は新入社員というか、入社しようとしてきた人に対して普通自動車2種免許の取得に際する費用の補助などしていたが、今なかなか経済的な経営的な事情でできないというようなことでお伺いしております。

今後町として、例えば今申したような免許取得に際する費用の補助であったりとか、新入社員の給料の一定期間保障する、保障旧制度の費用の一部を負担するとか、そういった形でドライバー人材の不足に関して町と一緒にその責任を背負うというようなことってなかなか難しいのかどうか、その点をお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ドライバー不足というのは議員おっしゃるとおり、まさに高齢化が進んでおりまして、あと下の若い方が入ってこなければもう将来的には人が足りなくなるというのは共通の認識で先ほど述べたとおりなのですが、これに対する補助といいますか支援というのは何がいいのかというのは、おっしゃるとおり免許取得の補助がいいのかどうなのかというのは、何が有効なのかというのは今後早急に方向性といえますか、その辺の対策をとっていければなど、調査研究してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 概ね一つ目の質問、また二つ目、三つ目の質問も町長と課題認識というものは共有させていただけたものと非常に実感しているところでございます。

最後、まとめの質問といたしまして、以前娘のところで世話になると上富良野町を離れた知人がおりました。後日訪問した際、やはり長年住んでいた家が恋しいと胸の内を明かされたことがありました。

私の知人のように、住み慣れた土地や顔なじみの人たちから離れ、同居する家族に気を遣いながら生活リズムを変えざるを得なくなり、心身の健康を損ねてしまうことをリロケーションダメージというそうであります。町民一人一人事情は違いますが、高齢者に限らず、どの世代の方でもできることならこの町に住み続けてもらいたい。これは町長も強く感じておられるところだと思います。そのためには安心して暮らせる住まいと行き届いた交通インフラが最低限必要不可欠であるというふうに私は考えます。

先日、私の持続可能な町とは、との問いに対して町長にお答えいただきましたけれども、本日の質疑応答を経て、改めて町長に対して持続可能なまちづくりにかかる思いをお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の最後の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

サステナブルというのは非常に広い言葉で、社会経済などの人間の活動全般に用いられる言葉で、当然最近では環境問題、エネルギー問題がサステナブル持続可能と言われますが、当然福祉も包含されております。人間活動全てについて持続可能なもの、これが当てはまります。

今おっしゃられた、なるべく上富良野に長く住んでもらうというのは、交通インフラ、非常に重要です。そのほかにやはり交通インフラとは別な話になりますが、健康寿命の延伸でありますとかそういう福祉全体の問題も含めて、介護保険の問題、介護予防の問題も含めて、もっと広いといいますか、一般的な行政、福祉も含めた広い分野から長く上富良野に住んでもらう。当然交通インフラの問題も含まれております。そういうふうに、なるべく健康で長く上富良野に住んでもらいたいとそのような施策に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、9番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、4番中瀬実君の発言を許します。

○4番（中瀬 実君） 私は、さきに通告しております概ね3項目について、町長の見解を求めます。

主項目は上富良野町の今後の農業施策の展開はということであります。

基幹産業である農業は、今、約240戸前後の農業者が6,000ヘクタールの農地を守り、安全・安心、良品質の食料を安定期に供給すべく日々努力をしており、その産出額は年90億円となっております。この農地を守り保全をすることは、上富良野の美しい景観をつくり出し、訪れる観光客の癒やしにもなっております。

しかしながら、今後においての農業に対しての見直しは決して明るい材料ばかりではなく、就業者の高齢化等により、やむを得ず農業をリタイアする人が増加することが想定され、現在、上富良野町の耕作面積6,000ヘクタール、240戸で単純に面積で割り返すと1戸当たりの面積は25ヘクタール、200戸になると30ヘクタール、近い将来、耕作放棄地を出さないことからいえば、1戸当たりの面積は40ヘクタールは耕作しなければならない状況になると思われます。

今後、様々な諸課題が山積する中で、国の農業施策とは別に、町独自の施策が求められております。

そこで伺いたいのは、現在町で進められている第8次の農業振興計画の実践プランが令和5年をめどに進められているが、重点施策主要事業の中で令和5年を待たずに実践が難しいと思われる事業の見直しが必要と思われるが、例えば、堆肥コントラクター事業、農産物の加工実習施設の整備、新規の収納支援プログラム、農業コントラクターTMR整備、農業人材バンク事業、これらの重点施策実践プランを見直す考えはあるのかをお伺いいたします。

次に、今後も想定される異常気象に耐えうる地力対策として、農家が求める堆肥の購入、緑肥種子購

入に対して、一部助成は考えられないか伺います。

次に、農地の取得（売買賃借）に対して一部助成する考えは。3条によるものは除くということですよ。

例えば、所得に対して金額の5%、賃借については10R当たり水田では3,000円、畑については1,500円くらいの助成策は、賃借に対しても助成する考えはあるかないかを町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の今後の農業施策展開についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の第8次農業振興計画に係る農業実践プランの見直しについてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、プラン策定後、農業情勢等は変化していることから、中間年である令和3年度までの検証を行い、令和4年度、5年度の計画につきましては、農業振興審議会に一部見直しを提案する準備を執り進めているところであります。議員御指摘の各項目のほか、変更点につきましては審議会終了後、お示しできるものと考えております。

2点目の堆肥、緑肥種子購入についての一部助成についてお答えいたします。

助成事業につきましては、災害に耐え得る地力増進のための小規模土地改良等及び農地災害・減災対策として、緩衝緑地種子助成を上富良野町集落協議会が中山間事業で助成を行っていることから、町としては新たな一部助成については現在のところでは考えていないところであります。

3点目の農地の取得に対しての一部助成についてお答えいたします。

個人資産の売買等に関して個人への助成等については、現在のところ持ち合わせていないところでありますので、重ねて御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 再質問に入る前に、一言まず町長にお伺いをしたいと思います。

この振興計画は前町長が計画を立ててしたわけでありまして、斉藤町長についてはこれは関わっていませんでしたが、斉藤町長が町長に就任した時点で、この振興計画の中身等々について、いわゆる農業振興課等々に見直しとかそういったことを助言とかしたことはありましたか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

見直しは指示はしておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 農業振興計画、実践プラン、振興計画等々については、いわゆる見直しをしないと、農業審議会に諮って見直しをしたいという答弁でありました。

基本的にはこの六つの実践プラン、六つの振興計画でありますけれども、この全部を見直しをするという考えなのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

農業情勢が変化しておりますので、私の希望といえますか、どれをどういうふうに変えていくのかも含めて、変更点をどう変えていくか、それを依頼したところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） そこが一番大事なところなのです。基本的には、せっかくこういった8次の農業振興計画を立てられて、そして今まで何年も経過しています。その中で、私も2020年に一般質問させてもらっています。本当にこういった8次の振興計画がこのまま進められていいのかと。私そこで質問しています。

そのときに、これは無理だなとか見直すべきだなという話は一切ありませんでした。結果的には今までいろいろな実践プランでいいますと、研究検討、一部実施、そういうことで表現をされております。前回の町長にも私も聞いております。研究検討ってどういうことなんだと。研究検討ばかりしたって、いつまでも進まなかったら意味がないだろうと。そうしたら、結果的には検討研究はあくまでもその過程のことであって、その進捗状況を示すものではないというふうに言われました。それって私変だと思います。結果的には、ある程度研究検討したらここまで進んでいる。だから一部実施、実施に向かっていくのだと思います。

それが変なのが、例えば、今回この堆肥コントラクターの事業、これは平成28年から始まっていますけれども、研究、研究、検討、検討、検討、検討それで来年実施になっています。来年実施です。それなのに見直しです。それは進化の過程だとは言いながら、そこまでそういう過程を示しているのであれば、今、例えば、今回まず最初から聞きます。堆肥コントラクター事業、どこまで実現可能の状態になっているのですか、教えてください。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

この実践プランの中身につきましては、今回、農業振興審議会のほうに各事業ごとに見直しを図る旨、御意見をお伺いをするように進めてきたところでございます。

この堆肥コントラクター事業及びTMR等の整備事業につきましては、防衛省補助事業による計画等のほうにも検討してきたところでございますが、地域の酪農家の皆さんのそれぞれの御意見、いろいろなJA等の御意見もお聞きしたところ、今の時点では、この堆肥コントラクター及びTMR事業等についてはその必要性を感じる方がまだ少ないということから、現時点ではまだ実施にはいけない段階でございます。ですので、今回、農業振興審議会においても、各委員のほうからもこれはまだ機が熟していないことから、令和5年度にすぐ実施という段階までは至っていないというのが現在の状況でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ちょっと変ですよ。私この一般質問をするときに、担当の職員に聞いています。今回私はこういう質問をしますよ、だからうまく答弁してねと言っています。そのときに言ったのは、実践、実施とかいろいろ今回項目何点か私は挙げていますけれども、スムーズに進んでいくのかどうか、そこら辺のところをちゃんと説明してねと。

そうしたら、頑張って、いわゆるいま現在の状況を説明できるようにしますと言いました。そのときに、一部見直しをするために農業振興審議会にそういうことを今申し入れをするのですという話は一切ありませんでした。それってどうなのですか。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） ただいまの中瀬議員の御質問にお答えします。

この農業実践プランの見直しにつきましては、ちょうど令和3年度が中間年に当たるということから、中瀬議員から御質問ありましたとおり、TMR、それから堆肥コントラクター事業等については、実施がすぐ可能ではないのではないかという御指摘のとおり、先ほども申し上げましたとおり、地域農業者及び農業関係団体の皆さん等の御意見もいろいろお聞きした中で、いま時点ではこの事業を直ちに取り組むものではなかなか難しいのかなということから、農業振興審議会というのは町長からの諮問機関でございまして、農業の予算、それからこういう農業施策に関しまして都度御審議をいただいて

いる機関でございます。

今回、中瀬議員からこのような御質問をいただいたことから、この実践プランの中身の見直しを行いまして、今後この実施可能な年度につきましては、さらに検討を進めていきたいということで申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） この計画は平成 28 年から始まっています。そして、令和 5 年が一応計画では最終年度になっている。そのときに私先ほども言いましたけれども、2020 年 6 月の定例会で質問したときに、平成 31 年と令和 1 年が抜けているのではないかと聞きました。そのときに何て言ったと思いますか。結果的には実践プランの検証と第 8 次農業振興計画実践プランの策定をこの 1 年間、これはいわゆる検討する期間だと、1 年空白はそういう意味なのだと聞いたのです。

そうしたら、その時点でもう既に、これは 5 年までやるべき事業なのか、ここで一度考え直すべきなのか、そういった空白の 1 年だったというような説明があったのです。

そして、さらに今年になって、令和 3 年ですけれども、3 年がもう終わります。それを今度農業振興審議会にかけて見直しを図ってもらえるようにします。全然前向きではありませんよね。私たちの町の基幹産業は農業だとよく言われます。町長も言っています。一番大事な部分です。この農業振興計画、農業振興審議会が将来の町のあるべき姿はこういうふうにあるべきだ、こういうふうにしてほしいということで、町長に答申をしているわけです。

そうしたら、答申を受けた町長は当然のことながらこういう実践プランをつくって目安を決めて、それに少なくとも検討研究、研究検討が分かりませんが、そういうものを加えていつているのです。それが何か我々には伝わってこない。本当にやる気があるのかというふうな考えになってしまいませんか。

我々は、基本的にはこの堆肥コントラクターというのは非常に期待をしていました。なぜかと言うと、基本的には農家の皆さんは土づくりが一番大事なのです。だけれども、残念ながら農業者も皆さん高齢化になっています。堆肥を買ってきて、新たにショベルを買って、堆肥まきを買って、そしてまくというのは非常に時間とお金がかかります。だから、こういった振興計画の中でこういう堆肥コントラクター事業をやってくれば、農家は非常に助かるのです。それに期待をしていたのです。

それが何かうまくいかないからもう 1 回見直しするわとか、そういう方向性というか、そういう考えでは困るのです、本当は。斉藤町長、どう思いますか。町長が振興計画は携わっていなかったとしても、町の将来、町の基幹産業を守るために土づくりをすることは一番大事なことだと思います。だからそういったことをこれはこういうことで強力に進めるべきだとか、そういった助言等々はこれからしていくつもりはありますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

将来の農業というもののあるべき姿というものを、中瀬議員自ら農業経営者でありますので、今、聞かせていただきました。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、私としては中瀬議員も農業経営者の一人なのですが、これら内容について振興審議会のメンバーの皆さんもそれぞれ全員が農業経営者ではありませんが、農業を代表する方ということで答申を求めていますので、その中で具体的な質問にあります堆肥コントラクター事業がどうなのかこうなのかというのは異論とかあるとは思いますが、それらについても併せて審議会に諮問をお願いしているところでありますので、御理解を願いたいとこのように思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 堆肥コントラクター事業については、基本的にこの振興計画の一部の中で言われているのは、環境に優れた良質な堆肥を生産するための製造施設を造って、そして土づくりのための生産性、作業効率の向上につなげるためのコントラクター事業ですようたっているのです。

ですから、これは今後においても町長を含め強力にこの事業はなくさないように、できるだけ実現できるように、強力に推し進めていただきたいと思います。

いろいろな事業がありますが、計画を立てても実現ができなかったら結果的には絵に描いた餅なのです。何のことない。立派なことを言っても実現しなかったら何も意味がないということになるのだと思います。ですから、そういったことを肝に銘じながら進めていただければと思っています。

今回は、特に町長のほうからもあまり詳しい答弁が得られていない部分がありますから、次に、これ農産物加工とか実習関係のこのことについても何か曖昧です。非常に曖昧です。これあれですよ、この本来の目的は、地元の農産物を原料とした特産品

の開発を促進するための環境を整える。加工製造の研究や実践が可能な施設の新設を行うとなっています。ところが現実はどうですか。恐らく町のいわゆる友達同士が何かでいってパンを作ったり、それから豆腐を作ったり、そういったことがメインになっています。

この趣旨からいけば、それもいいのですけれども、趣旨からいけばちょっと外れています。本当に将来そういった方向に持っていこうとしてこの事業プランをつくったのか。そして、現実にはそういう方向に持っていこうとする努力があったのかなかったのか。とりあえずはそういうことでいいのだというふうに曖昧な形で運営をしていたのか。本当に施設を造ってやろうとしたのか。その辺確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

実現できなかったら絵に描いた餅ではないかと、まさにそうなのですが、ただ、最初からできないことを言ったわけではないと思います。やろうと思って書いたのですが、なかなか現実的には農業を取り巻く環境というのも日々変わりますし、そういった中で今回中間年度での見直し、農業振興計画の方向性がどうなのかというふうな中間年度での検証を行った見直しが必要ということで、今回の次の4年、5年の計画について、農業振興審議会に一部見直しを提案したものです。御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 基本的に見直しをするから振興審議会に答申するから、その結果は後で御覧になってください。非常に簡単なことです。そうではないのです。そうではなくて、私が聞きたいのは、今までどこまで研究検討したことが目に見えるか。ということは、目に見えないから聞いているのです。だから、そんなことからいけば、私が言った今の農産物加工施設のことでもそうです。これは当初の目的から外れているということになりませんか。将来的にそういった施設の新設を行うとなっています。もしその施設の新設ができなくなったのであれば、それらも含めて今後の振興計画の見直しのところで加工施設を造るんだという方向で持っていきたいと思っているのですね。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

農産物加工施設のことですが、振興計画では新設、たとえそれが8次でできなくても、いろいろな理由でできない場合も財政的な理由とか、その他外的な要因があつてできないことも、ただ町の計画では農業以外にもありますので、その辺は次の計画に引き継がれ、もし方向性が正しい、こういう方向性で行くのだということであれば、当然次の計画にも継続ということで反映されるだろうとこのように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 一番大事なのは、町長自らがこれはやってくださいと、やるべきだと、そういうふうにある程度の意気込みを示すことも大事だと思います。これは適当でいいのではないかなんていう、例えばそういうふうに通っていたとしたら、それは振興審議会の中でもそうだよな、特別無理することないよなと、いろいろな事業も町が控えているしそう、いうところまで手を出せないよなとなってしまふ可能性はありませんか。だから私は聞いているのです。基本的に、何としてもこの事業とこの事業は、例えば町の農業振興のためには絶対必要なのだと、だから何とか事業化するために、いろいろな工夫をしながら努力をしながら、実現してほしいというふうな、そういう考えがなければ全ての事業がそうだと思いますけれども、そういうことになると思います。だから、あえて町長が強力に推し進めていただけないかということを私は聞いている。どうですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

将来の農業のあるべき姿、町の基幹産業でありますので、そういうものは現場の皆さん、私にも共有されております。

農業は大切なもの、基幹産業であると。ただ、審議会の委員の方には、それ実現するためには現場で何か問題、要望等を含めてこうしたらいい、ああしたらいいと具体的に中瀬議員の質問のほうに書かれております堆肥コントラクターとか、先ほど申し上げた加工施設の問題細々ありますが、その辺を農家の皆さんどうしたらいいのだろうかという現場の声も聞くということも当然審議会では兼ねておまして、その中でどうしたらいいかというのは、強力に何を推し進めたらいいのか、将来一次産業としてどういう姿であればいいのかというのは審議会の中で私も含めていつか答申されるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 振興審議会は私も経験しているから分かっています。そういった会議をやるときには、農業関係者ではない人も入っています。農業関係者の人は当然入っています。いろいろな団体から審議委員が来ています。そのときに、私も5次と6次には関わっていますけれども、そのときに皆さんの意見を伺います。この事業についてはどうでしょうかと、本当に町として進めるべきかどうか、皆さんの意見を聞かせてくださいと、そういう形で振興審議会を進行します。

そのときに、町が本当にこれをなんとかしてでもやってほしいのだという思いがあれば、その委員にも伝わります。そして強力に進めてほしいとか、これはちょっと無理だからこれは止めようとか、そういういろいろな意見が出ます。

それらのことがやはり首長である町長がある程度こういうものについてはこういう方向性を持ってほしいのだという意見があれば、そういうふうになるのだと私は思っています。だから、ある程度は町長が自分の思いをきちんと伝えてほしいということをお願いしているわけであります。

ですから、今後に向けてもそれをいわゆる8次の農業振興計画の見直し等については、十分検討していただけるように進めていただきたいと思います。

次ですが、堆肥等緑肥の関係の質問に移させていただきますが、町長、何か勘違いされているのかと思いますけれども、緑肥の助成について私は質問しております。それが答弁では、緩衝緑肥種子助成を集落協会が助成しているから、それは一部にこの助成する考えはないと言っています。これ基本的に全然違うことです。どう思いますか、町長。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

御質問の趣旨が違うということですが、異常気象に耐え得る地力対策ということで解釈いたしまして、今後も災害対策、それから排水対策等については、中山間事業の集落協議会の中で小規模土地改良事業で条例規、それから排水対策としましては暗渠化に対する助成、緩衝緑地に対する種代の助成、あと土のう等の助成を行いまして、災害対策を行っているというふうに解釈したところでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 全然分かりません。私

が質問しているのは、今後の異常気象に対する地力対策として堆肥の購入、それから緑肥の種子の購入に対して助成は考えられないかと聞いている。堆肥のことは一切触れていません。それに緑肥種子というのは、緩衝地の緑肥は確かにいわゆる集落協議会から、例えば土のうに入った種子を流れないようにするための対策として、土地の流暴を防ぐための対策として緑肥種子の助成はやっています。

私が言っているのは、地力造成のための堆肥の購入の助成、それから土地の理化学性を良くするために緑肥をまいてすき込むことによって地力は増す、そのための緑肥の種子の補助助成はできないかと聞いている。それが何か中途半端に災害・減災対策として、それは聞いていません、はっきり言って。

ですから、いわゆる地力を維持するための堆肥と緑肥を作ってすき込むための種子の助成はできないのかと聞いている。そのことを聞いているのです。どうなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

先ほど農業振興課長から答弁ありました中山間事業については、まさに異常気象に耐え得る地力対策ということで、それに対応するように答弁させていただいた次第であります。

それは中山間事業としては先ほど課長が答弁したとおり対策は行っていますが、それ以外の中瀬議員のおっしゃる堆肥、緑肥の種子購入については、現在のところ考えていないところであります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 私、12月に一般質問させてもらっています。そのときに、干ばつ被害の対策で、資金対応のほかに何か考えていただけないでしょうかと町長の意見を聞いております。そのときに町長、言っていないとか忘れたとか言いませんよね。そのときに町長答えているのです。

私はいろいろな、この次のこともあるから、あえて最後町長の答弁を求めませんでした。令和4年に期待して。3年を証拠とし両年に向けての対策として考えてもらえるかなと思って、わざと答弁は求めませんでした。そのとき12月の議会で町長はこう答弁しています。災害に備える体力、農家個々の体力というのは、災害があったときやる施策より、むしろ毎年毎年の中で行うものだと考えております。災害があったときに例えば資金対応するとかそういうことではなくて、毎年毎年いろいろなことを考えながらやっていくのが町のスタンスだよみたいなことを言っているのです。だから、私は全額助成

しろとは一切言っていない。それに耐え得るだけの農家の人に少しでもこれから持続可能な農業をやるためにも、そういうことをやっていただけないかということでは言っているわけです。

ですから、基本的に去年の12月のときに町は資金に対しての利子補給をしますと言いました。だから利子補給の結果は、聞いているところでは、借入れ希望者は20戸ぐらい。そして、資金の申込みは約1億円前後だというふうに聞いています。そうすると、町の負担は193万8,000円、これ1年に換算すると19万3,800円です。金額は多いとか少ないは別です。だけれども、そういった状況だから今後の災害にも耐え得るだけのそういう施策、助成、そういったものを考えてほしいということだから言っているのです。

基本的にはそういったことをやってくれることによって、農家はある程度物がとれれば、税金でちゃんと還元してくれます。だから、そんな大きな金額ではないと思います。そんな億とかそんな単位じゃないと思います。施策としてやるのにその程度の金額、これぐらいしかできないんだというのならそれでもいいです。そういうふうに考えてもらえないかということで聞いているわけです。だから、町長の腹づもり一つで金額は少ないけれども、これぐらいのことをしてあげたいというふうな考えを聞きたくてこの質問をしているわけです。どうですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

昨年の私の答弁、そうです、災害が起きたときにどうのこうの言うより、毎年毎年しっかりと力が上がって、災害に、去年の場合は干ばつでしたが、そういうものに耐え得る体力は干ばつが起きたからどうのではなくて、日々の経営の健全性とかそういう経営の体力、そういうものが大事ですという意味で答弁させてもらったものです。

確かに、そういうふうに答弁したのは決して忘れていません。何がそれにいいのかというのは、利子補給、結果的に災害に対しては利子補給だけでした。だけでしたといいますか、共済とか所得保障、保険制度がかなり充実といいますか、国のほうも共済等を推進をしている関係上、所得保障のほうまではなかなか踏み込んでいけないという行政側としてのそういう立場もありまして、利子補給だけに終わってしまったのですが、今後どういう施策がいいのかということに関しましては、議員も含めて皆さんと一緒に協議していきたいというのは私も思っていますし、現在のところは考えていないといえますか、施策は肥料や種子に関しては考えていない、施

策は持っていないというところは現実でして、そういうふうな答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） すぐ実現できなくても、そういった気持ちで今後考えてもらえよというふうに思っておりますけれども、気象庁の3か月の予報、今年の夏の予報等々見ますと、今年も高温気味であるという予報が出ています。去年のような被害がなければいいのですが、そういった被害が出る可能性がある。それを防ぐためにはどういう方法があるのか、農家の努力だけでは済まない部分もあります。それから、町のいろいろな施策によって助けられる部分もあります。それらがうまくいって、それで本当の意味での持続可能な農業ができるのだと思います、私は。だから、小さなことからでもいいから初めていただければいいのかなというふうに思っております。

次、最後になりますけれども、基本的に農地の取得の関係について助成はできないかということで質問に移らせていただきます。

基本的に農地、確かに町長は個人の財産に対してのそういう助成は考えていないというか、持ち合わせていないという答弁でありました。私もその部分は確かにそうだと思います。だけれども、先ほどのことも含めてそうですけれども、すぐやれとかそういうことを考えていただきたいということは、今後、我々の郡部の土地の中には結構条件の不利地、いわゆる中山間直接払い制度でお世話になった土地が結構あります。そういう土地がこれからますます出てきます。そのときに優良農地は右から左に移れます。いや買ってくれる人がいます。ところが、条件の悪いところは買ってくれないか、もしくは放棄地になってしまうかもしれない。そういうことが想定されます。そのときに頑張って買ってくれる人に対して、まずそれから取り組んでもらっても結構なのですが、そういったところから農地を取得して、そしてさらにはその自分の農地を含めた集積をやってもらうことが条件で、それでそういう助成を考えてもらえないかという大くくりの中で考えてもらいたいというのが今回の質問の趣旨でありますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

中瀬議員のお話を聞いてちょっと安心したのですが、すぐやれということではないぞということで、私もこの答弁は通常の現段階の売買に関して助成は

持ち合わせていない、考えていないということを書かせていただきましたが、将来的に中瀬議員おっしゃるとおり、耕作放棄地、何らかの状況が変わって耕作放棄地ができた場合、どんどん出てくるような状況になった場合どうなのだと、そういう場合は農地に対する賃貸に対する補助、助成を出している町村もあるということは存じておりますので、そういう特別な状況になった場合は、そういう市町村があるということは認識しておりますので、そのときには何らかの方策というのは検討しなければならないというのは認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） そういうふうな形で町長も今後のことについてある程度考えていただけるような感じは受けましたから、その辺はそれでいいとして、これは農業者にとっては全般的に言えることなのですが、今、非常に世界情勢含めて状況が悪化しております。

そんな中で、いわゆる肥料代も上がる、農薬代も上がる、資材が上がる、燃料代が上がる、全て下がるものはほとんどありません。

そんな中で、農業者は天候相手ですから、基本的に1年間1,000万円投資しようが2,000万円投資しようが、秋には全く流した汗が報われないことがあります。それでもいろいろな共済金制度とか、町からの助成とかいろいろなこと含めながら、何とか頑張っているのが実態なのです。

ですから、そういったことを含めて、特に今後においては町長も御存じのとおり、国の農業施策、昔から農業施策といったら農政なのです。本当の営農の農政なのです。その場限りの政策が多いのです。町も見習っては駄目なのです。長期的ないろいろなビジョンを考えながら政策を考えていただかなければ駄目だと思うのです。

私たちは、基本的に今後国で言っているいわゆる休耕奨励金を皆さんが協力してやってきたことが、あぜを作って水を張らなかつたらもう奨励金を出さない、そんないい加減なことを国が言うてくる時代です。基本的に我々はそれに対して米が余るから減反をしてほしい、協力をしてほしいとあって、そして休んできたにも関わらず、こういったことが起きてくるのです。それ誰が悪いのかって、単純明快、国の政策が間違っていたということだと思います。

そして、今極端なことを言ったら、これから米が余っているというけれども、いつまで余るか分かりません。ひょっとしたら小麦がこれだけ入ってこなくなったときに、米をうまく加工して食料としての

製品開発をしながらやっていかなければならないときが来るかもしれない。

そういったことも含めて、長い目で見て長期的なビジョンを立てられるような政策は絶対必要なのです。だから、最後のあれですけれども、町長の今後に向けて農業に対する思い、先ほど私が言いましたいろいろな関連する政策的なことを実現するための思いを最後に言っていて、答弁していただいて質問を終わらせたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

農業は先ほども申したとおり、町の重要な基幹産業、一次産業です。持続可能将来にわたってずっと継続して事業、農業が継続していくことが非常に、特に観光地で景観という面もあります。防災という面もありますので、これは一つの大命題だと思っております。

中瀬議員ちょっと話に出てきました水田に係る政策奨励金、昔の、直接払い交付金が今大きな問題となっておりますが、なかなか町も大きな農政というのはほとんどといいますか、国、道それと関係団体も含めて大きな業界団体といいますか、国がやっぱり大きなところなのですが、皆さんでこれを共有して問題解決に当たらないと、町だけではなかなか難しいものがあるのかなというふうに思っておりますので、関係機関と十分協議しながら、国、道とも協議、要望等も含めて行ってまいりますし、それらを含めてそれらを実現して、上富良野の農業が将来にもわたって持続可能なものになるように、私も努めてまいりたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、4 番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

少し早いですが、昼食休憩といたします。

再開は13時でございます。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3 番高松克年君の発言を許します。

○3 番（高松克年君） さきに通告しています2 項目について伺います。

十勝岳ジオパーク認定後の計画は。

十勝岳ジオパークは、1月28日、日本ジオパークネットワーク正会員に認定されました。今後ジ

ジオパーク推進協議会の町民への働きかけは今より重要になると思われます。それぞれの施策についてお伺いいたします。

1、両町の町長が認定コメントで、今後も環境保全、防災教育、ジオパークの機運の向上、郷土愛の進化、関係人口の拡大など、多くの期待を挙げていますが、具体的にどのようにジオパークと結びつけるのかをお伺いいたします。

2、ジオパーク推進協議会の認定までの目標と今後進めなくてはならない事項への変化が求められていると思いますが、どのように進めていくのかをお伺いいたします。

3、ジオパークの一層の周知は必要なことだと思いますけれども、記念Tシャツに加えて記念バッジ、記念看板などの設置も必要だと思いますけれども、どのように考えているか。

4、認定の経過の中で指摘された点、協議会で達成できなかった点はなかったのかをお伺いいたします。

5、ジオパークの伝えるべき事柄につき、児童生徒から学生まで、年代に応じた教育的プログラムは進められているのか。また、計画はあるのかをお伺いいたします。

6として、十勝岳ジオパークの今年度の目玉イベントには何を考えているのかをお伺いいたします。

第2項目めとして、水田活用直接支払制度変更による影響についてお伺いいたします。

1970年から現在まで水田転作を確実に施策実行し、住み分けに向け水稻農家は多くの作物を作付けし、過去の実績とともに各作物への技術の集積を重ねてきた結果が今日の上富良野の水稻農業であります。

しかし、TPP、EPAなどグローバル経済の渦中で生産に励むのみでは生き抜けない状況になってきています。過去にも政策の変更で多くの水稻農家を失った過去もあります。この変更が現在の農業者の経営、経済に影を落とし、地域経済、農業関係団体を含めた資産の縮小の可能性があることが隠れているように見えます。次からの10項目についてお伺いいたします。

1、この変更に係る農家戸数は何戸ぐらいになるのか。

2、また、この変更に係る水田の面積は幾らぐらいになるか。

3として、5年後に畑地対応になる面積は。

4、水稻の作付けにおいて、飼料米、加工米、米粉の流通実績が今後拡大することになりますけれども、量的に対応できるか。

5として、現在より経済的縮小は免れないが、高

収益化、水田リノベーション等、他の作物へ向かう資本的な整備はどのようになっているのかお伺いします。

2、社会的な影響について。

1、土地の評価下落による資産低下が経営形態と悪化を招く。

2、農業者の担保力低下による再建不良化を招き、金融を担う農協への影響も考えられる。

3、地方自治体における固定資産税の減少を招くのでは。

4として、土地改良区の維持管理面積減少による経営負担の増加。

5として、降雨時、水田の小ダム化による町河川流域治水に寄与できない対策が必要となる。

以上が、現在考えられる状況であり、地域の経済、社会にも影響も大きいものがあります。自治体においても影響が表れるものと思います。どのように受け止め、考えるかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの十勝岳ジオパーク認定後の計画に関する6点の御質問にお答えいたします。

まず、日本ジオパークネットワークの認定につきましては、昨年4月に新規加入認定申請書を提出し、その申請書の中にこれまでの取組実績と今後の計画が記載されており、書類審査、現地調査を経て、認定委員会に認められたということであり、認定を受けた後に計画をつくり直したり、大きく変更するものではないことを御理解いただきたいと存じます。

1点目の各課題とジオパークへの結びつきについてであります。各事業等において、ジオパーク専門員、ガイドサポーター、ジオクラブメンバーが参画することにより、ジオパーク活動が目指すボトムアップにより地域の住民自ら活動を行うことが重要であると考えております。

例えば、郷土愛の進化などでは、小学校における郷土学習や郷土館事業などを通じ、地域を知り愛着が持てるような取組を行っていただくこと。また、関係人口の拡大などにおいては、ジオグッズの販売やジオガイドによるジオシアーの開催など、特に地域に興味を持っていただく取組がジオパーク活動であり、専門員や事務局が直接関わらなくとも、これらの活動を総じてジオパーク活動と認識していただきたいと存じます。

次に、2点目の認定までの目標についての御質問ですが、前段御説明をしたとおり、認定前後で変化するものではないことを御理解いただきたく存じま

す。

今後は、教育事業やジオツーリズムの推進、拠点施設の整備、全国のジオパークとの連携など積極的に取り組んでまいります。

次に、3点目のオリジナルグッズや解説板等への御質問ですが、認定に関わらず、これまでもTシャツ、トートバッグ、タオルなどオリジナルグッズを作成し販売しております。今後は新しいデザインで販売する手はずになっており、PR活動、認知度の向上、関係人口の拡大などに利用していきたいと存じます。

ポスターやのぼりについても、フォトコンテストの入賞作品や美瑛町在住の写真家の作品を使用して、新しいデザインのもを既に作成しており、今後PRに活用してまいります。また、看板の御質問につきましては、これまでの解説板の記載の中から構想やプランの文字を消せるよう、あらかじめシールを上張りしており、これらシールをはがすことで認定後の解説板として使用できるようになっております。記念看板につきましては、これまでの役場庁舎に掲げてありました懸垂幕を1月28日の認定発表に合わせてリニューアルしておりますので、御確認いただきたいと存じます。

次に、4点目の指摘事項についてであります、拠点施設の充実、可視化の強化、事務局の女性参画などが挙げられており、これらの改善について4年後の再認定に向け取り組んでまいります。

次に、5点目の教育プログラムについてであります、現在までに小学校低学年及び高学年、高校生、地球科学専攻の大学生を対象とした出前講座やフィールドワークを既に実施しております。

特に上富良野町においては、副読本による郷土学習の中で地域の成り立ち、開拓と泥流災害、泥流からの復興がしっかりと位置づけられ、全ての児童がこのことを学習することが審査においても大きく評価されております。

また、上富良野高校においては、地域探求活動がプログラムとして取り入れられ、既に1年生から3年生まで一貫してジオパークを中心とした地域学習のプログラムが確立しております。令和4年度においては、上富良野中学校の理科授業でジオパークとの連携を進める予定となっております。今後においても、これらの学びを核として、学校の先生方と協力し合いながらフィールドでの学習や防災学習など、ジオパーク学習の充実に努めてまいります。

最後に6点目の今年を目玉イベントですが、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら認定記念の講演会などを予定しているほか、日本ジオパークネットワーク北海道ブロックの研修会を当地域で開

催する予定となっており、十勝岳ジオパークの魅力を広くアピールしてまいります。また、課題として指摘されていましたが拠点施設の整備を行い、一層の活動の強化に努めてまいります。

次に、2項目めの水田活用直接支払制度変更による影響について、10点の御質問にお答えいたします。

北海道においても、米の転作助成となる国の水田活用直接支払交付金の見直しを巡り、各地域への影響や対応策などの検討を関係機関と進めており、地域の実態を踏まえ、対応方法を国とも協議するとしているところであります。

まず、1点目から3点目につきましては、令和3年度産の交付対象者は189経営体の予定ではありますが、変更になる対象地となるかどうかは今後各農業者と上富良野町再生協議会を中心に検討していく事項でありますので、現段階でお答えすることはできませんので御理解をいただきたいと存じます。

次に、4点目につきまして、J A北海道中央会等の対応となりますので、今後情報が入り次第、関係各位に周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目につきましては、国を始め北海道再生協議会等が行うものでありますので、お答えできる立場にありませんので、御理解いただきたいと存じます。

次に、社会的影響につきましては、議員御指摘の5点が懸念されるかと思いますが、今後、北海道における検討結果が示され、それを踏まえて関係機関及び上富良野町再生協議会において、地域経済、社会への影響が出ないよう検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） まず、ジオパークのほうから入っていききたいと思います。

認定の際に、今までの取組と今後の計画が記載されており、これらあたりについては大きく変更するものではないということが書かれていますけれども、そのときに計画が記載されているというのがありますが、その計画の具体的な何か例があればお教え願いたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 3番高松議員の御質問にお答えします。

計画の中身ということでございますけれども、これまでも議会でも説明させていただいております。まず、テーマを火山との共生におきまして、三つのストーリー、十勝岳とそれから丘と泥流からの復興

と、そういった三つのストーリーに沿って、保全活動、教育活動、それから経済活動、ツアーであったりオリジナルグッズの作製、それからあとは周知活動として議員の御質問にありますような看板ですとかポスターのようなものの整備、それから可視化の問題では国道の入り口、美瑛町と旭川市の境界、それから上富良野町と中富良野町の境界のところにカントリーサインのところに、ここからジオパークですよというような看板をつけるように国と協議することなど、そのような計画を一つ一つ記載してございます。概ね再認定までですから4か年くらいの見通しを示したものを提出しまして、それがオーケーですよということで認定をいただいたという経過にございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） その際に当たって、今聞かされたのは、旭川からの入り口と出口というか、そこに大きな看板をまた立てるということで、自分が質問したことの一つが出てきたのかなと思うのですけれども、現在立てている計画で、4年間で概ね町民に知らせることというか認知されるというか、認知してもらえただけのボリュームになるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども、それで町民がジオパークってこういうことなんだねというのを知り得る、今までも8年かかってやっとここまでという感じなものもあるものですから、お伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 3 番高松議員の御質問にお答えします。

議員の御質問にもありましたけれども、一番大きく平たく皆さん学んでいただけるのが、郷土学習の時間にジオパークというものの取組が教育委員会のほうでしっかりと副読本の中に位置づけされておりますので、そういったことでとか、あと授業の中、それからフィールドワークの中で、まずは児童生徒の皆さんから御家庭に広まってということがまず第1点かなと思います。それから、あとはちょっとコロナで最近できませんけれども、町民向けのツアーなどもコロナ前は定期的に行っております。それからちょうどコロナになってからですけれども、ジオガイドの認定も終わっております。今ガイドのほうで数種類のツアーも出来上がっておりますし、それから一部大手の旅行会社のほうも認定記念でツアーを組んでくれるようなお話もいただいております。そういったものを通じて、少しずつですけれども町民の方に理解いただくということが大事なかなと

いうふうに考えてございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） それで、今言われたようなことがこのジオパーク活動が目指すボトムアップということなのかなと思うのですけれども、数多くの期待の中で、防災教育というのがありますけれども、現在の十勝岳の火山防災というと1926年の噴火から96年たっているわけですけれども、30周年周期というのが前回の小噴火から過ぎてきているような中にありますけれども、このジオ活動の中で火山防災というのが大きなポイントなのではないかと一町民としては思うのですけれども、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 3 番高松議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおりで、本当に我が町においてはその十勝岳の火山防災、それから砂防、そういったものをしっかり学ぶということがとても重要なことでございます。

それから、昨年あたりから火山に限らず、防災というものが学校の授業のなかでちゃんと必須になってございますので、そういったところで、例えば東中の授業に呼ばれたときには、どちらかというと泥流災害よりはそれ以外の災害に対する学習とかもうちの専門員が行って学習したり勉強したりするというような形で、メインは十勝岳の火山ということでございますけれども、お子さんたちの学習の場では、もう広く防災全般についてもしっかりと学習する場を設けているということで、御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） それに続いてですけれども、このジオパークの認定に当たって、今後の課題というか4年後も含めてですけれども、課題があるのかなということなのだと思いますけれども、今後、問題点として挙げられているところに、その拠点施設の充実と今言われた可視化の強化、事務局の女性の参画というものが挙げられておりますけれども、これらの具体的な目標というか時間の経過も含めてですけれども、目指しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 3 番高松議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の拠点施設につきましては、4年度

の予算において、まず御負担をお願いするような予算組みになってございます。

施設の整備につきまして、メインの施設が美瑛の白銀にあります国の施設をお借りしてジオパークセンターにさせていただけるということで、国からの御協力もいただいていますので、それらの展示品の整備等に国、上富良野町、美瑛町で3分の1ぐらいずつ負担してやるということです。

それから、計画上是テーマに合わせて三つの拠点施設を設けることになってございまして、上富良野町においては泥流からの復興というテーマで、今もう既に展示してありますけれども、郷土館をリニューアルといいますか展示物を見直しながら拠点にしていくと、そういったものが何回もあれですけれども、目標年度については再認定という区切りがございまして、それらの間に一定程度の施設整備を済ませる。それから、可視化については今までの解説板の充実をするほか、駅舎内の町の案内板みたいなもののリニューアルなんかもJRのほうともお話もついていたりますので、あとはのぼりですとか何とかフラッグとか、そういったものはそのときそのときに応じてやっていくことで可視化の対応を図っていききたいというふうに考えております。

それから、ジェンダー問題で事務局の中に女性がないよというような指摘につきましては、これから人事のこともありますのでこの場でどうということは申し上げることはできませんけれども、そういったこともちゃんと視野に入れながら、しっかりと男女の均等法を図るということも念頭に置いて事務局の構成について、美瑛町とお話し合いを進めていかなければならない課題だと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 教育のプログラムについては、早くからしっかりとやられているということをお聞きしましたので安心したのですが、やはり上富良野に生まれて、こういうところで育ったところをずっとやっぱり一番心に残るようなことが学べる場だということで、非常に頑張ってもらっているなという感じを受けました。

それで、拠点施設のことなのですが、現在のところの郷土館のところで、果たして十分なスペースというか、それをとって我々も少し見学させてもらったことがあるところでは、やはりもう少し大きなスペースで拠点の小さなスペースといえども、やはりそれ相当の面積を持ってというのがあるのですが、郷土館の一部を使ってというと、郷土館に今まで多くの人が携わってきて、しかも各

地域の遺産といわれたそういう土器とかそういうもののなんかも相当数やっぱり収納しているわけで、それらが粗末な扱いを受けるようなことがないような形で、このジオパークの拠点の中に置かれるということと両立するののかどうかというところがちょっと懸念されるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

郷土館がジオの上富良野における拠点施設という位置づけで、既存の郷土館ですけれども、議員御指摘のとおり、ジオ以外の各地に遺跡がありまして、土器ですとか昔の古い文化といいますか、そういう展示もございまして。なかなか限られたスペースで、あそこを郷土館ということもありまして、全部ジオにするわけにもいかず、それぞれ両立していかなければならないと思っております。限られたスペースを有効に活用しながら、また展示の方法とかも工夫しながら、ジオと本来の郷土館の展示というものを両立していきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 十勝岳ジオパークは、町民の全ての営みが地域に誇りを持って火山と共生し、持続可能な発展へつながるような後押しができるようなすばらしいものになっていくことを願っております。よろしく頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、2項目の水田活用直接支払制度の変更の影響についてお伺いいたします。

このことが少し時間的な経過でもう今ぐらいになったら新しい年度のもので出てくるのではないかなと思っていたのですが、残念ながら自分にも新しいものが見い出せなかったのですけれども、この質問に回答してもらったのは、この変更に係る農家戸数は何戸ぐらいですかということの189戸というだけだったのですけれども、この変更に係る水田の面積はなぜ聞いたかということ、残念ながら我々の持ち得ているのが平成27年の農業センサスのものしかなかったものですから、それでお伺いしたいのですけれども、その27年度農業センサスでも水田面積は1,841ヘクタールと、水田の作付けは720ヘクタール、転作は1,121ヘクタールということになっています。そして、おおよそですけれども転作の奨励の金額が3億8,000万円前後ということが当時のものには書かれているのですけれども、これらあたりにもかかり、しかもこの変更に係る農地の面積はというと、水かかりができるも

のをどのように各農家の人たちが申告するかということなんかも含めて、自分では見い出せなかったということなです。5年後に畑地に対応になる面積というのは、これもまた今言っているとおり5年後にどうなるかというのは、残念ながら分からないという状況です。

次の水稻の作付けにおいて、飼料米、加工米、米粉の流通実績がどのようになっているのだというのがあるのですが、これは地域の農協では、ホクレンに完全に委託されていて、単価としてはキログラム当たり20円、60キロで1,200円、担当600キロとれるとしても1万2,000円ぐらいの収入と、飼料米だけでいえば。それにやはり流通の経費がかかるわけですから、本当に手取りにはならないというような状況だということが読み取れました。これにはやはり、これに係る流通費用とかいろいろなものが昨年は補助がついていたのですけれども、これが今年昨年の流通させた米と同じだけのものについては10R当たり6,000円出ますけれども、そのほかのものについては何も記載が今のところなされていないというような状況で、このままでは大変なことになるなと。主食米は北海道でも5%削減するというようなことがうわさですけれども話に出ていますから、これらが行われると大変なことになるなというふうに思っています。

また、現在より全体の経済の縮小は免れないのですけれども、高収益化、水田リノベーションなどの政策を国は打ち出しています。これに対して、ここでも書いたのですけれども、おおよそですけれども今出てきている数字の中では水田リノベーションの助成としては452億円、水田農業高収益化推進助成としては248億円が、これは基盤整備の中の高地条件改善として上がってきています。

そういうのがありますけれども、これがまだ先ほども言ったように、全体の中での上富での協議にかかっていないために表には出ていないのですけれども、なぜ自分はそういうことを言うかということ、人というのは漠然とした不安よりは、確実にぶつかっていったって解除できる、その力を持て得るかどうかというところにかかってきているというふうに思うのです。ですから、少しでも早く農家の個々の経営者にいろいろな小さなことでも次にどうなるかということはあるかもしれないのですけれども、現状を今、国ではこういうことを考えていますということまでやはり知らせる必要があるのではないかとこのように思うのです。それで、ちょっと十分な答えをこの答弁書でもらっているとは思わないのですけれども、それでもやはり一人一人の経営者に小さなことからでも伝えていくということが必要なのではな

いかというふうに思って、本当に失礼な言い方になってしまうかもしれないのですけれども、確実にないものを知らせるわけにはいかないということはあるかもしれないのですけれども、一人一人は経営者ですから覚悟してかかるということではできると思うのです。今まで経営してきているし、その経験もあるし、先ほどから言ったように、もう50年も転作の中でそれぞれの人たちが住み分けでしっかり自分の作物を作るということをやっているわけですから、ぜひ今言ったようなこと含めて、町長に期待しているよということと、以前に僕は町長に税務にいたときに高松議員、今年1,000万円税収が増えたのだよね、農業の、これって町にとって大きいことなんだよと言われたときに、本当にそういうことなんだと、たった1,000万円ということになるかもしれないので10億円の中の1,000万円ですから、でも、その1%がこの町にとって大切なんだと言われたときに、俺、農業やって良かったと思ったのです、ここで。そのことをぜひ今の若い人たちにも伝えてやという話したのですけれども、本当にそれぐらい、今我々に降りかかっている、これ時代的なことから言えば難題だと思うのですね……

○議長（村上和子君） もう少し簡潔にお願いいたします。

○3番（高松克年君） すいません。

そんなことで、町長にぜひ力強いこのことに対しての、もうこの町でやれることは全部やるぞという気概で取りかかってほしいとも思うのです。それによって農業はまた変わっていけるのだらうというふうに思いますので、答弁のほうよろしく願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなかこの通告書をもらった時点でも、1番から①から⑤までの数字ということで、我々の権能の及ばない部分もありますし、戸数は分かりましたが面積などはブロックチェーンがちゃんとできていればもちろん対象になりますので、そういうところを含めて不確実なものもあつて把握できないものもありまして、こういう答弁になってしまったことについては御理解賜りたいと思うのですが、高松議員おっしゃったとおり、どんな小さな情報でも、もう確実に分かったものについては皆さんにお知らせしていくという、これは変わらないで、努めて皆さんに情報を提供していきたいと、このように思っております。

あと、この水田の直接支払いの支払いの交付金の

影響について、高松議員もおっしゃっているとおり、その影響額というのは約4億円でして、生産額に直すと大体消費税の計算でも原価率は農業の場合6割になっていますので、生産額に直すと約10億円をこれを町でどうしようかというのは、本当大問題といえますか、もちろん町単独では影響額の4億円でさえ非常に厳しい額ですので、当然農業関連の土地改良区とか農協とかも全て関わってきます。もちろん農家の方も関わってきて、国、道なども含めて全員でといえますか、当然町一人ではなく、皆さんの力でこの問題を解決していかなければならない、総力で当たっていかなければならないのだなと、このようにまずは考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今、心強い数字も含めて聞かせてもらったので、それ農家の人たちにも早く伝わるような方法でどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

次に、8番荒生博一君の発言を許します。

○8番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目7点について斉藤町長にお伺ひいたします。

まず1項目め、高齢者の生きがいがづくりにについてお伺ひいたします。

超高齢社会の中、国においては令和3年9月15日現在、65歳以上の高齢化率は29.1%、上富良野町においても令和4年1月現在33%を占めております。また、2025年には段階の世代全員が75歳以上の後期高齢者となります。

今後、さらに高齢化が進展する時代背景の中、明るく活力に満ちた社会を維持するためには、33%を占める高齢者の方々が、地域社会の中で自らの経験と知識を生かし、積極的に社会に参加することが大変重要であると考えます。

当町においては、従来、主な生きがい対応の事業として、地域の代表的な事業であります老人クラブ活動、生涯学習の分野ではいしずえ大学、また就労という点から知識や経験を生かし、社会貢献を通して高齢者の生きがいがづくりの一翼を担っている高齢者事業団があります。

当町の人口ビジョンでは、2045年の高齢化率は48.8%となることが予測されていることから、今後においては年々高齢者が占める割合が多くなってきます。

高齢者がいつまでも元気で、活動し続けることが「暮らし輝き、交流あふれる、四季彩のまち・かみふらの」の実現につながると考えます。そこで、以下4点について町長の見解をお伺ひいたします。

まず1点目、高齢者の生きがい対応事業の必要性についての認識をお伺ひいたします。

2点目、主な事業である老人クラブ、高齢者事業団の現状と今後の課題は。また、会員等の現状はどうなっているのかお伺ひいたします。

3点目、今後どのような指導、援助、協力を行う考えがあるのかお伺ひいたします。

4点目、従来高齢者の生きがいがづくりの対策の現状と課題をどう認識し、今後どのように展開していく考えかお伺ひいたします。

次に、2項目め、ふるさと納税についてお伺ひいたします。

2008年平成20年4月の地方税法等の改正によって、5月からふるさと納税制度がスタートいたしました。制度開始から遅れること9年後の平成29年よりスタートした当町のふるさと納税、上富良野町ふるさと応援モニター事業は、本年度で6年目になります。

令和3年の寄附額は、多く寄附者の皆様のおかげで3億4,809万円となり、富良野沿線自治体の中では3年連続首位の座をキープしております。今後も持続的に高額の寄附をいただけるよう、そして、さらなる高みを目指すためには、これまでの間、主力商品であった農畜産物や加工品の安定的な供給はもちろんのこと、高齢者の福祉の増進に資する新たな返礼品や地元の魅力をPRする体験型サービスなど、返礼品の充実が必要と考えます。そこで、以下3点について町長の見解をお伺ひいたします。

1点目、近年、ユニークな返礼品として、墓地清掃サービスやふるさとの御両親への家事代行サービスなどが話題となっております。当町においても、このような返礼品のほか、御両親宅への冬の除雪サービスなど、コロナ禍で帰省がかなわない今こそ、一定程度ニーズがあると考えますが、町長の見解をお伺ひいたします。

2点目、協力事業者の募集案内では、モニター商品の要件に上富良野町の魅力を体感、PRとありますが、今般、新聞記事にも取り上げられた十勝岳地区凌雲閣周辺で行った「南極体験」などの体験型サービスも魅力あるサービスと考えますが、協力事業者の皆様へ体験型の返礼品の商品開発に積極的に取り組んでいただけるよう提案するお考えはないか、お伺ひいたします。

3点目、当町の優れた農畜産物の返礼品は非常に

人気が高く、メロンなどはすぐに売り切れてしまうと聞き及んでおります。近年、コロナ禍においての巣ごもり需用で、自宅でケーキやパン作り、手作りみそづくりなどにより、小麦粉やきなこ、豆類など国産で優れたものを買いたい求める方々が増えてきております。農業者の方々に町長自ら働きかけを行い、政策的にニーズのある農産物の増産の依頼や作付け等をお願いするようなお考えはないか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目の高齢者の生きがいづくりに関する4点の御質問にお答えいたします。

1点目の高齢者の生きがい対策事業の必要性につきましては、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標に、健康で生きがいのある暮らしの推進において、高齢者になってもいつまでも健康やかな生活を過ごしていただけるよう、生きがいを持って地域活動や就労の活動に参加していただくことで、介護予防による健康寿命を延伸していくことを定めており、高齢者の介護予防と健康づくりを総合的に推進するとともに、生きがいづくりと社会参加の充実は大変重要であると認識しております。

次に、2点目の老人クラブと高齢者事業団の現状と課題、会員数と、3点目の今後の指導、援助、協力については関連がありますので、一括してお答えいたします。

初めに、老人クラブの会員数は令和3年5月現在で19団体1,088名、高齢者事業団の会員数は令和3年12月現在で38名であります。

2団体における活動状況につきましては、新型コロナウイルス感染による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に基づき、役員会において事業の中止や一部自粛など、慎重に活動をしていると伺っているところであります。

老人クラブ連合会の事務局は社会福祉協議会が担っており、高齢者事業団とともに活動等に対する相談につきましては、都度対応させていただいており、町といたしましては、感染予防対策を講じた上での活動の継続をお願いしているところではあります。以前のような活発な活動に戻るためには、まずは感染症の予防と治療方法の確立が重要であると認識しております。

4点目の高齢者の生きがいづくりの現状と課題、施策につきましては、生涯学習の推進と就労、ボランティア活動等の支援、地域住民同士の交流等の促進を重点とし、町内の公共施設を活用し、高齢者が

生きがいや楽しみを持って充実した生活を過ごせるよう、様々な学習活動や社会活動を継続していただけるよう環境を整えてまいります。

就労支援としては、健康で働く意欲のある高齢者が豊かな経験を生かし、働くことを通じて生きがいや社会参加ができるよう、高齢者事業団や社会福祉協議会が担っております生活支援体制整備事業によるお助けサポーター活動、ボランティア活動に積極的に参加していただけるよう関係機関と連携し、継続してまいります。

また、高齢期を迎えても地域で生活できることが共通の願いであり、地域福祉の担い手としての活躍を期待するとともに、地域と密着した単位老人クラブ活動に対しましても、引き続き支援してまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのふるさと納税に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目のサービスによる返礼品についてですが、ふるさと応援モニター事業の開始時に協力事業者を募集する際にも、お墓の掃除や町外にお住まいになっている土地所有者の空き地の草刈り、御高齢の親御さん宅の除雪など、サービスの提供をモニター品として提供できないか、町内の事業者にお伺いを立てた経緯があり、若干の商品はありますが申込みがないのが現状であります。

特産品以外にもこのようなサービスの提供は大変有効であると考えており、引き続き機会を見ながら、担当者や運営を委託している会社などから町内のサービス提供可能な事業者、サービスコンテンツの開発を働きかけてまいりたいと存じます。

また、これらのサービスにおいては、高齢の親が上富良野に住んでいるとか土地やお墓があるなど限定的な方が対象であることから、個人情報の取扱いに留意しながら、直接御案内できるような方法を研究する必要があると思います。

次に、2点目のツアーなど体験型サービスについてですが、サービスコンテンツの一つとして、現在、地域活性化企業人や事業ガイドなどがそれらのツアーを開発中であり、火口ヨガや滝ツアーなどは一部商品化されていると認識しております。これらにつきましても、モニター商品として提供するための条件整備を確立いただき、商品として提供いただけるようサポートしてまいりたいと存じます。

最後に、3点目の農業者への働きかけについてですが、議員御指摘のとおり、上富良野町では優れた農産物が生産されており、モニター商品として十分に活用できるものがまだまだ多くあると認識しております。これらの提供については、農業者の手間の問題や安定的にオーダーに応えられる数量の

確保など、モニター商品としていくためには解決しなければならない点が多くあります。

また、後継者、高収益作物の栽培、新規就農など、中長期的な農政の課題も解決していかなければならない側面もあり、これらの課題解決を検討していくほか、協力事業者として参加する際のアドバイスなども管理委託事業者と連携しながら執り進めていくべきと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は14時15分といたします。

午後	1時55分	休憩
午後	2時15分	再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） まず、1項目め、高齢者の生きがいくりについて、1点目の高齢者の生きがい対策事業の必要性についての認識に関しましては、御答弁のとおり町長の考えは確認させていただきました。

そこで、2点目、3点目、それから4点目に関連します質問を3点ほどさせていただきます。

まず、主たる事業である老人クラブに関してでございますが、御答弁のようにこの2年間は新型コロナウイルス感染症拡大により、老人クラブにおいては事業の中止や一部自粛など慎重に活動をしているとのことで、まずは感染症の予防と治療方法の確立が重要であるとの御答弁でしたが、まさにそのとおりであります。

老人クラブの活動等に対する相談については、つど対応しているとのことですが、コロナ禍にあっても高齢者の方、お一人一人が積極的に健康づくりや地域活動に取り組むことができるよう、適切なアドバイスときめ細やかな支援を行うことも必要と考えます。活動の継続や再開の促進に向けて、町はどのように今後支援していかれるのか町長の見解をお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

活動の再開に向けて、やはり一番気がかりな点と言いますのは、議員の御発言にあったとおり感染症の流行もそうなのですが、それに対する予防ということで非常に懸念されるところで、それに伴って御

本人もちょっと出るのが怖かったり、そういう気分的なものもあるかと思います。やはり町としては、感染予防対策は、町の施設ではもちろんしっかりとしますし、必要があればどういことをしたらいいのですかというアドバイスが必要なときは、助言とかしていくのはそうなのですが、そういうふうなノウハウといいますか、可能な限り再開に向けてできる限りの支援はしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいまの御答弁、活動の継続や再開の促進に向けて、一定程度感染対策を講じながら必要な支援をしていかれるということでしたけれども、やはり今般の、新しい変異株のときもそうだったのですけれども、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言下では別ですけれども、そうではない、解除後のときなのですけれども、ある程度のガイドラインがあって、それに基づいた行動指針というのがやはり活動には必要不可欠でありますので、今後において、このまん延防止が明けた後も道もしくは国の指針が公に示された後、こういったクラブ活動がまたコロナ以前に戻るというのは無理かもしれませんが、それに近づくために活動を積極的に皆様から参加いただけるような情報提供というのを、引き続き行っていきたいと思っております。

続きまして、もう一方の高齢者事業団についてですけれども、事業団に関しては受注している仕事の関係で、コロナ禍に関わらず仕事はございます。

平成元年4月に発足した高齢者事業団は今年で34年目を迎えます。ピーク時には会員数が約100名近くまでになり、年間受注金は4,600万円の実績を上げておりました。令和3年12月現在の会員数が38名とのことでしたが、この会員数の減少は非常に問題であります。第6次上富良野町総合計画の高齢者事業団登録率のベンチシートでは、平成29年度実績値1.4%に対し、令和5年度の目標値は1.7%としております。高齢化社会と人材不足の時代、シニアの皆さんにさらに活躍をしていただかなければならないのにも関わらず、会員数がこのように減少している現状をどのように分析しているのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和3年12月現在で高齢者事業団のほうは、会員数が38名ということで大変減少しているのですが、これの原因については様々あるかと思います。

高齢者事業団の募集の方法がどうなのかという検証も必要でしょうし、高齢者の方がほかに行くところがあるのか、就労なのかそれとも自分の生きがいを変えるところに求めているのか、その辺の調査研究、動向の調査なんかをしっかりと進めていって、大切なのは高齢者事業団、もちろんそういう団体といいますが老人クラブもそうなのですが、高齢者の方が社会に関わる場所といいますが、介護予防、健康寿命の延伸も含めてこちらが思っている、そういうことも含めて、高齢者の方が活躍できる場所といいますが、そういうものをしっかりとどういう団体がどういう形にしていけばというのは、今後検討が必要なのかもしれませんが、とにかく場所をつくと、活躍の場を設けるとというのが行政の高齢者福祉対策の大きな目標だと思っていますので、その辺のニーズに応えられるように高齢者の方の意向調査等は、しっかりとリサーチして検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番 荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） その現状の分析に関しては、ただいま御答弁のとおり様々な要因は考えられると思います。

確かに高齢者事業団は外の会社でありますので、このような会員減少の件で、組織の維持において危機的状況下にはありますけれども、やはり町としてその組織自体 34 年目を迎えて、まだまだこれから様々な変化に対応して時代のニーズに合わせて事業を実施すれば、必ずや後に会員数はまた増えていくと思います。

現在、主な要因として考えられるものに関しましては、会員となった高齢者の方に労働に対して、就業に対しての意欲があっても、能力や経験に適した仕事が提供できていないという、仕事のミスマッチなどが課題に挙げられています。現に、主な仕事はいわゆる軽作業といわれるもので、もちろんこのほかにも様々な個人の委託もありますので、基本的に我々が認知しているものに関しては、本当に草むしりとか清掃といったのが主だった作業内容で、しかも時間は丸一日ではなく、一定程度短時間に及んでいるということで、現在シニアの方の就労意欲というのは、非常に向上しております。65 歳以上の統計を先般、内閣府が公表した 2021 年版の高齢者白書によりますと、65 歳から 69 歳の方が 49.6%、そして 70 歳から 74 歳の方が 32.5%、これは 10 年前と比べますと、それぞれ約 10 ポイントくらいの就労意欲が伸びているという数値がこのように表れております。

やはりフルタイムの就業を望み、一定程度の収入を得るということで、当時高齢者事業団の発足のときには、一方で年金受給者ということで、自身の健康維持や社会貢献のために短時間でも働いて得るお金で生活が潤い、しかも社会貢献ができるというようなものがコンセプトでありましたけれども、非常に時代が流れまして、このような考え方というのは変わってきております。

また、今般、行政課題となっているのが、いわゆる保育や介護人材の不足といったところに、今やはりどこの自治体も非常に苦慮しておりまして、今後の高齢者事業団の維持においての仕事の幅を広げるという意味でも、こういった今般の行政課題に向け、保育等の就業機会の提供を行ったり、また、保育分野での高齢者の就業の促進や介護周辺業務や簡易な介護業務に関して、高齢人材の活用などを積極的に推進を行うというのが時代のニーズに合ったものと考えられます。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8 番 荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成元年から約 30 年たって、荒生議員おっしゃるとおり、当時は発足当時と今の状況は大分違っていまして、65 歳から 74 歳、それぞれ労働意欲というものはかなり高くて、多分健康寿命が伸びたせいなのかかもしれません。やっぱり動けるうちは皆さん働きたいという就労の意欲があるというのも一つの要因かと思われます。

そんな中で、高齢者の人材の活用というのは、もちろん町として十分検討していかなければならない課題なのかなと、人材不足介護とか言われています。一方で、就労意欲がある 65 歳以上の方、先ほどおっしゃいました仕事と求めるもののミスマッチ、そういうものを解消して、高齢者事業団というのは外の組織ですが、あれやれこれやれと町は直接言いませんが、町としては高齢者の就労意欲というものを十分満たせるようにといいますか、そういうふうな介護の人材ですとか、いろいろ活用していくような検討していくというのはそういう方向だと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番 荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） 第 6 次総合計画の 1.7% は、もうあと 1 年ですので非常に達成することは難しいかもしれませんが、やはり町として、こういった時代のニーズに合ったものを指導、助言していくということでいくのが就労において非常に重

要かと思われますので、今後も１０年、２０年事業団が引き続き存続でき得よう、町としての適切な御指導、アドバイスをお願いしたいと思います。

私も町長も２０４５年には後期高齢者になります。これからも生きがいがづくりに関しての課題や将来の展望については、この議場において今後とも議論していかなければならないと思います。

最後に、コロナ禍においても高齢者の方々の通いの場、憩いの場、健康づくりの場を決して失うことのないように、今後に向けて斉藤町長には取り組んでいただきたいと思います。

もう一度、生きがいがづくりの今後の展開について等町長の見解を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） ８番荒生議員の御質問にお答えいたします。

一番最初の答弁にも申し述べさせていただきましたが、第８期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中にしっかりと介護予防と健康寿命を延伸して、生きがいを持って地域活動や就労に参加していただくというのがこの計画の根本ですので、そこはしっかり計画に沿って推進していきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

８番荒生博一君。

○８番（荒生博一君） 御意志のほうは確認できましたので、続きまして２項目めのふるさと納税に関して伺いしようと思いましたが、差し上げた御質問に関して、１点目及び２点目は非常にポジティブな御答弁をいただいておりますので、３点目に関連して、この３億５，０００万円という非常に寄附者の御意向はよく表れ、やはり比率でいうとおよそ５０％が町に入りまして、これからの施策展開に非常に重要な財源の一部になっていると認識しております。

最後にお伺いしますが、これからもやはり、この３億５，０００万円という数字にこだわらず、高額の納税をいただくために、町長の考える未来の施策展開及び持続可能なこのふるさと納税になるようどのように事業展開をしていくか、見解を伺いまして質問を終えたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） ８番荒生議員の御質問にお答えいたします。

なかなかテーマが大きくて答えに窮してしまうのですが、３億５，０００万円、非常に町にとって重要なボリュームのある寄附でございます。もう寄附を中心に様々な目的に沿って施策を執り進めてい

るわけでございます。この額をもっと増やしていきたいというのは、もう当然私も思っていて、それにはやっぱり返礼モニターの商品、これの開発、もしくはモニター商品の事業者の方の協力が必要でして、このキャパシティといいますかパイを大きくしていくことに、とにかく我々は努力していかなければならないのかなと。今の３億５，０００万円がもう上富のモニター商品として提供できる全てだとは思っていませんので、まだまだポテンシャルがたくさん、農産物もそうです。それ以外のものもそうですけれども、まだまだたくさんあると思いますので、これら開発をしっかりと推し進めていって、もっともっと寄附が集まり、そして町をＰＲできる、もちろん町をＰＲすることが、それも一つの目標ですので、ＰＲして関係人口をどんどん増やして、しかも財政的にそれを使って施策を展開していけるように、長くそれが続くように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

以上をもちまして、８番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の町の一般行政についての質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 ２時３３分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月8日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 金 子 益 三

署名議員 中 澤 良 隆

令和 4 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 4 号）

令和 4 年 3 月 9 日（水曜日）

○議事日程（第4号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 町の一般行政について質問

追加日程第1 議会運営委員長報告

追加日程第2 議案第31号 北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について

○出席議員（12名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	11 番	小 林 啓 太 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○欠席議員（2名）

10 番	今 村 辰 義 君	12 番	小田島 久 尚 君
------	-----------	------	-----------

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課商工観光班主幹	上 嶋 義 勝 君
町民生活課長	星 野 耕 司 君	保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君
保健福祉課健康づくり担当課長	星 野 章 君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君
建設水道課長	狩 野 寿 志 君	教育振興課長	林 敬 永 君
ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君	町立病院事務長	北 川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

これより、令和4年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 本日の町の一般行政についての質問は2名でございます。

以上でございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 米 沢 義 英 君

8番 荒 生 博 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 私は、さきに通告した1項目2点について質問をいたします。

一つ、将来を展望した移動手段の確保について。

私は、令和3年第2回定例会で、高齢運転者の安全運転支援と免許証返納後の足確保策について質問をさせていただきました。

町長は、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年問題を考えるとき、地域の交通体系の維持は喫緊の課題であると私と共通認識を持っていただきました。

2025年もあと3年しかありません。悲惨な交通事故を防ぐことにつながる高齢者等の免許証返納を進めるためにも、また、高齢者のみならず交通弱

者の移動ニーズに対応した地域の安定した移動手段の確保が不可欠だと考えます。

持続可能な交通システム構築に向けての考え方、また、唯一の移動手段と言ってよい予約型乗合タクシーの運行についての見直し、改善を図る考えはないか、以下2点、町長の考えを伺います。

1点目は、地域を支える交通システム構築に向けての進捗状況について伺います。

2点目は、予約型乗合タクシーの運行見直しについて伺います。

以上であります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番中澤議員の将来を展望した移動手段に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目及び2点目につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

令和3年第2回定例会の中澤議員からの一般質問に対し、今後どのような仕組みが本町にとって持続可能な地域公共交通システムのあるべき姿なのかを引き続き検討していくとお答えしたところであり、また、再々質問に対し、喫緊の課題になっている認識である旨お答えさせていただいたところですが、さきの佐藤議員の一般質問でもお答えしたとおり、現状では、まず、今のサービス水準を維持していくことが最優先と考えており、基本的には、町内民間2事業者での委託運行が可能な間については大きな制度変更はないものと捉えております。

なお、将来的な交通システムの検討に関しては、多くの地域で人口減少の本格化に伴い、公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転手不足の深刻化などにより、地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。

他方、高齢者の運転免許証の返納が年々増加しているなど、受皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題となっていることから、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年11月27日に施行され、地域公共交通計画マスタープランの作成が努力義務とされたところであります。

また、地域公共交通計画は、地方公共団体が協議会、地方公共団体、交通事業者、道路管理者、利用者、学識者等の協議を踏まえて策定する必要があるとともに、本町を含む北海道内は広域分散型の交通システムであり、今後、道内においてさらに人口減少が見込まれる中で、持続的な公共交通の維持に向けては、一定のまとまりを持った地域単位で計画作成に関する検討が必要であります。

また、高校統廃合、地域医療の拠点化等による通学や通院等の住民の移動ニーズに変化が見られる中、地域の交通は一つの市町村内では完結できない側面を有していることから、地域の足を確保し、必要な公共交通を維持していくためには、市町村の範囲を超えた検討が不可避であることから、令和3年1月26日、管内市町村及び総合振興局による地域公共交通広域計画等に関する打合せ会議が開催され、その中で、広域での計画策定の必要性等が確認された以降、市町村担当課長会議エリア別検討会を経て、今年2月に上川総合振興局と上川総合振興局管内全市町村で構成する北海道上川地域公共交通活性化協議会を設置し、令和4年度中に地域公共交通計画を策定することで準備を進めているところであります。

町内で完結する交通システムの見直しについては、これから作成を進める地域公共交通計画と連携を図る必要があるものと判断しております。

なお、議員御質問にあります2025年問題を含め、今後さらに高齢化率が上がり、それに対応する輸送資源を町単独で確保し続けること、さらには、拡充することについては、昨今の鉄道、バス路線などの見直しなどを見ていると、かなり厳しいものと感じており、将来的には、生活圏域の集約化について検討を始める必要性についても考えているところであります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 私は、これからの上富良野町はますます人口減少、超高齢社会、少子化などの構造変化に直面すると考えています。

従来行ってきた行政サービスに加えて、新たな行政サービスに対する様々な住民からのニーズが高まってくるものと考えております。

特に、急激に進むことが予想される人口減少と高齢化は、地域の移動手段として、地方自治体による公共交通の必要性が増してくるものと考えております。

町長は、公共交通の必要性、重要性についてどのような認識をお持ちか、まずは確認をさせていただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

公共交通の重要性といいますか、役割、特に上富良野町においては、人口が1万人規模と、さらに今後、議員おっしゃるとおり、人口減少、高齢化、少子化などが進んでいく中で、公共交通が担う役割というのは、特に高齢者の方、免許返納、足がない場

合、買物ですとか日常生活、通院などの足を確保することが重要かと思っております。農村部に住んでいる方の足を確保するというのは、公共交通機関が担う、私ども上富良野町は人口密集でない地域においては非常に重要な役割だと認識しております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 今、町長から御答弁をいただきましたが、重要な課題、問題点だということで認識されているということであります。

それで、先ほど御答弁いただいた中で、近い将来、交通弱者の増加に対応した持続可能な地域交通システムの構築が上富良野町にも必要だと考えています。

そこで、先ほどの答弁でありましたが、町長は、現状では、今のサービスを維持することが最優先とのことでありました。ここら辺の捉え方として、私は、現状としてというのは、今のサービスを維持したい。今のサービスというのは、町長はどこを想定して「今のサービス」と言っているのかが一つと。

そして、現状をこれからも続けていきたいと、将来にわたっての考え方については余り述べられていないのですが、そこら辺についてももう一度答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

現状とはどういうことを指しているのかという御質問かと思いますが、現状の公共交通というのは、上富良野町においては、乗合型の予約タクシー、それと十勝岳線と福祉バスが公共交通。あと、民間のタクシーなどを含めて、私は現状と捉えておりまして、これを維持することが最優先というのは、現状の交通システムでも問題は、働き手の不足、ドライバーの不足、ドライバーの高齢化も含めて、深刻な問題となっております。まずこれを、民間企業が今2社、特に乗合タクシーについては委託しているのが、ドライバー不足等の問題を解決して、ある程度、将来持続していけるように考えていくのが、現状を維持することが当面の課題と捉えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 私の今回の質問については、現状というよりも、これから将来を見据えて、どのように地域の足を守って、移動手段を確保するのかということが主眼であります。

そういう中で、現状はこうこうだけれども、それを維持するということではなくて、将来に向かって

町長はどのように地域の移動手段を確保しようとしているのか、そういうことで論点を変えて話していきたいと思います。

また、もう一つ、今、予約型乗合タクシーについても、これは2事業者でやっていただいているということですが、私は、目的は交通弱者を守る、交通弱者の移動手段を確保する、それが目的だと思います。そして、今の2事業者がやっているということは、要するにそれは手段であり、手法だと思う。

だから、本当に必要で、移動手段を確保するという目的のためということになってくれば、事業者がというのは、今たまたまうちの町には事業者あって、協力してもらっているということは非常に有り難いことですが、そうではなくて、事業者がなくなったときでも、その目的を達成することが必要だと考えたときには、何らかの手法を考えてやっていかなければならないと考えていますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

特に、乗合タクシーの件につきましては、目的はということで、交通弱者の足を確保するというのが目的でありまして、手段として、民間事業者に委託しているわけなのですが、その手段がなくなった場合は、今の乗合型予約タクシーも、昔は町営の路線バスの廃止を契機にそれに代わったという経緯もありまして、それに代わるものを現時点で何かあるのかということなかなか難しいので、交通弱者の足を確保する、将来的に向かったの目的に対して、現行の手段を民間の事業者に委託しているわけですが、それが続くようにするのが今の課題だと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） それでは、本題に入りたいと思います。

将来、持続可能な交通システムというのが我が町に必要なと思っております。それは、先ほど来言っている高齢者、人口減少とかになって、また、高齢化によって免許の返上だとかも増えてくると思います。どなたでも必ず運転ができなくなる時期がやってまいります。そして、この超高齢社会を見据えるとき、絶対に必要になってくるのは、昨日の同僚議員の質問にもありましたが、足の確保だと思っております。

そして、法律的なことを先ほどの御説明いた

しましたが、基本的には、民間事業者が今までやれていたのが、地域の人口減少によって経営が立ち行かなくなり、国からの補助金があつて過疎バスというような制度があつて運行してきたけれども、この過疎バスについてもだんだん経営が立ち行かなくなって、そして、我が町では町営バスとかスクールバスへの混乗方式で一般住民の足を確保してきたという経過があります。

これからは、今、唯一ある予約型乗合タクシーの事業を、一つは拡大することと、それから、交通弱者の方々の足をどう確保していくかというのが行政に求められている課題だと考えていますが、同じような質問になってしまいましたけれども、町長の見解をお聞きします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

同じような答弁になってしまうかもしれませんが、現状の乗合タクシー、現状では、アンケート結果から、非常に満足しているという大方の回答を得ていますが、さらにニーズに応えられるように努力して、町民の意見を聞いて、改善点があるのであれば、そういう努力は将来も続けていって、利便性を高める。

あと、拡大につきましては、ドライバー不足という委託策問題もあつて、なかなか難しい問題もありますが、事業として需要があれば、乗合タクシーにつきましては、活発に利用する人が増えれば、それは必然的に台数等もサービスも拡大していくのかと。まずは、乗合タクシー利用者の満足度、利用の促進、それらを将来に向かって調査・検討して、充実に図っていくのが課題かと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 町長は、将来を展望したとき、本当に上富良野町の交通弱者対策というものは必要とお考えでしょうか。そして、交通弱者対策のために、地域の交通システムというのを構築する考えが今お持ちかどうかを確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域交通の重要性というのは、私は先ほども述べさせていただきましたとおり、重要なものと思っておりますし、今後につきましては、地域公共交通計画を管内で作成することで準備を進めておりますので、それに基づいて、町内でも交通システムの見直しについては、計画ですが、作成を取り進めたいと

思っております。

足の確保というほかに、地域の足を守る交通弱者対策というのは、公共交通機関の維持というのももちろん大きな柱なのですが、あと、補足的といえますか、そのほかのサービスも含めて、ほかのサービスといえますのは、宅配とかいうものの充実、そういうものが公共交通機関、足不足というものを補うのかなと。

昨日の一般質問にもありました、希望があれば住み替えなどの施策も併せて、町民の皆さんの足を確保していくのが、町全体として、そういう方向で進めていくのかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 前向きに検討していくということでもありますので。いずれにしても時間は余りないと思っています。その一つは、2025年問題も間近に迫っています。

また、高齢ドライバーが関わる交通事故が増加する中、今年の5月からは75歳以上の方の免許更新がより厳格化されると聞いております。具体的には、認知症機能検査の結果で、高齢者は3時間講習になったり、また、認知症の可能性があれば医師の診断書が必要となると。免許を失う高齢者も出てくると思います。

そうした中、今の現状を考えると、やはり時間がそんなにありませんので、町として、今、地方自治体が、先ほど大きな行政、例えば通学だとか通院だとか、それは分かりますけれども、町の交通維持というのは、移動の手段というのを考えていただきたいと思っていますので、まとめとして、町長の見解を伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、質問の前段にありました75歳以上の方の免許更新時の認知症検査が厳格化されるというのは、皆さん報道等で御存じかと思います。私も存じておりまして、それらのことにつきましては、免許返納にならない、もし本人が希望されれば、免許返納しないで済むのであれば、乗りたい希望があれば、そのまま運転できるように、地域公共交通のみならず、総合的に介護予防なども含めて、しっかりと高齢者対策といえますか、それは町全体としてサポートしていきたいと思います。

一方、高齢者の事故というのも問題となっておりますので、免許返納された方につきましては、足を確保するというのは非常に、本町に長く住んでもら

うためには、好きな町で、生まれた町でできるだけ長く住んでもらうことに、そういう目的といえますか、住民のために足を確保するということは非常に喫緊の、2025年にあと3年と、時間がない中で、できる限り繰り返して検討して、よりよいものができるよう、維持または何か新しいものの案があれば、それらを含めて、3年後、短いのですが、鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） それでは、2点目の予約型乗合タクシーの運営見直しについて、町長の見解をお伺いしていきたいと思います。

地域の移動手段確保のため、従前は町営バスとスクールバスに乗車することで、交通弱者対策を行ってきていました。平成23年4月から予約型乗合タクシー事業に切替え、試行運行が開始されたと記憶しています。今年の4月で11年目を迎えることになろうかと思っています。

本町の予約型乗合タクシーは、高齢者や障害を持った、いわゆる交通弱者の方々の移動手段確保と生活支援、閉じこもり予防を目的とした福祉施策事業の一環と捉えています。

そこで、今10年を経過し、私は、運営や運行について改善の余地が多々あると考えています。町長は、現行の予約型乗合タクシー事業について、見直しや改善を行う考えはないのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

予約型乗合タクシーにつきましては、アンケートの結果、多くの方が満足していただいていると、料金体系等も含めて満足していただいているという結果が出ております。

一方で、時間ですとか便数が少ない、その他、荷物の問題とか細々としたその他の問題はあるのですが、その辺は検討の余地があると思いますが、大きく今の制度を変えるということについては、多くの町民の方が満足しているという結果から、大きくは現行のままと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） アンケートの結果も見させていただきました。利用登録者アンケート調査で、平成29年と令和3年にやっていますけれども、この5年間で利用登録者は6名しか増えていないので

す。実際の高齢者数はこの間相当上がっていると思いますが、6名しか増えていない。そこら辺も私は一つ課題があるのかなと考えています。

それから、今、町長からアンケートをやった、大多数の人が満足している。それはあくまでも利用された方に対してアンケートを取っています。利用された方は、有り難いとか、これは便利だとか、いろいろなことで利用しているのだと思います。だからアンケートを取っても、いい答えが返ってくるのは当たり前だと思います。

ただ、私が視点を変えて思うときは、本当に利用されていない人の理由というのは何なのだろう、どうして利用しないのだろう、料金が高いからなのか、何だろうかということ把握する必要がありますし、先ほどの地域交通システムを構築する上でも、やはりそういう方々、多くの町民の、この予約型乗合タクシーを利用しない方々の意見を聞くというのが本来ではないかと思いますが、町長の考えをお聞きます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

登録者が6名しか増えていないということで、その原因についてということと、利用していない方の意見はどうなのだろうという御質問かと思えます。

これらの原因は、おっしゃるとおり、貴重な意見として調査、聞き取りといいますか、どういう問題があるのだろうという調査・研究は必要かと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） それでは、私が考える改善点やなんかを何点か具体的にお聞きしていきたいと思えます。

まず、利用料金についてです。同一区域内の利用は200円、区域外への利用は400円です。市街地に住んでいようが郡部に住んでいようが同じ町民だと考えます。私は一律料金が妥当と考えますが、町長は、この利用料金を見直す考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

200円と400円、町の中は200円、郊外400円というのは、200円の差がついているのですが、ワンコインとか一律料金にすれば、それも公平だと思いますが、合理的な理由に基づいてエリアを設けるというの、ある意味合理的な料金の決定

かなと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） アンケート調査の結果でも御意見としてありましたけれども、やっぱり同一料金にしてほしいという要望もあります。そういうことで、ぜひ御検討をいただければと思います。

次に、利用対象者の見直しについてお伺いいたします。

現在の利用対象者は65歳以上の高齢者もしくは65歳未満の方で障害者手帳を持っている方となっています。交通弱者と言われる方は、この方たち以外にもたくさんいると思います。特に、町長は子育てに力を入れて、子育てしやすいまちづくりを目指されていると伺っています。妊婦の方とか乳幼児を持つ方を対象に加えるような考えはないのか。

また、今は障害者手帳所有者ですが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所有者も私は加えるべきではないかと考えますが、町長のお考えをお聞きます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

対象者についての御質問かと思えます。対象者は、今のところ身障者手帳、高齢者というふうになっております。乗合タクシーの対象にするかどうか、それともう一つ考えなければならぬのは、民間の2社は、本業であるタクシーの営業もその会社が行っておりますので、なるべくバランスといえますか、この制度で本業を侵すようなことがないように調査・研究して、対象者は決定されていると考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 先日、議会では、対象者を団体やなんかに絞った中で議会懇談会を開催しました。そのときに、西小校区のお母さんたちから訴えがあったのですが、今、チームが組めなくて少年団活動とか、それから特別支援学級等への通級の際、非常にお母さんたちが、通常は送ったりしているのだけれども、どうしても仕事を休むことができないとか、そういうときに、移動手段について困っているという訴えがありました。そのような中で、こういう人もできれば、やさしいまちづくりのためにも対象に加えるべきと考えますが、そこら辺は、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校関係とか認定こども園の送り迎えなんかも、突然、仕事が終わらなくてということはあろうかと思いますが、乗合タクシーのほかに、子育てのほうでファミリーサポート等の事業もございまして、そういうほうからも、子育ての方等についてはサポートを図っていこうと、実際、今もあるのですが、福祉面からの施策も併せて、この辺は町民の皆さんにサービスを提供したいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） また話題を変えますが、上富良野町では、利用したい便の 1 週間前から 1 時間前までにタクシー事業者に予約しての利用となります。

中富良野町の例ですが、A I を活用することにより、申込み時刻の定めがなくなったそうであります。何時でも予約が可能となって、近くの車両がリアルタイムに配車されると。利用する側からすると大変好評だということを伺っております。我が町においてもこのような取組をする考えはないのか、改善、見直しについて、町長のお考えをお聞きたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

A I による配車、A I による乗合タクシー、デマンドの件につきましては、報道等で情報があります。これにつきましては、業者との関係もありますので、今後とも引き続き調査・研究を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 利用される方に少しでも便利が加わるようにいろいろと見直しを行っていただければと思います。

予約型乗合タクシーの持続を考えたら、町長もずっと言ってらっしゃいますけれども、事業者の支えがあることが絶対的条件だと言われています。先ほど言いましたけれども、考え方を少し改めていただければと思いますが、今、事業者に頼り切っている以上、事業者に寄り添った取組が必要だと私は考えます。この事業については、事業者があって成り立つと言われているので、ぜひ事業者にも配慮するような、どこで悩んでいるのか困っているのか、そして人員不足やなんかももちろんあるでしょう

が、そういうことで、ぜひ事業者に寄り添う考えがないかどうかを町長に確認させていただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

予約型乗合タクシーにつきましては、事業者が 2 社ありますが、それに委託をして、事業者あつての事業となっているのが現実かと思えます。困っている点、ドライバー不足等を含めて、問題点があれば、町としてもできる限りのこと、全てはなかなか難しいのかもしれませんが、できる限り持続可能なものとするために協議・検討は常に進めております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） いずれにいたしましても、予約型乗合タクシー事業は、交通弱者にとってなくてはならない事業だと思います。今後ますます必要性が増してくると思います。私も戸口から戸口までの移動のため、この事業については、利用しやすく、そして利用者の意向をアンケート調査やなんかに基づきながら改善、見直しを進めていただきたいと考えています。そこら辺について、町長は、予約型乗合タクシー事業を今後どう考えるのか、また、事業を継続していくための考え方について、力強い答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

アンケート調査等は何回か、数年に一度終え、今までも行っておりますし、今後も利用者の意向等を調査して、さらに、先ほど言われたように、実際に利用していない人は、どういう理由で利用していないのか、その辺の理由も含めて、今後もよりよいものとして、持続可能なものとなるように町としても努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、6 番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は 10 時といたします。

午前 9 時 47 分 休憩

午前 10 時 00 分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） 質問通告を出してありますが、質問に入る前に、今なおコロナ禍で最前線で奮闘されている方々に敬意を表するものであります。また当時に、コロナがいち早く収束して、日常生活が戻ることを願っています。

さらに、ロシアによるウクライナの侵攻に強く抗議し、表明し、質問に入らせていただきます。

1番目には、水田活用の直接支払交付金について伺います。

国の食糧政策は、米の過剰に対応するために、米から飼料米、麦、大豆などの作付の転換に対して、面積に応じて補助金が交付されるようになりました。今では稲作農家にとっては、農業経営を維持していくために欠かすことのできない必要な収入となっています。

ところが農水省は、令和4年度から今後5年間、水張りをしない水田を交付金の対象から外すとしてしました。しかし、稲作農家や多くの関係者からは、国のこれまで農業政策に協力してきたのに余りにもひどい話ではないかと、そういう怒りの声が広がるという状況であり、当然のことではないでしょうか。

それにより、転作面積が大きい農家ほど影響を受けるとされ、また、離農者が増え、農業後継者の確保がさらに困難な影響が出るばかりか、町の経済や観光などにも係る大きな問題であります。水田交付金の見直しの撤回が必要だと考えます。

次の点について、町長の見解を求めるものであります。

一つ目には、水田交付金の交付実績と町の経済に及ぼす影響は、小中大規模農家は影響を受けると考えますが、具体的にどのようなことになるのか分かれば伺いたいと思います。また、町のこの間の転作率は何%になっているのか、伺います。

二つ目には、経営維持が困難になると考えられる影響についても伺います。

三つ目に、交付金見直しによる影響についての町長の見解と基幹産業の農業を守るためにも、制度見直しの撤回を国に求めるべきだと考えますが、町長の見解について伺います。

次に、保育所等のコロナ感染支援について伺います。

新型コロナウイルスの感染の影響で、全面休園する保育所や認定こども園が全国に広がりました。町内の一部の認定こども園も休園する事態になりました。それにより保護者も仕事を休まなければならない状況にもなりました。現在では、感染対策を取りながらの開園となっております。今後、園を運営し、子供を守る上で検査キッドの確保や濃厚接触者

の可能性のある人などの判断が非常に難しいとの話を聞きました。

次の点について伺います。

検査キッドの確保や濃厚接触者の判断等に対する行政の支援が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目に、感染の状況等について伺います。また、コロナ感染で小学校、保育所等が休校・休園になり、仕事を休むことになったときの支援制度があることを知らない方もおりました。事業主は個人に周知することが必要と考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、コロナ禍における支援策について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大が減少傾向にありましたが、しかし、感染力の強い変異株の出現で感染がさらに拡大し、道内では蔓延防止等重点措置がさらに適用され、延期されるという状況になりました。町においても、期待していた人の流れにブレーキがかかった状態で、事業者や住民からは、いつまでこの状態が続くのかと不安の声が広がっています。町の暮らしとなりわいを守るための継続的な支援策が町にさらに求められると考えますが、次の点について、町長の答弁を求めます。

一つ目には、コロナ感染、原油の高騰や食品等の値上げで、全ての業者、個人が大変な状況に引き続きます。それを考えたときに、継続的な具体的な支援策が必要かと考えますが、この点についての答弁を求めます。

二つ目には、コロナの感染などで外出ができない人もいます。同時に、相談や食料品の配布などの支援策が必要だと考えますが、この点についても伺います。

次に、町立病院に小児科の診療科目の設置について伺います。

子供が体調を崩したときには、身近なところで診てもらいたいと思うのは普通のことであります。町内に小児科がないため、富良野市などに行かなければなりません。最近では、民間の小児科医がいましたが、諸事情で閉院することになりました。小児科医があるのは富良野協会病院、この圏域では1か所になりました。子供が急に熱を出したときなど、通院時間や待ち時間などを考えれば、身近な町立病院に小児科の診療科目の設置を望む声がありますが、この点についての対応について伺います。

次に、学校給食の無償化について、この点については教育長に伺います。

学校では、学ぶ子供たちの教育費の負担は、家庭

に大きな負担となっています。また、国においても教育費の負担は社会問題だと認識し、教育費の軽減策を検討していますが、まだまだ十分とは言えません。文科省の2018年度、子供の学習調査では、小中学校でも教育費の負担が家計に重くのしかかっていることが明らかになりました。小学校でも給食費ほかを含めれば約6万3,000円にもなるとしました。町においても教育費の負担軽減を求める声が、この間の議会懇談会等の中でもありました。特に給食費の負担軽減を求める声もありました。

次の点について伺います。

一つ目には、小中学校の給食費、修学旅行費、教材費など、保護者負担の現状について伺います。

二つ目には、給食費の無償化を実施すべきと考えますが、無償化に必要な金額について伺います。

次に、パートナーシップ制度について伺います。

私たちはいろいろな人たちと共存しながら、多様性のある社会で暮らしています。今、世界でも日本でも男女の性別を問わず、格差をなくし、誰もが安心して暮らせる社会への動きが広がりを見せています。

そんな中で、パートナーシップ制度があります。法的な拘束力はありませんが、一部の自治体では、行政が認めれば同性カップルでも家族とみなす制度で、国は同性婚と認められていない中でも自治体に届けると、家族同様のサービスが受けられる制度があります。例えば同性カップルでも公営住宅の入居が認められるなど、行政支援制度が受けられるなどがあります。法的に認められた制度ではありませんので、問題の本質的な根本的な解決にはなりませんが、少しでも権利を拡大しようと運動が広がり、実施自治体は約130に上ると、自治体に拡大されるという状況も聞いています。

町においても性的少数者を含め、町民が安心して暮らせる社会をつくるためにもパートナーシップ制度の導入を検討すべきと考えますが、この点についての町長の見解を求めるものであります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の学校給食の無償化について以外の5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目の水田活用の直接支払交付金に関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の水田活用直接支払交付金の交付実績と変更に伴う影響等についてであります。上富良野町内の過去5年間の水田転作率は、他の面積に対して

約60%の転作率であり、年間約4億円前後の交付金が各農業者に支払われております。

特に、土地利用型の農業者は広大な面積を作付しているため、収入の減額は当然であります。それに伴う輪作体系の変更による労働力不足も今後の課題となる可能性が考えられています。

議員御指摘のとおり、離れた農地や生産性の低い農地が今後耕作放棄地になる可能性も懸念されるところであります。

しかし、具体的な影響については、現段階で、今回の変更の対応方法や、この制度への救済措置などが具体的に示されていないことから、今後も各関係機関や沿線市町村と協力しながら、農業者にとっての最善策を講じてまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

2点目の経営維持困難になることも考えられる影響についてであります。収入減による経営維持困難や、維持のための設備投資による経営逼迫などが起こり得る事象と考えておりますが、1点目でお答えしましたが、そのようにならないよう農業者にとっての最善策を講じてまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

3点目の交付金見直しによる影響につきましては、現段階ではどの程度となるか分かりませんが、北海道及び関係機関における検討結果を踏まえ、上富良野町再生協議会の取組を関係組織が一体となって支援を行い、また、必要に応じて国にも対策を求めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目の保育所等における新型コロナウイルス感染支援に関する2点の御質問にお答えいたします。

町内の新型コロナウイルスによる感染につきまして、いまだ収束が見えない状況が続いており、町内の認定こども園等においても、感染により一時休園するなど、養育者、関係者の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけしていると伺っております。

1点目の濃厚接触者の判断に対する行政支援につきまして、新型コロナウイルス感染症に関わる対応は富良野保健所が担っており、これまでは、陽性者、濃厚接触者、低リスク感染者等につきまして、直接検査、指示・指導等がありましたが、令和4年1月21日から濃厚接触者と感染の可能性のある方の一部に変更となり、マスク着用の有無や接触状況等により、個人や事業所が濃厚接触者及び感染の可能性のある方に対して連絡することとなりました。

改正内容について、道から町への通知が遅れていたため、園からの相談に対して御迷惑をおかけしましたが、国、道において、感染者の急増に対応

するための改正であることを理解し、町としましては園と情報共有し、通園児の健康管理と保護者への丁寧な説明についてお願い申し上げたところであります。

また、園職員の抗原検査につきましても、園での保有数に不足があることが判明し、薬局等にも在庫がなかったため、町で保有する抗原検査キットを提供し、全職員の検査を実施していただくことができました。

2点目の新型コロナウイルス感染等により、小学校、保育園等が休校・休園になった場合の支援制度につきまして、昨年の10月と今年の1月に、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金についての国からの通知に基づき、各学校、保育園に対して通知しており、保護者の方への周知につきましてもお願いしているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めのコロナ禍における支援策に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の経済的な支援策についてであります、これまでも中小企業経営継続奨励助成事業や、中小企業事業再構築補助などを実施しており、現在はプレミアム商品券事業が実施され、1億3,000万円の商品券を完売し、町内の事業者へ消費喚起に役立っているものと認識しております。

新年度以降もコロナ対策として、国において一定の予算を本省繰り越ししていることから、町内の経済団体と検討・調整の上、引き続きコロナ感染症対策時の経済対策を講じてまいりたいと存じます。

2点目のコロナ感染症などで外出ができない人に対する相談や食料品の配布などの支援策につきましては、無症状または症状が軽症で、かつ、在宅で療養する場合には、富良野保健所から健康観察の指導と併せて、希望される方に対して1週間分の日用生活品が送付されると伺っております。

しかし、在宅療養者数の急増に伴い、保健所から配送されるまでの日数について3日程度要するものとの情報提供から、町独自に、自宅療養者等支援事業として、希望する方に対して、生活、療養に対する相談と、保健所から届くまでの食料品と日用品についてお届けする事業を2月21日から開始しましたので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの町立病院に小児科の設置についての御質問にお答えいたします。

小児科の設置につきましては、小さなお子さんを抱えている家族や家庭の皆さんにとって切実な願いだと認識しているところであります。しかしながら、小児科医師は、労働過重などから敬遠され、なり手が少なく、全国的に医師不足が深刻化している

状況は変わっておりません。

このような状況の中においては、医師の確保は極めて困難でありますので、常勤医あるいは非常勤医も含めて、小児科を開設することは難しいものと考えておりますので、現段階では小児科の設置の考えを持ち合わせていないところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目めのパートナーシップ制度についての御質問にお答えいたします。

御質問にありますパートナーシップ制度の発端となっている同性愛に関する知見に関しましては、外国及び日本国内の近代史の中で長年、精神疾患の一つとして、治療や研究の対象されてきたところであります。医学研究を重ねる中で、世界的には、1993年にWHOが出版した「国際疾病分類」改訂第10版で、同性愛はいかなる意味でも治療の対象とはならないことを決定し、疾病分類から削除されるとともに、その後、日本においても1994年12月に当時の厚生省が、翌年1月に日本精神神経学会が、それぞれ国際疾病分類、ICDを公式基準として採用したところであります。

また、その頃から諸外国では、同性婚等に関する制度等に関し、1989年、デンマークにおいて、同性婚とは異なるものの、同性の2者間の関係を公表し、一定の地位を付与する登録パートナーシップ制度が導入されて以降、同様の制度が北欧を中心に導入が広がり、また、同性婚制度については、2000年にオランダで導入されて以降、他国でも導入されています。

一方で、国内においては、現行法規上、同性婚は認められない中で、平成27年3月に東京都渋谷区において、条例によるパートナーシップ制度が、同年9月には東京都世田谷区において、要綱によるパートナーシップ制度が導入され、その後、大都市を中心に、特に要綱によるパートナーシップ制度が導入されており、また、東京都においては、2022年中の導入を目指すことが表明され、特に人口が集中している都市部での導入が先行していくものと捉えております。

また、自治体の大きさにかかわらず、社会生活の中において、性的少数者であることをもって差別されるべきでないことは当然であります。一方では、これまで国等が行っている意識調査からは、過去の教育や知見により、肯定的に受け入れられない世代の方々も多くいる状況の中では、パートナーシップ制度によって全てが解決するものではなく、個別の事案ごとに解決すべきものと考えております。

しかしながら、現状では、それぞれの窓口等に対

し、パートナーシップ制度や同性カップルに関する相談が寄せられている状況にないことから、引き続き国の制度改正について注視するとともに、先進自治体での取組について研究してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番米沢議員の5項目め、学校給食の無償化に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の小中学校の給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担についてですが、まず、給食費につきましては、小学生、1食280円、中学生、1食330円を負担していただいております。年間食数が約190食ですので、小学生1人当たり、年間5万3,200円、中学生1人当たり6万2,700円となるところです。

次に、修学旅行費につきましては、令和3年度の実績額で、小学校においては2万4,000円前後、中学校においては6万4,000円前後となっております。

また、教材費につきましては、小学校では5,000円から1万円程度、中学校では4,000円から7,000円程度となっております。

このほかPTA会費や部活動費の負担、スキー用具の購入などを保護者において御負担をいただいております。

2点目の給食費の無償化を実施すべきと考えるが、無償化に必要な予算額についての御質問についてですが、学校給食につきましては、学校給食法において、食材の購入に要する費用は保護者の負担とすると規定されており、給食費の全額を食材の購入に充てているところです。その他、施設及び設備に要する経費並びに人件費など、学校給食の運営に要する経費については設置者が負担をしているところです。

なお、無償化に必要な予算額につきましては、前段でお答えいたしました給食費で積算いたしますと、新年度当初予算額で5,213万円となるところであります。現時点におきましては、学校給食法に基づいた対応を進めていきたいと思っており、給食費を無償化することは考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 水田活用の直接支払交付金についてお伺いいたします。

この間、若干農業者の声を紹介させていただきたいと思いますが、共通しているのは、余りにも急な話で、どういう方向に行くのか全く分からない中

で、制度の改正が行われるというのは納得できないというのが共通しております。

その上で、私たちはこの交付金による依存度がますます高くなってきて、この交付金がなければ農業を維持することもできないのだということを話してきました。

併せて、輪作体系の変化や農地の維持・保全についても大きく関わるし、町の経済にとっても観光にとっても大きな問題なのだということであり、また、離農あるいは後継者もなかなか定着しないということになるのではないかという声が圧倒的であります。

町長は、この問題について、余りにも国のやり方というのは無謀だと思いませんか。答弁書の中でも、救済措置が具体的に示されていないと書いてありますので、当然のことなのです。この点、どのようにお考えなのか、まず伺いたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

制度の改正が余りに急でという、今朝の道新にも報道がありました。農水省は5年前から言っていると言っていますが、実際、末端の農業者の方まで情報が伝わっていたのかどうか含めて、今後、代替りの具体的な救済、補助金の低減、フェードアウト含めて、救済がどうなるのか全く決まっていない状況であります。

答弁で申し述べさせてもらいました、年間約4億円前後の交付金が各農業者に支払われておりますので、町の経済に関しましては非常に大きなウエートを占めております。当然離農された後、耕作放棄などがあった場合、当然観光、景観にも影響が出てきますので、これは町としては、まだ着地点が不透明ではありますが、何とか町の1次産業、転作分4億円を死守といいますか、どのような形で、制度改正をやめるのか、それとも別の補助制度を設けるのかどうかも含めて、十分情報収集してまいりたいと。もちろん、同時に国や道に対して声を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 答弁書の中で、今後も関係機関と沿線市町村と協力しながら、農業者にとって最善策を講じてまいりたいという答弁がありますが、具体的に恐らく考えていらっしゃるのだと思いますが、具体的にもしもこの部分で町長自身が考えているところがあれば、答弁をお願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業者にとっての最善策というのは、今回の転作の直接支払制度がなくなるということはないと農水省は言っていますが、もう決まったのでそのまま行くと行っていますが、ひょっとすると経過措置が設けられたり、また別の制度が設けられたりするかもしれません。国の農政も含めて、最善策でありまして、具体的にこれから出てくるものなのだろうと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 具体的に出てきた時点では、既に遅いのだと思います。確かに国の行くことですから、町が対応できない部分もあるということは十分承知しておりますが、何よりもこれを直ちにやめるべきだと働きかけるということが大事だと思いますが、この点は同意されますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

国の策が出てきてからでは遅いと。現状、分かっていることは、これがなくなってしまうたら相当な影響が、農業のみならず町の経済、観光に打撃を受けますので、大変だということは、当然策が出る前から国や道、関係機関とともに訴えていくということはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 同意するかどうかということを知っているの、明確に答弁してください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 交付金の改正の反対ということですが、それらも含めて、影響のあるものについては、影響のないように国や道に働きかけていくということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） よく分からないのですが、これは大事な問題で、ぜひ中止を求めるべきだと思います。

それで、ほかにもたくさんあります。賦課金の問題から始まって、復元したとしてもすぐいい作物ができないのだと。本当に切実な声が出てきているわけで、こういうことを考えたときに、この間行っ

きた食糧自給率の低下の問題、何よりも、そういった国の方向に従って進めてきた農業の担い手を守るということは、国に対しても私は要請すべきだし、当然そうあるべきなのです。

ところが今回の場合、この制度が始まったというのは、米と比べて収益性の低い畑作物に転換するから、それを補うために交付金を実施されたわけです。しかし、それをさらに外して、また米をつくれという話で、今でもこのコロナ禍の中で価格変動が起きて大変な状況になっていることを考えれば、きっちりとした農業維持のための支援策と価格補償、こういうものを町長自身の言葉で国に要請すべきだと思いますが、この点、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

生産者の皆さんの声、農業関係、経済団体の皆さんの声はしっかりと国に届けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） ぜひそういった意味で、上富良野町の農業をしっかり守るためにも、この見直しに対してきっちりとした対策が必要だと思います。

若干、この間に国の進めた農業政策によってどのような変化が町で起きているのかというと、大ざっぱに言いますと、農家戸数が減ってきているという問題です。いろいろな問題があります、要因があります。それと、後継者がなかなか定着しないという問題。兼業農家の戸数も減ってきているという問題等がありますし、仮に農地を拡大するのは否定はしませんし、当然その事業所に拡大されなければなりませんけれども、拡大したけれども、なかなか収益性が上がらない。その分、肥料代だとかいろいろなものに食われてしまうというのが、多くの皆さん方の願いです。こういう事態を招いた状況というのをしっかりと国にぜひ伝えていただいて、上富良野町の農業、北海道の農業を守るために、その先頭に立って、町長、ぜひ動いていただきたいということを述べさせていただきます。

次に、保育所等のコロナの感染支援についてお伺いいたします。

確かにこの間、町もいろいろな形で動いていただきました。何よりも、現場で話を聞きましたら、検査キッドの確保ができなかったという状況があります。今後こういう事態があってはなりません、引き続き可能性としてはあります。そういう状況に

なったときでも、キットの確保と濃厚接触者の判断等、具体的に支援策を圖と話し合いをしながら進めることが大事だと思いますが、この点、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

検査キットの確保につきましては、今回あったような不測の事態、検査キットが不足した場合には、すぐ役場の在庫が使えるように、役場の在庫のほうも一定数ありますので、その辺はしっかりと対応していきたいと思っております。

あと、濃厚接触者等の判断につきましても、しっかりと各事業者とコミュニケーションといいますか、連絡を密にして、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 引き続ききちっとした対策を取っていただきたいと思えます。

若干、もう既に聞いていらっしゃると思いますが、現場対応で精いっぱい、濃厚接触者等の判断の基準が変更になることによって、それ自体で園の運営が行き届かなくなる寸前のところまで行っているというのは現状なのです。ですから、こういうときには、何回もしつこいのですが、専門家ではありませんので、行政が中に入って、そういったときに対する支援策を再度やる必要があると思いますが、再度確認いたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

町長のほうからも御答弁申し上げましたが、各園におきましての今回の新型コロナの感染に対しては、町としてもこの辺の情報提供については、一部遅れたことを現場の関係者としては、情報連携が遅れたことについては保健所のほうにも申入れをし、情報連携については、今後、道においても、保健所を経由することではありますが、いち早く関係機関とは情報連携をして、対応について支援をしていくこととしております。

また、保護者の皆様に、今、議員の御発言いただきました内容で、一部保護者の方への説明が2度、3度と繰り返し変更したという実態を聞いておりますことから、町としましてもきちっと情報共有を図り、判断を双方において確認をした上で、皆様に正しい情報を提供することで今後努めていくよう、先日、教育・保育連絡会議の中でも確認をしたところ

でございます。今後、このようなことが生じないよう、保護者の皆様にも情報提供を徹底してまいります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 次、この点について、休園した場合とか、休まざるを得なくなった場合、この点についても、聞いた時点と大分タイムラグがありますので、この制度があることを知らないという方も、実際に聞いて分かりました。確かに町でも昨年の10月から今年1月にかけて周知されているという、努力されているということも分かりましたが、しかし、再度、こういった支援があるということを保護者や当事者、また、事業所そのものについて、きっちりと周知徹底するということが今必要だと思いますので、この点、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

休業した場合の支援制度につきましては、議員おっしゃるとおり、一度やったからいいというわけではなく、しっかり情報を共有して、分からなかったという人が出ないように、周知徹底を今後も図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 次に、コロナ禍における支援策についてお伺いいたします。

この間、町もいろいろな形で、プレミアム商品券等も含めて実施してきました。しかし、それでもまだまだ現状は大変なことがうかがえるという状況になっております。事業所の皆さん方に聞いたら、何よりも一番望んでいるのは人が戻ってくることなのだと。確かにいろいろな面での支援があって有り難いけれども、そこなのだと。これから継続的に経営を続けていくとなると、やはりいろいろな形の中で協力を求めなければならない部分が出てくるのだということを言っているのです。

もう一つは、やはりコロナ禍における支援策が受けられない業種がいるわけです。そういった業種に対して、やはりきちっとした支援策を届けなければ、なりわいとして業ができない状況が見受けられますので、このコロナ禍で、燃料だとかいろいろな商品等の値上がりがある中で、きちっとした町の具体的な対策というのが必要だと思いますが、この点、具体的な支援策というのはいつ頃から実施されようとしているのか、その内容等について、もしも

分かればお話いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

新年度以降もコロナ対策として、国において一定の予算を法務省繰り越しておりますので、これを使って何らかの経済対策は取っていききたい。具体的なものは、そのときになって、その状況に応じて、どういうものがあるのかということもありますので、まだ決定はしていませんが、前回に引き続いて、経営継続奨励金や再構築補助などを参考に、今後、経済的な補助の助成策は練っていききたいと。

それと併せて、届かない業種の方がなるべく出ないように、そういうところも調査・研究しながら、来年度、経済対策を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） ますます状況が本当にひどくなってきているということが見受けられますので、早急に何が必要なのかということで、ぜひ体制を取っていただきたいと思います。

二つ目に、コロナ感染の中で、外出ができない方という形で、21 日から食料支援が開始されたという話でありました。

この間、一部、話の中で、町に相談したのだけでも、対応してくれなかったというような話も、遠回しの話なのですが、ありました。これは正確かどうか分かりませんが。そういう状況の中で、今、不安の中で生活しているという状況がありますので、また、答弁の中にも書いてあるように、非常に療養する人が増えて、保健所からの対応も遅れるという状況の中で、一部の療養者の中に非常に不安な生活を送るという状況になっておりますので、日常的な相談窓口、食料支援の内容等は、どのような内容がされているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

ただいま町長が答弁させていただきました、2 月 21 日から開始しました自宅療養者に対する支援でございますが、3 月 8 日現在、8 世帯から申込みを受け付けしたところでございます。世帯につきましては、ゼロ歳児のいる、乳幼児のいる御家庭から、単身世帯など、各様々な世帯構成になっております。

今、議員御発言のとおり、町のほうに相談を寄せたが対応してもらえなかったという御発言をいた

しましたが、実は私のほうにそのような相談があったことは受け付けていませんでしたので、今、大変驚いている状況でございます。

なぜ町がこのような施策を行うことになったかと申し上げますと、富良野圏域の中でも、保健所からの情報提供で、かなり北海道の対応が、療養が終わった後に物品が届いて、何にもならなかったと、一部療養者からのお声も実は私ども自治体、または保健所のほうにもお寄せいただいて、北海道も一生懸命やっているのだけれども、なかなか皆様のお手元に届くには日にちを要しているという自治体情報もありまして、今現在、南富良野町、中富良野町、上富良野町の 3 町において、自宅療養を開始するというので合意しているところでございます。情報提供は、あくまでも富良野保健所から療養者の方に、各自治体で行っている内容を御説明し、各家庭から直接、個人情報に関わりますので、自治体に申込みをする制度となっております。

品目につきましては、やはり感染症対策でございますので、まずはゴミ袋だとか衛生用品に関わるものが最優先で、その次に食料品でございます。やはり濃厚接触者と感染者がいますので、皆様、外出するのに大変そこを心配されております。やはり市中感染を一番危惧されることから、外出をしない行動経過観察指導期間におきましての生活物資ということで対応しております。食料物資の中には、レトルト食品、缶詰、御飯、おかゆ。お子様によっては、おむつだとか、そういう必要用品については確認しながら、3 日分で 1 人当たり 4,000 円程度の費用ということで、優先順位を打ち合わせしながら、きめ細やかにお届けさせていただいています。

今現在、提供させていただいている世帯の方からは、お手紙等で、大変助かったということでの御声をいただいている実態でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） ぜひ引き続き支援をお願いしたいと思っております。

次に、小児科の問題について、これは医師等の関係もありますから、難しいということが確かにあります。しかし、この間、議会懇談会等の中においても、子供が急に病気になったときに、身近にあってほしいと。富良野まで行く、待ち時間等を考えれば、そういう切望する声がありますので。ただ、ここで、できないというのではなくて、引き続きそういった診療科目等を設置するための対策等を要望するなどをすることが大事だと思いますが、その点、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

小児科のお医者さんが地元にはいないというのは、不安であるというのは理解できますし、昨年、富良野の民間の小児科のクリニックが閉院して、現在では、富良野協会病院にしか小児科がないという状況で、なかなか時間もかかって不便だというのは理解できるところなのですが、答弁で述べさせていただきました、小児科の医師不足が非常に深刻化していますので、市町村で、センター病院で確保するというのが非常に大切だと。小児科医がこの圏域からいなくなるとを 5 市町村で取り組んでいるものと認識しております。

そのほか、町立病院で小児科の先生という声は理解できますが、これについては、答弁でも申し上げたとおり、もちろんいてくれればよいのですが、全国的な医師不足が深刻化している状況から、なかなか難しいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 難しいということは重々分かっておりますが、隔週でもお願いしたいと切望する要求がありますので、引き続きぜひ働きかけていただきたいと思います。

次に、学校給食の問題について伺いいたします。

年間にしたら小学校で約 10 万円、中学校で約 13 万円ぐらい、このほかにスキーだとかがあります。トータルしたら大変重い負担になっているということが明らかになりました。

確かに、他の自治体では、食材費等は保護者負担という形になっているのかもしれませんが、それを乗り越えて負担軽減する自治体があると思っておりますので、この点、行政としても対応を考えるべきだと思いますが、確認いたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7 番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

非常に教育にはお金がかかります。保護者の負担、1 円でも少なくなるということが理想だということは私も常日頃思っているところであります。

質問の中で引用していただいた文科省の調査でありますけれども、小学校を例に挙げますけれども、小学校の公立では、年間 32 万 1,281 円かかっているようです。内訳ですけれども、学校における教育費ということで、教材費などのお金として 6 万 3,102 円。学校給食費については 4 万 3,728

円。そして、学校外の活動費、いわゆる塾だとかに行っているのが 21 万 4,451 円となっております。全国の数字でありますけれども、学校給食費に関わる部分は 4 万 3,728 円ということで、13.6%という割合になっているところです。

したがって、私の中で思うのは、全体の額を下げないと駄目なのだなと。国もそのために、今、正しい施策が行われているかどうかというものを確認するためにこの調査がされているということでありま

す。端的に給食費、今回は給食費ということでお話をいただいているわけですが、それだけではない部分で対応も図っていかなければならない。十分に検討する時間も必要ですし、国にもっともっと下げようとしていくということも非常に重要なことかなと。いわゆる世間でよく言われています、経済格差が教育格差につながらないということが、教育には非常に重要なことだと思っておりますし、そういう部分がないように、給食費も含めて、国にしっかり物を申す、そういうふうにしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7 番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の町の一般行政についての質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は 11 時 10 分といたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

議事の都合により、3 月 10 日から 15 日までの 6 日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、3 月 10 日から 15 日までの 6 日間を休会とすることに決定しました。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 昨日、町長から議案第31号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更についての提出がありました。

また、議会運営委員長から委員長報告の日程追加の報告がありました。

以上でございます。

◎追加日程の議決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

本日、6番中澤良隆君から議会運営委員長報告がありましたので、これを日程第2の次に、追加日程第1として、また、町長から議案第31号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更についての提出がありましたので、これを追加日程第1の次に、追加日程第2として、日程の順序を変更し、議題にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告を日程第2の次に、追加日程第1として、議案第31号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更についてを追加日程第1の次に、追加日程第2として追加して議題することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

◎追加日程第1 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 追加日程第1 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議、決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和4年第1回定例会の議事運営等について、審議、決定した内容を御報告いたします。

昨日、3月8日に町長から追加議案として、議案第31号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更についてが提出されましたので、急遽、議会運営委員会を開き、審議いたしました。

提案内容の審議についてであります、議案第3

1号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更については、本日、3月9日に本会議において説明の上、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果の報告といたします。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎追加日程第2 議案第31号

○議長（村上和子君） 追加日程第2 議案第31号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま追加上程いただきました議案第31号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）で議決いただきました高度無線環境整備推進事業に係る契約手続に関し、道内12市町村及び北海道により設立した北海道公設光ファイバ整備推進協議会により、別海町を契約代表市町村として、その契約手続を進めてきており、当町におきましては、昨年3月の令和3年第1回町議会定例会で議決いただくとともに、専決事項として指定いただいた工期の変更については、同月30日付で専決処分を行い、令和3年第2回町議会定例会で報告させていただいたところであります。

当該契約に基づく整備工事については、契約締結後、それぞれの市町村ごとに進められてまいりましたが、当町分の工事の終了を迎え、この間における施工内容や設計変更等により、受注事業者側との打合せの結果、当町分の最終的な工事請負金額が減額となったところであります。

つきましては、今後、契約代表市町村による変更契約に向け、議会の議決が必要となることから、本議案を提案するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第31号を御覧ください。

議案第31号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について。

北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の締結。

令和3年3月3日、議決を経た議案第30号に係るものを、次により変更するため、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例
第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額、変更前、3億4,870万円、変更
後、2億5,201万円。

以上で、議案第31号北海道公設光ファイバ整備
推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更に
ついての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申
し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

御質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は
御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第31号北海道公設光ファイバ整備
推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更に
ついては、原案のとおり可決されました。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部
終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時20分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月9日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 荒 生 博 一

令和 4 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 5 号）

令和 4 年 3 月 1 6 日（水曜日）

○議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営委員長報告
- 追加日程第1 議案第35号 上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第32号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）
- 追加日程第3 議案第33号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）
- 追加日程第4 議案第34号 令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）
- 追加日程第5 令和4年第1回定例会付託
議案第19号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 予算特別委員会付託
議案第 1号 令和4年度上富良野町一般会計予算
議案第24号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について
議案第25号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について
議案第 2号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 6号 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 8号 令和4年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 令和4年度上富良野町病院事業会計予算
- 追加日程第6 決議案第1号 議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議について
- 第 4 議案第16号 上富良野町農業振興資金融資条例を廃止する条例
- 第 5 議案第17号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第18号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第20号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第21号 上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第22号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第23号 上川町村等公平委員会共同設置規約変更について
- 第11 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12 議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第14 議案第29号 教育委員会教育長の任命について
- 第15 発議案第1号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）
- 第16 発議案第2号 町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第17 発議案第3号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しを求める意見について
- 追加日程第7 決議案第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議について
- 第18 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（13名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君

1 1 番 小 林 啓 太 君
1 4 番 村 上 和 子 君

1 3 番 岡 本 康 裕 君

○欠席議員（1名）

1 2 番 小田島 久 尚 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 斉 藤 繁 君
教 育 長 服 部 久 和 君
農業委員会会長 井 村 昭 次 君
総 務 課 長 宮 下 正 美 君
町民生活課長 星 野 耕 司 君
保健福祉課健康づくり担当課長 星 野 章 君
建設水道課長 狩 野 寿 志 君
ラベンダーハイツ所長 谷 口 裕 二 君

副 町 長 佐 藤 雅 喜 君
代表監査委員 中 田 繁 利 君
会 計 管 理 者 及 川 光 一 君
企画商工観光課商工観光班主幹 上 嶋 義 勝 君
保健福祉課長 鈴 木 真 弓 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長 大 谷 隆 樹 君
教育振興課長 林 敬 永 君
町立病院事務長 北 川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局 長 深 山 悟 君
主 事 真 鍋 莉 奈 君

次 長 飯 村 明 史 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和4年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

予算特別委員長から、本定例会で付託されました議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計予算まで及び議案第24号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第25号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての議案についての審査報告書の提出、厚生文教常任委員長から、議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の審査報告書の提出、議員から、決議案第1号、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議について、決議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議についての提出がありました。

また、町長から、議案第32号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）、議案第33号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）、議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）、議案第35号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例の提出がありました。

また、議案第26号から議案第28号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件、議案第29号教育委員会教育長の選任についての議案につきましては、後ほどお配りしますので、御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり申出がありました。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等

諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

9番 佐藤 大輔 君

10番 今村 辰義 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議、決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和4年第1回定例会の議事運営等について、審議、決定した内容を御報告いたします。

3月15日に議会運営委員会を開催し、厚生文教常任委員長からの付託審査報告1件、議員からの決議案2件、町長から追加提案の付議事件4件について審議いたしました。

提案議案の審議についてであります。令和4年第1回定例会付託議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、決議案第1号、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議について、決議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議について、議案第32号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）、議案第33号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）、議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）、議案第35号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例については、提案日に本会議において説明の上、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果の報告といたします。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

本日、町長から提出のありました、議案第35号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例を日程第2の次に追加日程第1として、議案第32号令和

3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）を追加日程第2として、議案第33号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）を追加日程第3として、議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）を追加日程第4として、また、厚生文教常任委員長から提出のありました、令和4年第1回定例会で付託されました議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の審査報告書を追加日程第5として、それぞれ追加するとともに、議員から提出のありました、決議案第1号、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議についてを日程第3の次に追加日程第6として、決議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議についてを日程第17の次に追加日程第7として、日程の順序を変更し、議題にいたしましたと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例を日程第2の次に追加日程第1として、議案第32号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）を追加日程第1の次に追加日程第2として、議案第33号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）を追加日程第2の次に追加日程第3として、議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）を追加日程第3の次に追加日程第4として、令和4年第1回定例会付託、議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を追加日程第4の次に追加日程第5として、決議案第1号、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議についてを日程第3の次に追加日程第6として、決議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議についてを日程第17の次に追加日程第7として、それぞれ追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時09分 休憩

午前 9時11分 再開

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

◎追加日程第1 議案第35号

○議長（村上和子君） 追加日程第1 議案第35号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野

町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま追加上程いただきました議案第35号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、昨年11月に閣議決定されました、コロナ克服新時代開拓のための経済対策及び令和3年度国の補正予算に基づき行われるコロナ医療などの一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員、現行の処遇改善加算対象介護サービス事業所に勤務する介護職員及び放課後児童支援事業に従事する職員を対象に行われる処遇改善支援事業を活用し、当該補助事業の対象職員に対する処遇改善手当を支給するため、当該関係条例の一部改正しようとするものであります。

以下、議案に沿って御説明申し上げます。

議案第35号を御覧ください。

議案第35号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例。

以下、条文の朗読を省略し、条に沿って、その概要のみ御説明いたします。

第1条の改正規定は、上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、別表第5、第11条関係、特殊勤務手当に、処遇改善手当として月額9,000円を追加し、支給対象については、規則にゆだねるものであります。

なお、対象職員につきましては、ラベンダーハイツ、特別養護老人ホーム、デイサービスに勤務する介護職員、放課後児童健全育成事業に従事する職員を予定しております。

第2条の改正規定は、上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正するもので、支給する諸手当に、処遇改善手当として、看護職員、月額4,000円、介護職員、月額9,000円として追加するものであり、支給対象範囲は、看護職員については、救急医療業務に従事する看護職員ということで、外来一般病棟に勤務する看護職員、介護職員については、介護医療院サービスに従事する介護職員とするものであります。

なお、この条例改正によりまして、ラベンダーハイツ、町立病院、放課後児童支援事業の対象職員は、正職員のほか、再任用職員、会計年度任用職員を含むものとし、それぞれの支給対象職員については、月の勤務割合に応じた金額を支給することとな

るものであります。

裏面を御覧ください。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

以上で、議案第35号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 若干、分からないところがありますので、お伺いいたします。

大変、処遇の改善という点では、一部、改善される動きが出てきましたので、それにしても、介護職員等においてはまだまだという形になっておりますが、この条文で読みますと、緊急業務以外、看護職の一般外来等は対象になります。が、病院等においては、対象にならない看護師等はあるのかどうか、この点、確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正で対象にならない看護師という部分の御質問だと思いますが、介護保健施設である介護医療院に勤務する看護師が、今回、対象外ということで、御理解願いたいと思います。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いろいろと規定があるというふうに思いますが、一般的には、そういった全ての看護職員についても対象になるのかなと思っていましたので、今後、そういった部分の対応というのは、何か国のほうから、もしくは指示だとか、交付税措置される等というような指示文書だとかが何かあるのか、確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） 7番米沢議員の再質問にお答えしたいと思います。

対象外の介護医療院の介護職員につきましては、現在のところ、そのような追加措置みたいな国からの通知等はございません。今回、あくまでも地域でコロナ医療など、一定の役割を担う医療機関というふうに定められているところでございますので、今回、このような条例改正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第35号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第32号から

◎追加日程第4 議案第34号まで

○議長（村上和子君） 追加日程第2 議案第32号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）、追加日程第3 議案第33号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）、追加日程第4 議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

まず最初に、総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま一括上程いただきました、議案第32号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）、議案第33号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）及び議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、国の令和3年度補正予算に計上されておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方単独事業分交付限度額として、1億2,912万1,000円が示されたうち、本年1月26日開会の第1回町議会臨時会における一般会計補正予算（第12号）において、本年度実施事業として、プレミアム付商品券発行事業等の財源とし、議決いただいたとともに、7,000万円分を令和4年度事業分として本省繰越手続とし、その充当残額については、今後、予定している補正予算の中で、既決の臨時交付金活用事業の実施状況による

財源調整を行うことと説明していたところでありまして、この年度末を控え、臨時交付金事業の実施状況により、その財源充当及び財源調整を行うものであります。

2点目は、同じく国の令和3年度補正予算に計上されておりました学校保育特別対策事業について、その事業実施に必要な費用について、所要の補正及び繰越明許費の設定をするものであります。

3点目は、先ほど議決いただきました看護職員、介護職員、放課後児童支援員等への処遇改善手当支給に関し、今年度、2月、3月分の手当支給に要する費用及び町内支給対象事業所への補助金について、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げました内容を主要要素として、財源調整を図った上で、一般会計については、財源余剰と見込まれる部分については予備費に充当することで、補正予算を調製したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算書の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

最初に、議案第32号を御覧ください。

議案第32号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）。

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,446万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,165万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金、2,446万8,000円。
歳入合計、2,446万8,000円。

2、歳出。

2款総務費、2万1,000円。

3款民生費、185万6,000円。

4款衛生費、0円。

7款商工費、0円。

9款教育費、417万9,000円。

12款予備費、1,841万2,000円。

歳出合計、2,446万8,000円。

2ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正についてですが、学校保健特別対策事業については、小学校費、中学校費ともに、事業完了が翌年度になることから、繰越明許費の設定をするものであります。

以上で、議案第32号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）の説明といたします。

○議長（村上和子君） 次に、ラベンダーハイツ所長、よろしくお願いいたします。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） 次に、議案第33号を御覧ください。さきに提案の要旨を説明申し上げておりますので、朗読をもちまして御説明といたします。

議案第33号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）。

令和3年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,354万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

9款道支出金、48万円。

歳入合計、48万円。

2、歳出。

1款総務費、21万6,000円。

2款サービス事業費、26万4,000円。

歳出合計、48万円。

以上で、議案第33号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）の説明といたします。

○議長（村上和子君） 次に、町立病院事務長、よろしくお願いいたします。

○町立病院事務長（北川徳幸君） 続きまして、議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、先ほど来、議案第35号の条

例改正等においても説明させていただきましたが、国の補正予算に伴う看護職員等処遇改善事業補助金を活用させていただき、町立病院に勤務する対象の看護職員及び介護職員に対しまして、処遇改善手当を支給するため、増額補正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）。

（総則）。

第1条、令和3年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、45万1,000円。

第2項医業外収益、45万1,000円。

支出。

第1款病院事業費用、45万1,000円。

第1項医業費用、27万5,000円。

第3項介護保険施設事業費用、17万6,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第3条、予算第9条第1号中、「6億6,468万2,000円」を「6億6,513万3,000円」に改める。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第32号、議案第33号、議案第34号について、一括して質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 今般示されました、処遇改善臨時特例事業に関してですけれども、ただいま実施期間を拝見いたしますと、本年2月から9月までの実施期間になっておりますが、内閣府及び厚労省のホームページ等々拝見すると、引き続き10月以降も新たな処遇改善策によって加算されるというこ

とをお聞きしていますが、その10月以降、どのようになるかというのが分かっていたらお知らせください。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 8番荒生議員からありました、処遇改善加算に関しますいわゆる国の財源措置のことかなというふうに思います。

今、分かっている部分、いわゆるこの処遇改善に関しましては、国の補正予算として、まず今年の2月分から9月分までは別途補助金を出しますという形になってございますので、明確に、いわゆる処遇改善加算分の補助金という形になります。

今回、先ほど条例改正をさせていただきましたが、これらにつきましては、2月分から手当をつくり出すというふうになりますので、制度上は、補助金がなくても、10月から基本は手当は出るという形になります。その分の財源ですけれども、それについては、それぞれの制度ごとにちょっと変わってきて、町立病院につきましては、いわゆる診療報酬の中に算定されます。ラベンダーハイツにつきましては、介護報酬の中にその分が一応算定されるということで国のほうからは言われておりますので、そちらのほうから一定程度、対応されるのかなというふうに見込んでおります。

ただ、実際には、介護報酬につきましては、他のいろいろな項目の中に入れますので、それ以降、どういうふうになるのかというのは、ちょっとまず分からないところですが、とりあえず4年度中についてはまず間違いのないと、5年度以降につきましては、また新たないわゆる診療報酬、介護報酬の改正というのがありますので、その状況を踏まえて、また対応していきたいというふうに、今の時点では想定しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、今後行われる公定価格の見直しにより、その支給率とかというのは変わっていく可能性もあるということで、期間はR4の年度内の実施というのは担保されているということでの理解でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 8番荒生議員からありました部分でございますが、この部分につきましては、明確に分かるのは、実際には9月分までしか分からないですけれども、ただ、先ほど言いましたように、いわゆる10月以降は、そういうそれぞれの報酬の中で算定しますよというふうに国も言っていますし、私どもも、いわゆる処遇改善という中でやりますので、補助金があるからすぐやめるというこ

ともなりませんので、まず最低限、この４年度はしっかりやろうということで思っております。

あと、ちょっと補足でございますが、今回の予算を見ていただきますと、全額、国費で対応するという形になってございますが、昨日の事前説明でも申し上げましたが、実際には補助対象外の職員にも、今回、支給をするという部分で言いまして、実際には一般財源が発生をする形になります。ただ、その補助金額が実際に幾らになるかというのが、実際、今の時点では分かっておりませんので、最終的には、今回、全部特財でやりますというふうになっていますが、決算を迎える中では、補助金を超えた部分については、出す金額はもう上限を決めてしまいましたので、その分は出しますので、その分の差額については、結果、一般財源を投入するという形で、この処遇改善、４年度はやろうと思っておりますので、４年度については、先ほど議決いただきました金額に基づいて、それぞれの対象職員に対して支給することを予定しております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

７番米沢義英君。

○７番（米沢義英君） 保育士等の処遇改善でお伺いいたします。

この点については、どのように配分するのかというのは、該当の園の判断で、９,０００円になるかどうかというのは分からないということで理解してよろしいのか。本来であれば、きっちと職員等については、この処遇改善加算ですから、きっちと配分しなければ、賃金としてならなければなりません、この点、確認いたします。

さらに、今後、今、国等の持ち出し等が、現在は１００％であります、今後、この点についても、国、道、あるいは自治体の持ち出しも、当然、負担割合が変わるというふうに認識してよろしいのか、その点、確認しておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ７番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず１点目の、町内における４園における保育士等の処遇改善につきましては、国から示されました基準単価、また、年間の平均保育所の利用人数等に応じまして、各園の補助基準が定められております。この申請に基づきまして、各園には、全額、１０分の１０で補助を町が受けまして、各園に配当する予定となっております。

なお、議員御質問の、各園での処遇につきましては、４園ともそれぞれの給料表が統一ではござい

ませんので、これは各事業所に判断が任せられているというふうにお伺いしております。

また、保育所につきましては、保育士だけではなく、事務員、栄養士、調理員等も含めました職員、誰１人欠けても保育園業務ができないということの判断から、全ての職員を対象にしてよろしいということでのＱ＆Ａも出ておりますので、各園の中で、きっちとした処遇改善がされるものと思います。

なお、９,０００円という、おおむね３％と月額が出ていますが、それぞれ園の職種、あと、勤務時間も異なりますので、その勤務時間に応じた加算になるようというふうに指導は受けておりますので、それについては十分、きっちと園と連携してまいりたいと考えております。

次に、２点目の、この保育士の処遇改善につきましては、ただいま町で情報を入手していますのは、先ほど総務課長が申し上げられたとおり、９月分までについては、この補助金を活用するように指示を受けております。

１０月以降につきましては、保育料の公定価格が毎年１０月に改正をされることから、この１０月の公定価格の改正にこの分を上積みするような方向性を検討しているというふうには情報を入手しているところでございます。この公定価格に見直しがされれば、これは国、道、町の負担になっていることから、町に対しても多少の財源の反映はあるのかなと思いますが、今、公定価格は、国が実際に０.２５％、市町村と、その割合については、国が少し今、教育、保育の給付につきましては、割合を、当初の予定の割合よりも、毎年、公定価格のときには少し多めに国が負担をするような、今、仕組みに、一部見直しされていますので、これがこの秋にどのような形でこの処遇改善についてもなっていくのかについては、情報を収集した上で、きっちとした財政措置はしたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

１番元井晴奈君。座ったままで結構です。

○１番（元井晴奈君） 着座のまま失礼します。

一般会計の補正予算の１６ページ、教育振興課、学校保健特別事業に関して、上富良野小学校では、タブレットの学習用ソフトを購入すると思いますが、それはどこに計上されているのか。西小や東中小学校のような一般教材となっていない理由をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（林 敬永君） １番元井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

上富良野小学校、昨日の説明でもお願いさせてい

ただしましたが、学習用コンテンツということで、上小につきましては、消耗品のほうに入れさせていただいております。27万9,000円の中に消耗品ということで、学習用コンテンツ、ソフトを入れさせていただいております。

また、西小学校におきましては、デジタル教科書を消耗品の中で、西小学校については需用費34万5,000円、書いてございますけれども、その中で購入をさせていただくこととしてございます。

以上であります。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 聞きたかったのは、一般教材ではなく、消耗品の中に入っているというところはなぜなのかということなのですけれども。

○議長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（林 敬永君） 1 番元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

備品と消耗品の違いかなというふうに感じるのですが、備品につきましては、うちのルール、財務規則でいけば、2万円以上のものを備品というふうな購入の形になってございます。

その中でも、消耗品の部分について、今言いました、例えば学習用コンテンツ、上小でいく部分でいけば、今、国語、算数、家庭科の、そういうソフトを購入する部分でございますので、そういう現物として残るものというのでしょうか、そういう区別ということで、分かりづらいですね。町の財務規則上の処理の仕方ということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 1 番元井議員からありました、ソフトの購入の予算計上の関係かなというふうに思います。

今、教育振興課長のほうから、備品の部分と消耗品で買う部分ということでございましたが、過去におきましては、いわゆるこういうソフトと言われていたものというのは想定されていないので、いわゆる備品、学校で使ういろいろなものは備品ということであったのですけれども、結果、この時代になりまして、こういうソフトというのは、物が無いという、有体物ではないということなのですね。消費期限がないということもありまして、実際、いろいろな町も、これはどう扱うのだということで、それぞれ過去の備品であったり消耗品であったり、あるいは、いわゆる使用料で買う場合も多々あります。

うちのほうも、過去におきましては、金額が、通常のソフトというのは何十万円単位になりますの

で、備品ではないかということで、備品の計上が中心でございましたが、ただ、最近、昔でいうと、CDとか、昔、売っていたのですけれども、今はもうそういうものすらない、番号しかありませんとかという時代になりましたので、今、町のほうの取扱いとしましては、いわゆるソフト単独のものだけであれば、金額が幾らであっても、消耗品ということで計上させていただいております。ソフトは消費期限もございませんので、買った時点で、物は残りません、有体物でもありませんということで、今、町のほうとしましては、ソフト単体で買うときにつきましては、基本、消耗品という扱いになりまして、ただ、購入するときに、いわゆるいろいろな機械とセットで買っている場合は、備品購入の中にいろいろな機材があって、プラスソフトが100万円とかと入っている場合ですとか、あとは期間を決めて借りるようなサービスについては、使用料の中で、1年間分、12か月、予算を立てますとかというふうに、それぞれ予算の中に入れてさせていただいておりますが、今回のこの学校の部分につきましても、あくまでもソフトはソフト単独のものでございますので、備品ではなくて、消耗品のほうで計上させていただいているということで、そのように今は町の予算としては取り扱っているということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 1 点、お聞きをしたいと思いますが、福祉介護職員とか保育士さん等の処遇改善、町に関わる部分は十分分かったのですが、この制度自体というのは、上富良野町にある介護保険事業所とか、いろいろあると思います、小規模多機能、それからグループホームだとか、そういう人たちというのは、ここで聞いていいのかどうか分からないのですが、事業所が申請を道にする形になって、道から交付されるという、そういう措置でいいのかどうか。

それから、そういう介護保険事業所等がしっかりと申請など、何かでは9割ぐらいがしていたと、上富良野町でなくて全体の話ですが、そういう形の中で、我が町はどうなっているのか、分かれば教えてほしい。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 6 番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

この国の制度につきましては、国、北海道を通じまして、各自治体のほうに周知されておりますこと

から、保健福祉課としましては、まず、介護保険事業所等につきましても、この北海道の文書が来ているかどうかを確認させていただきました。各事業所につきましては、まず、介護保険施設については、全て北海道が補助事業の対象の窓口になるということで確認をしておりますので、まずその文書が町として事業所に来ていること、その申請手続を速やかに内容等確認して、申請手続を進めているかどうかについても、町のほうから情報共有はさせていただいております。

ただ、この処遇改善につきましては、処遇改善計画を各事業所が提出をしていなければ対象とならないという基準がございますので、各事業所において、どこの施設は出したか、出していないかは、最終的にまだ私どものほうに確認はさせていただくことはございませんが、町のほうで、それは義務ではないものですから、情報共有という場面では確認をしようとは、町としても情報共有はしようとは思っておりますけれども、今、その手続については、必ず制度の中身については確認をすること、あと、申請手続は速やかに手続をしていただくことの周知については徹底させていただいているところでございます。

なお、事業所については、グループ経営の事業所もありますので、それについては、本部に確認をするような内容についても精査しているというふうには情報は得ているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから議案第32号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第32号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第33号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第34号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 議案第19号

○議長（村上和子君） 追加日程第5 令和4年度第1回定例会で厚生文教常任委員会に付託しました議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、厚生文教常任委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、金子益三君。

○厚生文教常任委員長（金子益三君） ただいま上程いただきました令和4年第1回定例会付託につきまして、議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、趣旨を説明させていただきます。

令和4年第1回定例会において、厚生文教常任委員会に付託された議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査をいたしましたので、その結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

裏面をお開きください。

以下、厚生文教常任委員会付託事件審査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

厚生文教常任委員会付託事件審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和4年3月9日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

厚生文教常任委員会委員長、金子益三。
記。

1、事件名。

議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

2、審査の内容と経過。

令和4年3月2日開会の令和4年第1回上富良野町議会定例会に提案された議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、3月2日付で本委員会に付託された。

令和4年3月2日及び9日に本委員会を開催し、慎重に審査を進めた。

審査に当たっては、表1から表5に掲げるとおり、対象児童生徒数、費用積算根拠、財源内訳、道内・上川管内及び近隣市町村の医療費助成などの実態把握に努めた。

さらに、対象生徒を高校生まで拡充した場合の財源予想なども検討した。

3、審査の結果。

今回の条例の一部改正は、子ども医療費助成の拡充で、上富良野町内の小中学生全てを対象とするものであり、北海道の試算による0歳から18歳までの医療機関へかかる日数と金額の平均値から、本町の児童生徒が医療機関にかかる日数と金額を推測した。

必要経費については、国と道からの支出金に加え、今年度から過疎指定による過疎債ソフト事業による地方債の発行ができることや、我が町が上川管内唯一、医療費助成がなかったことから解消されること、少子化への対応、移住定住対策に寄与できるなどの意見から、中学生までの医療費無料化においては、助成することが望ましいと判断して、委員全員一致により、原案のとおり可決するべきものと決定した。

また、令和4年3月3日に、議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に一部修正があったため、同3月3日に本委員会を開催し、説明を受けたが、条例本文に影響がなかったため、前日、3月2日の委員会による可否には影響なく、原案可決とした。

将来の医療費助成対象生徒の拡充については、今後の医療費助成実績、児童生徒数の推移及び財政状況を見極め、本条例による効果が一定程度検証された後に、適切な時期に再検討すべきと考える。

以上、厚生文教常任委員会付託事件審査報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に関し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これより令和4年第1回定例会で厚生文教常任委員会に付託審査しました議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第19号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎日程第3 予算特別委員会付託

○議長（村上和子君） 日程第3 予算特別委員会付託の議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算、議案第24号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第25号十勝岳と共生する町づくり応援基金の一部支消について、議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計予算を一括して議題といたします。

本件に関し、特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、岡本康裕君。

○予算特別委員長（岡本康裕君） 3月3日の令和4年第1回定例会2日目において、予算特別委員会に付託された議案第1号から議案第9号までの令和4年度各会計予算及び議案第24号から議案第25号までの各基金の一部支消の合計11件の付議事件について審査しましたので、その結果について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査の経過であります。3月10日に本委員会を開催し、正副委員長及び各分科長を選出後、10日から11日の2日間、議案第1号の一般会計予算及び議案第24号から議案第25号の各基金の一部支消を質疑し、14日は議案第2号から議案第9号

までの特別会計、企業会計予算の質疑を行いました。その後、二つの分科会でそれぞれ審査意見書を審議し、作成した後、本委員会の正副委員長と議長により審査意見書案を精査して作成いたしました。

15日の最終日に本委員会全体で審査意見書案を質疑、修正して、成案を理事者に提出しました。

その後、理事者から所信表明を受け、議案前に討論と採決を行いました。

採決の結果につきましては、議案第1号から議案第9号及び議案第24号から議案第25号まで、議案ごとに討論を行い、起立による採決を行った結果、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算については審査意見を付しましたが、議案全てが賛成多数により原案どおり可決となりました。

審査意見につきましては、別紙のとおり最後のページに添付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

以上、令和4年第1回定例会に付託されました議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計予算及び議案第24号上富良野町公共施設整備基金の一部支消についてから議案第25号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についてに関する予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（村上和子君） これをもって予算特別委員長の報告を終わります。

本件に対する委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計予算まで及び議案第24号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第25号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消については、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎追加日程第6 決議案第1号

○議長（村上和子君） 追加日程第6 決議案第1号 議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきました決議案第1号令和4年度上富良野町一般会計に対する附帯決議につきまして、趣旨を説明申し上げます。

本件は、令和4年3月10日から15日まで、4日間開催された、令和4年度予算特別委員会において、令和4年度の一般会計、特別会計、企業会計が審査され、各会計において集中審議を行い、議員も新年度の予算事業に対し、それぞれが質疑を行い、全ての予算を原案のとおり可決いたしました。

3日目の予算審査終了後、二つの分科会に分かれて意見書案を作成し、それぞれの分科会で出された意見を調整する中において、予算審査時に多くの意見があった事業について、議会としての対応が議論されました。一部修正、従来どおり委員会として意見書を付しての可決など、議員各位による様々な意見が出された結果、今回の予算編成においては、町長が枠配分方式から一件査定方式による予算配分において予算編成をされていることから、令和4年度上富良野町一般会計予算については、統一で公平な予算配分が期待でき、審査を通じ、事業担当課の事業内容を把握しやすいことなどを考慮して、修正案を提出することではなく、議会の総意として決議案を発議することが望ましいとの意見集約になりました。事業内容そのものを否定や反対するものではなく、予算執行について、事業規模が大きく、町が事業運営に関与し、責務を負うところもあると判断し、通常、町が行う予算執行に準拠されることが、町民の理解を得られるものとして、決議をするものであります。

以下、議案を朗読して決議案といたします。

決議案第1号 議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月16日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

裏面を御覧ください。

議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議。

わが町は、明治30年4月12日に、三重県から訪れた田中常次郎一行8名により開拓の鋤が入れられた。

大正15年5月24日の十勝岳大噴火により、死者・行方不明者144名、負傷者約200名、損壊建物372棟、罹災世帯400以上、被害家畜68頭という、未曾有の大被害がわが町に発生した。

その後、町を復興するか放棄するかといった、町を二分する議論の末に、時の村長、吉田貞次郎氏の大きな決断により、復興の道を選んだことで、上富良野町は二度の開拓の歴史があると言われている。

昭和51年から、北海道新聞日曜版で、この十勝岳噴火による大惨事を物語として、三浦綾子さんの「泥流地帯」が連載されたことにより、大災害から復興したわが町の歴史が、町内はもとより、全道、全国へ広められた。

平成29年に、上富良野町の地域再生計画が内閣府により認定され、泥流という自然の脅威を描いた「泥流地帯」の初の映像化を目標にした、町民有志による「泥流地帯」映画化を進める会が設立され、官民を挙げて、ロケ支援や映画化に向けた機運醸成活動が進められている。

町は、「泥流地帯」の実写化と劇場公開を目指すため、企業版ふるさと納税を財源として、ロケの協力などの支援を行うとともに、映画製作をロケツーリズムなどの地方創生に生かしていくため、(株)Zipangと「泥流地帯実写映画化等に関する連携協定」を締結・合意した。

その後、令和4年公開を目指していたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、脚本やロケなどに遅延が生じ、令和3年度に行われるスケジュールにも変更を余儀なくされてきた。

大正、昭和、平成、令和と時代が変遷していく中で、十勝岳噴火による泥流により、痛ましい被災や、その後の復興など、わが町にとって大切な、歴史的な記憶が町民から薄れていく中において、「泥流地帯」映画化の事業は大変意義あることと理解し、映画の完成を議会も待望するところである。

町民の機運醸成などの様々な活動を行う「泥流地帯」映画化を進める会に対しての負担については、議会も十分に理解をしているが、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算の歳出、2款総務費1項総務管理費9目地方振興費のうち、9、「泥流地帯」映画化事業の執行に当たっては、「泥流地帯」映画化を進める会の負担金が全額行政負担であり、さらに町が事務局であることから、多額な予算を計上している委託・設計・工事の事業執行は、町の規則に準じる事務処理を行い、町民に十分に理解されるよう適切に処理されたい。

また、施工後のJR上富良野駅ロケセットについては、財産管理など、その責任所在を明確にして、予算執行されることを強く求める。

なお、映画化の進捗状況及び新型コロナウイルス感染症拡大により映画製作が遅延する際は、議会に対しても適時に情報提供されたい。

以上、決議する。

令和4年3月16日。

上富良野町議会。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私から1点、お伺いさせていただきます。

議案書の裏面の最後のほうで、「多額な予算を計上している委託・設計・工事の事業執行は、町の規則に準じる事務処理を行い、」というふうにございます。この町の規則に準じる事務処理というのは具体的にどういったことを指しておられるのかを改めてお伺いさせていただきます。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま9番佐藤議員からの質問にお答えをいたします。

一般的な事務の規則というのは、当然、通常でありますれば、委託については12節委託料、工事請負については14節の工事請負ということで、町として、通常、管理されているというふうに理解しておりますので、そのような形で、十分町の目が行き届きながら、そして監査ができるようなシステムをすることが、町民にとっても理解が深まるのではないかという議会の判断でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから決議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、決議案第1号 議案第1号令和4年度上富良野町一般会計予算に対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

当局におかれましては、附帯決議を真摯に受けとめ、その趣旨を十分尊重して対応されますようお願い申し上げます。

暫時休憩といたします。

40分まで休憩といたします。再開は10時40分でございます。よろしくお願いいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を

再開いたします。

◎日程第4 議案第16号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第16号上富良野町農業振興資金融資条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） ただいま上程いただきました議案第16号上富良野町農業振興資金融資条例を廃止する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該融資につきましては、平成23年度でその償還が完済し、その後、融資希望者もないことから、当該条例を廃止するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第16号上富良野町農業振興資金融資条例を廃止する条例。

上富良野町農業振興資金融資条例（昭和59年上富良野町条例第5号）は、廃止する。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第16号の説明とします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第16号上富良野町農業振興資金融資条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第17号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第17号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第17号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、上富良野町個人情報保護条例の引用規定の法令名等の改正が必要となることから、当該条例の一部改正しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第17号を御覧ください。

議案第17号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上富良野町個人情報保護条例（平成13年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改める。

第2条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第17号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 内容がちょっと読み込めないでお伺いいたします。

これから国のほうでも、デジタル社会という形の中で、いろいろな個人情報も含めて、クラウドという形の中で、将来的には国、あるいは関係する情報を提供できる環境をつくるというふうな方向で、今、動いているのかなというふうに、自分自身、感じております。

今回、個人情報の保護法律が廃止されることによって、この一部改正ということなのですが、私たちにとって、住民にとって、例えば米沢なら米沢のいろいろな情報がさらにいろいろなところに提供しやすくなるのか、ちょっと低次元の質問をしておりますけれども、どういう制度で、その目的がどういうふうに変わっていくのか、まずこの点、確認しておきたいと思います。

もう一つは、町に、当然、個人情報の保護条例がありまして、本人以外から情報が提供あった場合等々は、原則、禁止というような条文もあるかというふうに思いますが、これによって、条例の改正によって、そういった原則禁止だけれども、例外的に必要であればそういったところにも提供できるという形になるのかどうなのか、この点、伺いたいします。

もう一つ伺いたいのは、大雑把で申し訳ありませんが、目的外の利用請求があった場合、個人情報については、当然、不当であるというふうに判断した場合、禁止されているかというふうに思いますが、その判断等はこういったところですか。

また、不当にその情報が持ち出された場合の、個人に対する請求、またはその内容を相手方に消去してほしいというような内容もできるのかどうか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました、個人情報保護条例の条例改正に伴います質問につきまして、私のほうで答えをさせていただきますと思います。

今、4点の御質問をいただきました。どういうふうに私たちの仕組みとか扱いが変わるのかという趣旨だったのかなというふうに思いますが、まず前段、今回の条例の改正の内容につきましては、先ほどちょっといろいろな法律名を長々と説明をさせていただきましたので、ちょっと理解がされにくかったのかなというふうに思いますが、今回、改正する内容については、まず、制度自体については全く変えるものではございません。

いわゆる今回でいきますと、条例上、規定をしております、独立行政法人等という文言があるのですけれども、その引用する法律名がちょっと変わりましたことから、あくまでも引用している法律の名称だけを取り替えますという形になりますので、これまで行ってきたとおりです町のいわゆる個人情報の取扱い自体が、今回、大きく何か変わるということではないということで、御理解をひとつお願いをしたいというふうに思います。

それに関連しまして、今の住民の方含めまして、個人情報はどういうふうになっていくのかということですが、ちょっと今、全ての資料を持ってきていませんので、分かる範囲での概略、今の流れというところだけの御回答で勘弁をしていただきたいというふうに思いますが、個人情報につきましては、これまで長年かけて、いわゆる昔は自由に扱えるときから、ちょっと大変ですよということで、がっちり固めるという時代になったのが、いわ

ゆる個人情報の保護制度というのが始まった時代になります。

それ以降、いろいろな部分でありまして、ふだん、町内会、あるいは地域の中で、名簿を集めるのも大変ですねとかと、そういうことになりましたので、少しずつ必要なものはちゃんと扱うことを前提にして使いましょうと。自分の情報も、基本は御本人さんがコントロールできるように、自分の情報を勝手にどこかに出されるということではなくて、自分の情報は自分がちゃんとコントロールできるようにしましょうというふうな流れの中で、だんだん今は動いてきています。

その中で、昔、いわゆる紙ベースだったのが、今はもういわゆる電子化になって、いわゆる知らないところでどんどん個人情報がという中で、今、日本は、いわゆるマイナンバー制度というものを、結果、今つくって、それにひもづけた中で、しっかり守るべきものは守る、利用するべきものは利用するというような形で、今、少しずつ流れてきているのかなというふうに思っています。なので、少しずつ、ふだんのいわゆる皆さんの生活が便利になるように、基本は扱うというのが今の流れなのかなというふうに思います。

ただ、それはあくまでも個々人の個人情報を勝手にやり取りするということではなくて、そういういろいろなふだんの個々人の動きをきちんと誰かが分からないようにした中で、いろいろな統計なり何なり分析して、そういうものをふだんの生活に活用しましょうというふうになっているので、今、いろいろなスマホですとか、そういうものを使うと、すぐ自分の好みのようなものがすぐ出てくるような形になっていますので、そういうのがこれからも進むのかなというふうに思っています。

それは大きな流れです。

ふだん、私どもの町が扱っている個人情報の取扱いということでございますが、基本、今は個人情報の取得につきましては、これまで同様、あくまでも御本人からいただくというのが大原則で、それにつきましても、御本人の了解を得てというのが一つ。その利用に関しても、御本人さんからの利用の同意をいただくという形がありますので、これは変わってはございません。

ただ、少しずつ変わってきてまして、いわゆる緊急時、いわゆる最近でいきますと、災害時等につきましては、緊急時ということで、解除ができるというようなこともあります。それはあくまでも緊急時なので、ふだんは使えないということで、そこら辺はしっかり仕分けをしながらということになってございます。

あと、いわゆる目的外使用の関係でいきますと、うちの町はもともとそうだったのですけれども、きちんと理由があれば、そういう提供しますよということで整理をさせていただきまして、過去におきましては、基本は私ども、勝手に決められませんので、従来同様、いわゆる個人情報保護審査会というのを設けてございますので、判断に困るものにつきましては、その審査会のほうに諮問事項ということで審査をしていただいて、そこで可となれば可と認める、駄目ということであれば駄目ですという形でやってきております。

そういう関係もありまして、当町、特に過去から、いわゆる地域の中での住民会さんで、いわゆる65歳以上の名簿がどうしたとか、そういう部分については、過去の中で整理をしていただいて、こうこういうものは提供できますよということで整理をさせていただいて、それを今もお知らせをして、年に1回、公表して、こういうことに目的外利用ということでやっていますよということで、広報、あるいは6月でしたか、議員の皆さんにも委員会のほうにも報告をさせていただいているというようなやり方でやっているところでございます。

あと、不当に持ち出された場合の部分につきましては、基本は法律がありますので、勝手に持ち出すことはできませんし、なってしまえば、それなりに法律に基づいて適切に対応するという形になるのかなというふうに思っております。

あと、うちの町の職員といいますが、職場の中でも、ちょっとやる気になってしまえばやられてしまいますのが実際なのですけれども、基本は、いろいろな情報というのは、町もいわゆる機械で今、処理していますので、過去は自由と言ったらあれですが、今はいわゆる機械の中にソフトが入っていて、各職員、パソコンを使って、どんな名簿をどんなふうに加工作りましたとか、どこに移動しましたとか、パスワードを入れないと見れませんというような形で、ふだん、管理もしておりますし、その履歴も実際にはとっておりますので、もし万が一、そういう事象があれば、そういうところから追跡をしていって、適正な対応をするようなことになるのかなというふうに思っております。

ただ、最初に戻りますが、今回のこの条例改正におきましては、今ある、皆さんに対する何かが大きく変わることはないということだけは御理解いただければと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第17号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第18号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第18号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第18号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

本条例改正につきましては、第3条1につきまして、町立病院の改築に伴い、子どもセンターを取り壊すため、令和4年4月から、社会教育総合センター内に移転し、事業を進めることから、改正するとともに、第6条の施設利用につきましては、目的外使用につきましては、行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例を社会教育総合センター条例に改正するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第18号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例。

上富良野町子どもセンター条例（平成24年上富良野町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「大町3丁目2番22号」を「緑町1丁目9番4号」に改める。

第6条中「上富良野町行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和39年上富良野町条例第29号）」を「上富良野町社会教育総合センター条例（昭和62年上富良野町条例第17号）」に改める。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上、議案第18号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます

す。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第18号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第20号

○議長（村上和子君） 日程第7 議案第20号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

令和3年4月1日に改正された北海道国民健康保険運営方針において、令和5年度までに資産割を廃止して、令和6年度から賦課方式を3方式に統一し、全道で保険料水準の統一が実施されることから、国民健康保険財政調整基金を活用して、令和4年度から資産割を廃止するものであります。

さらに、令和4年度から、未就学児の子どもにかかる均等割額の5割を軽減する措置が実施されるのに併せ、基金を活用して、被用者保険と同様に、子どもにかかる均等割額を全額軽減し、子育て世帯の国民健康保険税の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第20号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第5条の2を第5条とする。

第7条を削り、第7条の2を第7条とする。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の3を第8条とする。

第24条第1項に次の1号を加える。

第4号、未就学児並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校の児童、生徒及び学生である被保険者。

第24条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

第3項、第1項第4号の規定により減免を受けようとする者については、町長が別に定めるところにより取扱うものとする。

附則。

第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第20号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第20号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第21号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第21号上

富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第21号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、デジタル化の推進に伴い、保育所等と保護者との手続について、書面等による規定について、電磁的記録による対応も可能である旨が規定されたため、条例を改正するものであります。

主な改正として、第5条第2項から第6項までと、第38条第2項について削除するものであります。

次に、第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、第53条を第54条とし、電磁的記録等につきましては、新たに53条第1項から第6項について追加するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日から施行とします。

以上、議案第21号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がないようですので、終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第21号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第22号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第22号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第22号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例で予定している会計年度任用職員の期末手当の支給率改定に当たりましては、町職員全体の中で、一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員の支給率について、関連性を持っていることから、令和3年人事院勧告に基づく町職員給与等の条例改正と併せ、昨年11月29日開会の町議会臨時会において一括上程させていただきましたが、会計年度任用職員については、原案否決となり、その結果、関係条例規定上、不整合が生じ、会計年度任用職員に対する期末手当支給根拠が不当な状況となったことから、翌30日に町議会臨時会を開会し、改めて会計年度任用職員に対する支給する期末手当については、現行の支給率とする条例改正を行い、会計年度任用職員に対する12月期末手当を支給したところであります。

一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員全体の給与制度については、労使協議、交渉を経て、職員全体の中でバランスを図り、関連性を持ちながら制度設計しているところであり、その中で、会計年度任用職員の期末手当支給率は、上富良野町職員の給与に関する条例の規定を引用し、その支給率を読み替えるよう規定しているものであります。

さらに、その支給率については、再任用職員の期末手当支給率と同率としていたところであることから、既に再任用職員の期末手当の支給率については引き下げたところであり、会計年度任用職員につきましても、本年6月分期末手当から同率とするよう、当該条例を一部改正しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第22号を御覧ください。

議案第22号上富良野町会計年度任用職員の給与

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第22条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第22号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いずれにしても、これは一般職と同様に、条例の改正と併せて見直しをして、0.1か月引き下げという内容であり、会計年度職員については、そう給与も、改善はされましたが、一般職から見ても、同等の仕事をしてながらも、歴然として今でも差があります。

そういうことを考えた場合、やはりこういった改正については、やっぱり従前の条例に基づいて支給すべきだというふうに思いますが、決して下げてはいけないというふうに思いますが、この点、伺いたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました、いわゆる引き下げの部分の御質問にお答えをいたします。

繰り返しになりますが、先ほど御説明したように、今の当町の町としましては、総体の中で連携を図りながら決めさせていただいておりますので、上げるときはきちんと連携をして上げるという形をしております。今回につきましては、その部分で、同率の中ですということ、皆さんを下げて、その関連性を維持するということになってございます。

また、いわゆる処遇改善の部分につきましては、前段ありましたが、別段の、今回でいきますと看護師、介護職の処遇改善ですとか、これとはまた別に、いわゆる処遇改善というのは、他の町とも比較をしながらやっていかなければならないということも重々承知をしておりますので、それはそれとし

て、これからも引き続き研究しながら、タイミングを見て、やはり人員確保上、処遇改善しないと来てくれないという部分も実際にはありますので、そういう部分はやっていこうというふうに思っておりますが、今回のこの一時金の部分につきましては、いわゆる処遇改善というところではなくて、あくまでも職員間のバランスをとった中での改正だということで、御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第22号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第23号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第23号上川町村等公平委員会共同設置規約変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第23号上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について、提案の要旨を御説明申し上げます。

上川町村等公平委員会に令和4年4月1日付をもって上川中部福祉事務組合が加入することが予定されており、当該事務組合を構成団体として追加するためには、構成町村等議会での議決が必要となることから、本議題を提出するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第23号を御覧ください。

議案第23号上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

上川町村等公平委員会共同設置規約（昭和38年規約第1号）の一部を改正することについて、地方

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

最初に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり任命について同意することに決定いたしました。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第27号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり任命について同意することに決定いたしました。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり任命について同意することに決定いたしました。

◎日程第14 議案第29号

○議長（村上和子君） 日程第14 議案第29号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） ただいま上程いただきました議案第29号教育長の任命につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

これまで教育長を務めていただいております服部久和氏が、この3月末をもって退職することとなっていることから、このたび、その後任者として、新たに鈴木真弓氏を任命したく、御提案させていただくものであります。

鈴木氏につきましては、人格識見ともに優れた方であり、教育長として適任者であることから、これまでの経験を本町の教育行政に生かしていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、鈴木氏の任期につきましては、前任者の残任期間となることから、令和4年9月末までとなるところであります。

また、鈴木氏の経歴等につきましては、別添配付させていただいておりますので、御高覧を賜り、参

考としていただきたいと存じます。

以下、議案を朗読して御提案させていただきます。

議案第29号教育長の任命について。

上富良野町教育委員会教育長に次の者を任命したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■。

氏名、鈴木真弓。

■■■■■■■■■■生まれ。

以上でございます。

御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は、先例により、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

議案第29号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第29号教育委員会教育長の任命については、原案のとおり任命について同意することに決定いたしました。

◎日程第15 発議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第15 発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）につきまして、趣旨を説明申し上げます。

本件は、町長から令和4年2月4日付で専決処分事項指定の依頼があり、国において、令和4年度の地方税法等の一部を改正する法律案が本定例会閉会后に可決する見通しであることから、地方自治法第180条の規定により、上富良野町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたい旨、令和4年度地方税制改正案の要旨及び概要を添えて依頼があったところであります。

これを受けて、令和４年２月７日、２４日の議会運営委員会、２２日の総務産建常任委員会及び２月２５日の全員協議会で審議し、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

発議案第１号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和４年３月２日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、金子益三。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

令和４年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）等の一部を改正すること。

以上で、発議案第１号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第１号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 発議案第２号

○議長（村上和子君） 日程第１６ 発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健

康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

５番金子益三君。

○５番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、趣旨説明を申し上げます。

本件は、町長から令和４年２月４日付で専決処分事項指定の依頼があり、国において、令和４年度の地方税法等の一部を改正する法律案が本定例会閉会後に可決する見通しであることから、地方自治法第１８０条の規定により、上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたい旨、令和４年度地方税制改正案の要旨及び概要を添えて依頼があったところであります。

これを受けて、令和４年２月７日、２４日の議会運営委員会、２月２１日の厚生文教常任委員会及び２月２５日の全員協議会で審議し、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明を申し上げます。

発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和４年３月２日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者 上富良野町議会議員、荒生博一。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

令和４年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町国民健康保険税条例（昭和３１年上富良野町条例第７号）の一部を改正すること。

以上で、発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いた

します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから発議案第2号採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者賛成)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第2号町長の専決事項の指定について(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第17 発議案第3号コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しを求める意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) ただいま上程いただきました発議案第3号コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しを求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和4年2月4日に上富良野町農民連盟から当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において、所管である総務産建常任委員会に付託され、2月22日の委員会で慎重審議いたしました。

委員会においては、新型コロナウイルス、オミクロン株による感染拡大により、出入国規制や移動自粛など、感染対策が強化され、再びインバウンド需要や観光業の低迷、飲食店の営業制限や利用者減少など、地域経済への打撃を深刻化させていること、また、農業では、コロナ禍による観光業、外食産業の低迷により、米、乳製品などの大幅な在庫解消に向けたさらなる需要喚起と消費拡大対策が急務であること、特に米は、令和3年が豊作であり、滞在在庫や価格低下から、農家経済にも大きな影響を与えていること、さらに、令和3年11月末に示された水田活用の直接支払交付金の見直しは、道内の農村地域に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、採択すべきものとして、議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案については、本文を朗読し、意見書については、記以降の要望項目の朗読により説明といたします。

発議案第3号コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しを求める意見について。

上記議案を別記のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年3月2日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、金子益三。

裏面の記以降を御覧願います。

記。

1、新型コロナウイルスの変異株の急速な感染拡大により、収束の先行き不安から一層の観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みが長期化する懸念があり、今後も地域経済への影響が危惧されることから、米や乳製品、砂糖などの農畜産物の需要喚起と消費拡大対策を強化するとともに、地域経済を活性化する対策など地方自治体への対策関連予算を十分に措置すること。

2、水田活用の直接支払交付金については、食料自給率の向上や特色ある産地形成などに寄与していることから、今後も必要な予算を確保し、恒久的に運用すること。

また、同交付金の見直しに当たっては、振興作物や農業用水の供給量、基盤整備の進捗状況など、各地域で事情が大きく異なるため、生産現場の実態に考慮したきめ細かな対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上で、発議案第3号コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しを求める意見についての趣旨説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第3号コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しを求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第7 決議案第2号

○議長(村上和子君) 追加日程第7 決議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

6番中澤良隆君。

○6番(中澤良隆君) ただいま上程されました決議案第2号の趣旨を説明申し上げます。

本年2月24日に開始されたロシア軍によるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、さらに国連憲章の重大な違反であり、断じて許されない行為であります。

上富良野町議会といたしましても、国際社会の恒久平和の実現に向け、ロシアによるウクライナへの軍事侵略を即時に無条件で撤退されるよう強く求めるものであります。

以下、決議案を朗読し、説明といたします。

決議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議について。

上記議案を次のとおり、議会規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月16日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

同じく金子益三。

それでは、裏面を御覧いただきたいと思います。

ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議。

本年2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻を行い、さらには核兵器使用について言及し、国際社会を挑発している。

このことは、国際社会ひいてはわが国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、核兵器による被爆国である日本国民として、また、ロシアと国境を接する北海道民としても断じて容認できない。

上富良野町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な安全確保及び事態の解決に向けて万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

令和4年3月16日。

上富良野町議会。

以上であります。

御審議賜り、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、決議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、決議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 閉会中の継続調査 申し出について

○議長(村上和子君) 日程第18 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎町 長 挨拶

○議長(村上和子君) 次に、本年度最初の定例会のため、町長から御挨拶があります。

町長、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤 繁君） 議長の許可を得まして、閉会に当たり、皆様に御礼を申し上げたいと思います。

本会議は、3月2日から始まりまして、2週間を超える長い時間の間、皆さんに御審議いただきまして、本当にありがとうございます。

おかげをもちまして、上程した議案につきましては全て御可決いただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

審議の中で皆様から承りました御意見等につきましては、しっかりと今後の町政運営に取り入れて、十分参考にして、町政運営に邁進していきたいと、このように考えております。

審議の中でも話題に出てきましたとおり、地方の情勢というのは、大変厳しいものがありまして、過疎の問題、少子高齢、そして、昨今では農政問題も加わり、現在進行形の新型コロナの感染症対策等、課題が山積しております。これを一つ一つ解決していくように、そういうことが大切なと思っております。

特に令和4年度につきましては、町立病院をはじめ新子どもセンター、そして子どもの医療費の中学生以下の無償化、そしてジオパークなど、次代を見据えた事業が展開されることとなっております。

またさらに、私が就任して以来、初めて一からつくりました予算ということで、事実上の1年目の予算といえますか、初めての当初予算かなというふうにも思っております。これにつきましては、議会の皆様のみならず、町民の皆様と力を合わせて、一生懸命皆さんと一緒に歩み、進んでいかなければならないかなと、このように思っております。

つきましては、私はことあるごとに皆様に意見交換を含めて御理解、御協力を賜ってまいろうと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

長い間、どうも御苦勞様でした。お疲れ様でした。

ありがとうございます。

○議長（村上和子君） ありがとうございます。

議 長 挨 拶

○議長（村上和子君） 私からも一言、閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

第1回定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

令和4年3月2日から3月16日にわたりまして、15日間の長丁場。

3日は、町長、教育長の執行方針が述べられました。これらにつきましても、質疑、確認等させていただいております。

8日、9日は、7名の方から一般質問がなされました。これら、よく咀嚼し、これからのまちづくりに生かしていただきたいと思います。

10日からは予算委員会。予算委員会につきましては、町長が初めての予算を組まれた予算であり、一般会計77億2,300万円、特別・公営企業会計51億74万円、合わせ、全体予算128億4,374万9,000円。4日間の議員各位の熱心なる御審議を賜り、予算を認めさせていただきました。

中学生の医療費無償化につきましては、比較的早い取組をしていただきましたが、ほかの事業につきましては、意見書を提出させていただきましたので、しっかり執行者におかれましてはまちづくりに生かしていただきたいと思います。

また、「泥流地帯」の映画化につきましては、予算結果が生かされるように強く求めさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとりながら、初日、1日目の予算委員会では7時40分まで、この定例会で本当に皆様方、私どもの町民に対する思い、持続可能なまちづくり、住民の福祉の充実を願い、取り組まれた皆様方、本当にこのことは町民に伝わるものと私は信じております。

15日間の長丁場でしたが、第1回定例会に当たり、簡単措辞でございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本当に長丁場、大変皆様、御苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） これにて、令和4年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午前11時52分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月16日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 佐 藤 大 輔

署名議員 今 村 辰 義